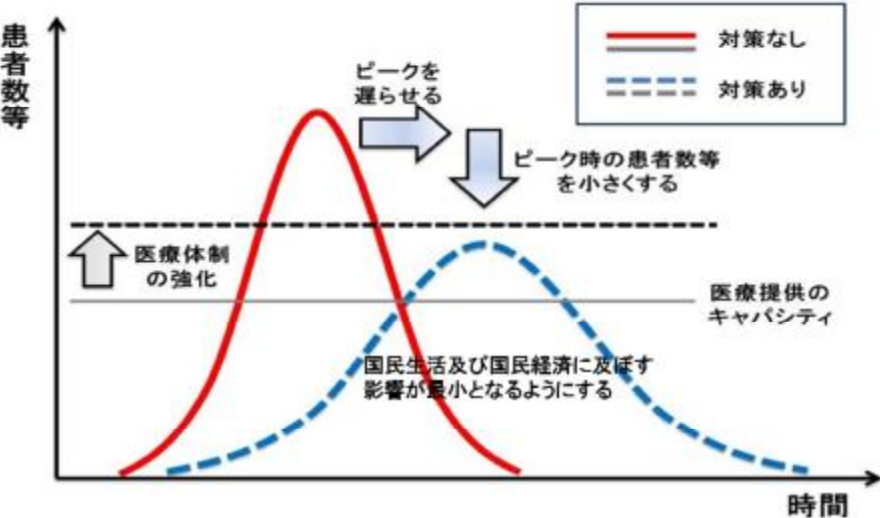
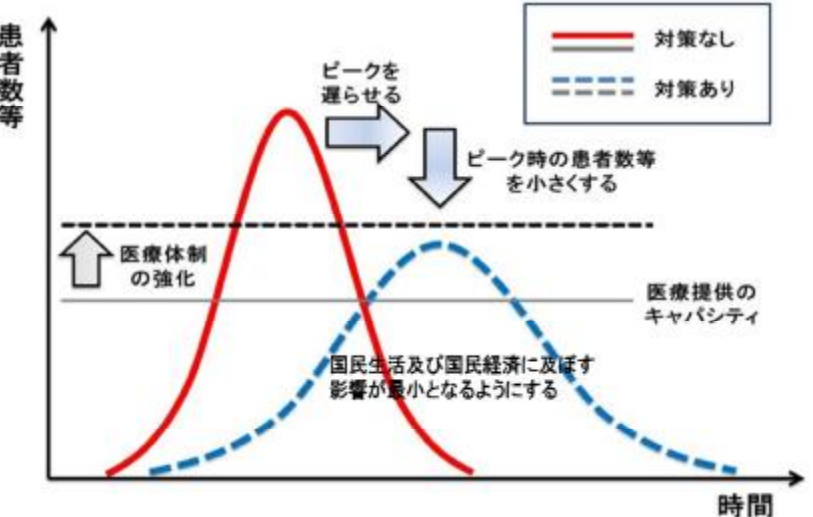


新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく府行動計画の対応表（国：現行：たたき台）

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画 たたき台
<p>I. はじめに</p> <p>(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定</p> <p>新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。</p> <p>また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。</p> <p>これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。</p> <p>(2) 取組の経緯</p> <p>我が国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザ対策に係る対策について、平成17年（2005年）に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、平成20年（2008年）の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号。）」で新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成21年（2009年）2月に行動計画を改定した。</p> <p>同年4月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的な大流行となり、我が国でも発生後1年余で約2千万人が罹患したと推計されたが、入院患者数は約1.8万人、死亡者数は203人であり、死亡率は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまったが、この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生しまん延する場合に備えるため、平成23年（2011年）9月に行動計画を改定するとともに、この新型インフルエンザの教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成24年（2012年）5月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。</p> <p>(3) 政府行動計画の作成</p> <p>政府は、特措法第6条に基づき、「新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ」（平成25年（2013年）2月7日）を踏まえ、政府行動計画案を作成し、新型インフルエンザ等対策有識者会議の意見を聴いた上で、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下</p>	<p>はじめに</p> <p>1 背景</p> <p>スペインインフルエンザや香港インフルエンザのように、過去の例からも、新型インフルエンザが世界で大流行した場合、医療提供機能の低下により多くの尊い命が失われるとともに、社会機能や経済活動においても様々な混乱が懸念される。</p> <p>近年、東南アジアなどを中心に、高病原性の鳥インフルエンザウイルスが人に感染し、鳥インフルエンザ（H5N1）による死亡例が報告されている。このような鳥インフルエンザ（H5N1）のウイルスが変異すること等により、人から人へ効率よく感染する能力を獲得して強い病原性を示す新型インフルエンザが発生することが懸念されている。</p> <p>また、新型インフルエンザは、高病原性に限らず、低病原性であっても、平成21年に世界的な大流行となったインフルエンザ（H1N1）2009（平成23年4月1日以降使用する名称）で経験したように、医療体制をはじめ社会経済活動に大きな影響を及ぼすことが想定される。</p> <p>新型インフルエンザが発生した場合、感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会経済活動への影響を最小限にとどめるため、行政、医療関係者はもとより、全国民が総力をあげて必要な対策を講じていく必要がある。</p> <p>本府においては、新型インフルエンザが発生した場合に適切な対策を実施するため、国の行動計画・ガイドライン等を踏まえ、大阪府インフルエンザ対策行動計画を策定している。しかし、平成21年に発生したインフルエンザ（H1N1）2009において、当時の行動計画が鳥インフルエンザ由来の病原性が高い場合のみを想定したものであったため、病原性の低いウイルスに対して、そのまま対策を適応した場合、対策によって得られる効果とそれに伴う個人の自由の制限や経済活動への影響などの不利益との間に著しい不均衡が生じたことから、対策の内容を緩和するなど柔軟な対応が必要であった。</p> <p>このため、新型インフルエンザが発生した場合に、ウイルスの特性や感染の状況などによって臨機応変な対策を効果的に実施できるよう、大阪府新型インフルエンザ対策協議会での審議を経て、府民の意見及び府議会での議論を踏まえ、平成21年11月に府行動計画を改定した。</p> <p>また、本府では、平成21年度のインフルエンザ（H1N1）2009対策の検証を行い、国行動計画では、各警戒レベルに応じて統一的な対策が定められ、地域ごとに効果的な対策が取れないことから、今後、その対策の実施にあたっては、全国一律に実施するのではなく、地域の感染状況やウイルスの病原性等に応じて各自治体の判断で柔軟な対応を可能とするよう、国に対して提案してきた。</p> <p>今般、国において、新型インフルエンザ（A/H1N1）対策総括会議や新型インフルエンザ専門家会議等で議論が重ねられた結果、新型インフルエンザが発生した場合、各発生段階において、病原性、感染力等の新型インフルエンザウイルスの性状や地域の感染状況等を踏まえ、地域の実情に即した適切な対策が実施できるよう、行動計画の改定（平成23年9月）が行われた。本府の行動計画は、すでに地域の状況に応じた効果的な対策が実施できるよう平成21</p>	<p>I はじめに</p> <p>1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定</p> <p>新型インフルエンザは、およそ10年から40年の周期で発生しているが、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と、これに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。</p> <p>また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同等の危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響を最小限に抑えることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。</p> <p>2. 府行動計画策定の経緯</p> <p>本府においては、特措法制定前から、国の行動計画・ガイドライン等を踏まえ、行動計画を策定している。</p> <p>しかし、平成21年当時の行動計画が、鳥インフルエンザ由来の病原性が高い場合のみを想定したものであったことから、新型インフルエンザ（A/H1N1pdm2009）のような病原性の低いウイルスに対しても、臨機応変な対策を効果的に実施できるよう、平成21年11月に府行動計画を改定した。</p> <p>また、新型インフルエンザ（A/H1N1pdm2009）対策の検証を行い、地域の感染状況やウイルスの病原性等に応じ、各自治体の判断で柔軟に対応できるよう、国に対して提案を行った。</p> <p>国においても、専門家会議等で議論を重ね、地域の実情に即した適切な対策が実施できるよう行動計画の改定（平成23年9月）が行われた。これを受けて、府においても病原性の程度や地域の発生状況に応じた対策が講じられるよう、平成24年6月に行動計画の更なる改定を行った。</p> <p>今般、特措法や平成25年6月7日に策定された「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）における考え方や基準を踏まえ、状況の変化に的確に対応できるよう多様な選択肢を示すため、特措法第7条の規定により、「大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「府行動計画」という。）を策定した。</p> <p>今後、政府ガイドラインや専門的知見をもとにマニュアル等を整備することにより、本府における新型インフルエンザ等の対策を充実させることとする。</p>

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画 たたき台																								
<p>「政府行動計画」という。)を作成した。本政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。</p> <p>本政府行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。） ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの <p>なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は、特措法の対象ではないが、関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応については、本政府行動計画の参考として「国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」で示す。</p> <p>新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要があり、また、新型インフルエンザ等対策についても検証等を通じ、政府は、適時適切に政府行動計画の変更を行うものとする。</p>	<p>年度に改定を行ったところであるが、今般の国の行動計画等の改定に合わせ所要の改定を行うこととした。</p> <p>なお、現在国において、新型インフルエンザ対策行動計画の実効性を一層高めるために必要な法制度について検討が行われており、今後、新たな法律の制定や国の行動計画、ガイドライン等の見直しが行われた場合には、本府行動計画についても適宜所要の改定を行っていくこととする。</p> <p>2 流行規模の想定</p> <p>新型インフルエンザ発生の流行規模は、出現するウイルスの病原性や感染力等の病原体側の要因や、人の免疫の状態等宿主側の要因、社会環境など多くの要素に左右される。国の行動計画では、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考として、米国疾病予防管理センター（以下「CDC」という）の推計モデルにより試算した推計値をもとに、一つの例として流行規模の想定を行っており、全人口の25%が罹患すると想定して、受診患者数、入院患者数、死亡者数の推定を行っている。</p> <p>大阪府における流行規模の想定にあたっては、国が行動計画の中で示した推計を参考に受診患者数、入院患者数、死亡者数の推計を行った。</p> <table border="1" data-bbox="1175 1270 1982 1822"> <thead> <tr> <th></th> <th>全 国</th> <th>大阪府</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口(平成22年)</td> <td>約1億2,806万人</td> <td>約886万人</td> </tr> <tr> <td>罹患率(25%)</td> <td>約3200万人</td> <td>約220万人</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(アジアインフルエンザ並みの致死率0.53%の場合による推計)</td> </tr> <tr> <td>受診患者数</td> <td>約2,500万人 (上限値)</td> <td>約173万人 (上限値)</td> </tr> <tr> <td>入院患者数</td> <td>約53万人 (上限値)</td> <td>約3万7千人 (上限値)</td> </tr> <tr> <td>死亡者数</td> <td>約17万人 (上限値)</td> <td>約1万2千人 (上限値)</td> </tr> <tr> <td>1日当たり最大入院患者数</td> <td>約10万1千人 (流行発生から5週目)</td> <td>約7千人 (流行発生から5週目)</td> </tr> </tbody> </table>		全 国	大阪府	人口(平成22年)	約1億2,806万人	約886万人	罹患率(25%)	約3200万人	約220万人	(アジアインフルエンザ並みの致死率0.53%の場合による推計)			受診患者数	約2,500万人 (上限値)	約173万人 (上限値)	入院患者数	約53万人 (上限値)	約3万7千人 (上限値)	死亡者数	約17万人 (上限値)	約1万2千人 (上限値)	1日当たり最大入院患者数	約10万1千人 (流行発生から5週目)	約7千人 (流行発生から5週目)	<p>3. 対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症</p> <p>府行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）</p> <p>(2) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの（以下「新感染症」という。）</p> <div data-bbox="1997 651 2804 903"> <pre> graph LR A[新型インフルエンザ等 (特措法第2条第1項)] --> B[新型インフルエンザ等感染症 (感染症法第6条第7項)] A --> C[新感染症 (感染症法第6条第9項)] B --> D[新型インフルエンザ (感染症法第6条第7項第1号)] B --> E[再興型インフルエンザ (感染症法第6条第7項第2号)] C --> F[全菌種かつ急速な人伝いのおそれのあるものに限定 (特措法第2条第1項第1号において限定)] </pre> </div>
	全 国	大阪府																								
人口(平成22年)	約1億2,806万人	約886万人																								
罹患率(25%)	約3200万人	約220万人																								
(アジアインフルエンザ並みの致死率0.53%の場合による推計)																										
受診患者数	約2,500万人 (上限値)	約173万人 (上限値)																								
入院患者数	約53万人 (上限値)	約3万7千人 (上限値)																								
死亡者数	約17万人 (上限値)	約1万2千人 (上限値)																								
1日当たり最大入院患者数	約10万1千人 (流行発生から5週目)	約7千人 (流行発生から5週目)																								

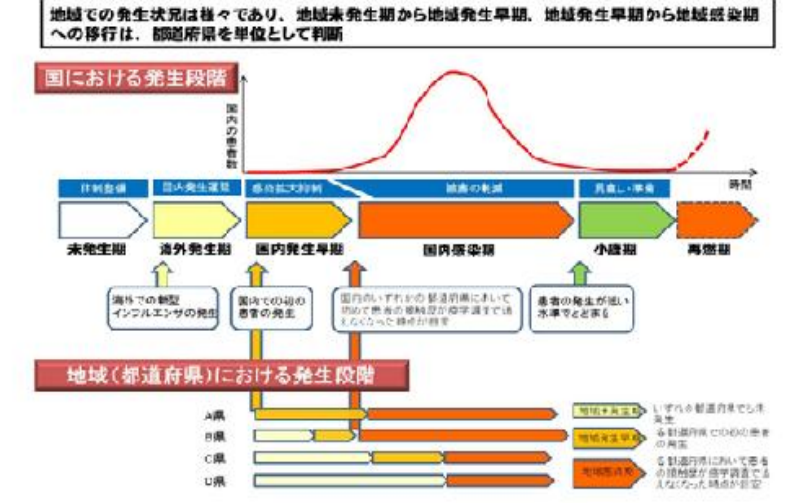
政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画 たたき台
<p>Ⅱ. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針</p> <p>1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略</p> <p>新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、国民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、国民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。</p> <p>イ) 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。 ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。 ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。 <p>ロ) 国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。 ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。 <p style="text-align: center;">＜対策の効果 概念図＞</p> 	<p>基本方針</p> <p>1 目的</p> <p>新型インフルエンザは、ウイルスの病原性や感染力等が高い場合、甚大な健康被害を引き起こされることが懸念される。このことにより、医療体制の崩壊等による保健・医療分野への影響のみならず、社会・経済活動が縮小・停滞するなど社会全体へ大きな影響を及ぼす。</p> <p>このため、国においては、新型インフルエンザによる影響をできる限り軽減するため、国家の危機管理に関わる重要な課題として位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じることとしており、本府においてもこの目的を達成するため、国や市町村、関係機関等と密接に連携を図り、一体的に取り組んでいく。</p> <p>感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる 社会・経済を破綻に至させない</p>	<p>Ⅱ 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針</p> <p>1. 対策の目的及び基本的な戦略</p> <p>新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生を阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入は避けられないと考えられる。病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、府民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。そのため、新型インフルエンザ等患者の発生が一定の期間に集中した場合には、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を府政の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として、国、府、市町村、関係機関が相互に連携して対策を講じていく必要がある。</p> <p>(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、府民の生命及び健康を保護する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初期段階において、感染拡大を抑制し流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造等の時間を確保する。 ・ 流行のピーク時の患者発生等をなるべく抑え、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の拡充を図り、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。 ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。 <p>(2) 府民生活及び府民経済に及ぼす影響を最小限に抑える</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府内の感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。 ・ 事業継続計画の作成及びその実施等により、医療提供業務はじめ府民生活及び府民経済の安定に不可欠な業務の維持に努める。 

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画 たたき台
<p>2. 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方</p> <p>新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。本府行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。</p> <p>そこで、我が国においては、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。(具体的な対策については、Ⅲ. において、発生段階毎に記載する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生前の段階では、水際対策の実施体制の構築、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備、ワクチンの研究・開発と供給体制の整備、国民に対する啓発や政府・企業による業務計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。 ・ 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を策定することが必要である。海外で発生している段階で、国内の万全の体制を構築するためには、我が国が島国であるとの特性を生かし、検疫の強化等により、病原体の国内侵入の時期をできる限り遅らせることが重要である。 ・ 国内の発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、病原性に応じては、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。 ・ なお、国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。 ・ 国内で感染が拡大した段階では、国、地方公共団体、事業者等は相互に連携して、医療の確保や国民生活・国民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。 	<p>2 基本的考え方</p> <p>新型インフルエンザは、ウイルスの病原性や感染力をはじめ、感染した場合の症例定義など、事前にその性状を特定することはできず、対策についても不確定要素が大きいことから、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。</p> <p>そこで、国においては、科学的知見に基づき、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中や交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各国の対策も視野に入れながら、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスの取れた戦略を目指すこととしている。</p> <p>本府では、国の行動計画を踏まえ、新型インフルエンザの発生前の段階から、医療体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄など、新型インフルエンザの発生に備えた準備を行うものである。また、府民ひとり一人の感染予防策の取り組みが重要であることから、日ごろから手洗い、咳エチケットなど感染症予防対策への注意喚起を行う。</p> <p>新型インフルエンザが発生の際には、感染拡大防止のため、感染症サーベイランスの強化、患者の入院措置、接触者への積極的疫学調査、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、外出自粛・学校一斉休業等の対策を実施する。また、個人の発症や重症化を防ぐため、実施主体である市町村と連携を図り、パンデミックワクチン等の接種を行う。</p> <p>患者への適切な医療提供が行えるよう、日ごろから医療機関及び関係団体等との連携強化、円滑な情報提供・共有に努める。</p> <p>本行動計画は、国の行動計画やガイドライン等を踏まえ、大阪府における新型インフルエンザ対策を実施するための行動指針であり、対策の実施にあたっては、新型インフルエンザウイルスの病原性、感染力及び府内の感染状況等に応じて柔軟に対応するものとする。</p>	<p>2. 対策の基本的考え方</p> <p>新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。</p> <p>従って、行動計画においては、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示す必要がある。</p> <p>府行動計画では、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととしており、府行動計画においても同様の観点から対策を組み立てることとする。</p> <p>具体的には、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する(実際の対策については、「Ⅲ 各発生段階における対策」の項において、発生段階ごとに記載する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 発生前の段階では、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備、府民に対する啓発や自治体・企業による業務計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を周到に行うことが重要である。 (2) 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階で、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということを前提として対策を講じることが必要である。海外で発生している段階で、府内において万全の体制を構築するためには、我が国が島国という特性を生かし、国が行う検疫体制の強化等への協力により、病原体の府内侵入の時期をできる限り遅らせることが重要である。 (3) 府内発生当初の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、病原性に応じては、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じる。また、新感染症の場合には治療法がない場合もあり、ワクチン開発や治療法確立までに、流行のピークを迎えることのないよう、府民の積極的な感染予防策による感染拡大スピードの抑制が重要となる。 (4) 国内外の発生当初等、病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小もしくは、中止を図るなど見直しを行うこととする。

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画 たたき台
<p>・ 事態によっては、地域の実情等に応じて、都道府県や各省等が政府対策本部と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。</p> <p>国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染拡大防止策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要である。</p> <p>特に、医療対応以外の感染拡大防止策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。</p> <p>事業者の従業員の罹患等により、一時期、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを国民に呼びかけることも必要である。</p> <p>また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や国民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARS（注）のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。</p> <p>3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点 国、都道府県、市町村又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等発生に備え又はその発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等に対策的かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。</p> <p>3. 1 基本的人権の尊重 国、都道府県、市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権</p>	<p>3 対策開始時の基本方針</p> <p>基本方針 新型インフルエンザが発生した初期の段階では、病原性などの知見が明確でない場合が多いことから、発生が確認された初期の段階では、府民の健康・命を守ることを最優先に、病原性が高く感染力が強いウイルスであることを前提として最も厳重な対策を実施し、その間にウイルスの病原性や感染の拡がりなどを見極めて、それに合わせて対策を緩和していくなど、柔軟に対応していくこととする。</p> <p>このため、国内発生時において速やかにウイルスの病原性を見極められるよう、海外で発生した段階から患者の全数報告、クラスターサーベイランス等サーベイランス体制を強化する。</p> <p>なお、国の行動計画（平成23年9月改定）では、地域での発生状況に応じ、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階の移行については、必要に応じ国と協議の上で、都道府県が判断するものとされたことから、本府においては、医療機関、医療関係団体及び行政等の連携・協力のもと、府内の感染状況を踏まえ、医療提供や感染拡大防止策等の対策を実施する。</p> <p>また、自治体の判断だけで、ウイルスの病原性等によって独自に対策の変更ができない場合には、実態に併せて柔軟な対策が可能となるよう、国に対して速やかに制度や運用の見直しを求めていく。</p> <p>対策の方針決定</p>	<p>（5）府内で感染が拡大した段階では、国、府、市町村、事業者等は相互に連携して、医療の確保や府民生活・府民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、様々な事態が生じることが予想される。</p> <p>従って、初期の想定どおりには進まないことが考えられるため、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していく必要がある。</p> <p>（6）事態によっては、地域の実情等に応じて、府が政府対策本部等と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。</p> <p>府民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染拡大防止策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要である。</p> <p>特に、医療対応以外の感染拡大防止策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。</p> <p>そのため、国は事業者の従業員の罹患等により、一時期、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを国民に呼びかけることも必要である。また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、府、市町村、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や府民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や必要物品の備蓄等の準備を行うことが必要である。</p> <p>新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が重要となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。</p> <p>3. 対策の留意点 府、市町村、指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等発生前及び発生時には、特措法その他の法令、府行動計画、市町村行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携・協力し、その対策的かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。</p> <p>（1）基本的人権の尊重 府、市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的</p>

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画 たたき台
<p>を尊重することとし、検疫のための停留施設の使用、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、国民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。</p> <p>具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、国民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。</p> <p>3. 2 危機管理としての特措法の性格</p> <p>特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるといものではないことに留意する。</p> <p>3. 3 関係機関相互の連携協力の確保</p> <p>府対策本部、都道府県対策本部、市町村対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。</p> <p>都道府県対策本部長から府対策本部長に対して、又は、市町村対策本部長から都道府県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、府対策本部長又は都道府県対策本部長はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。</p> <p>3. 4 記録の作成・保存</p> <p>国、都道府県、市町村は、発生した段階で、府対策本部、都道府県対策本部、市町村対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。</p> <p>4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について</p> <p>4. 1 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について</p> <p>新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ(H5N1)等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害を引き起こされることが懸念される。</p> <p>行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るといことを念頭に置いて対策を検討することが重要である。新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因(出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等)や宿主側の要因(人の免疫の状態等)、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。</p> <p>本行動計画を策定するに際しては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定した。</p>	<p>新型インフルエンザが発生した場合、府内の対策を強力に推進していくため、知事を本部長とする「大阪府新型インフルエンザ対策本部会議」を開催し、ウイルスの病原性・感染力や府内の感染状況等に応じた医療体制の確保や感染防止対策等の基本方針を決定する。</p> <p>基本方針を決定する際に必要となるウイルスの病原性や医療、感染防止対策等に関する知見について、「大阪府新型インフルエンザ対策協議会」を開催し、提言を行う。</p> <p>なお、対策本部会議の開催にあたっては、府内における感染拡大防止対策等を一体的に取り組むため、保健所設置市の出席を求め、情報の共有化等を図るとともに、必要に応じ、ウイルス学や医療等に関する専門家、医療関係団体の代表等の出席を求め、専門的見地から意見を聞く。</p> <p>4 対策に影響を与える要素</p> <p>新型インフルエンザ(A/H1N1)対策の検証結果を踏まえ、感染状況やウイルスの病原性等に応じ、実態に合わせた柔軟な対応が必要であることから、次の各要素を総合的に判断して、適切に対策を実施していく。</p> <p>※ ウイルスの病原性</p> <p>重症化率や死亡率は病原性によって大きく左右されることから、症状が多臓器に及ぶ場合を「病原性が高い」、症状が呼吸器など一部にとどまる場合を「病原性が低い」とし、発生した新型インフルエンザがどちらの基準に該当するか、大阪府新型インフルエンザ対策協議会の意見を聞いて決定する。</p> <p>なお、当初「病原性が低い」と判断した場合であっても、重症化による入院患者数や死者数が増加する傾向が認められる場合は、病原性の評価や対策のレベルを見直す。</p> <p>なお、ウイルスの病原性は国において統一的な知見が示されるべきであり、上記の基準はそれまでの暫定的なものとする。</p> <p>※ 感染力の強弱</p> <p>感染力の強弱は、一人の患者が何人に感染させるかを示す指標である基本再生産数で表される。発生した新型インフルエンザの再生産数が2を越える場合は、感染力が強いと判断する。</p> <p>[参考] 季節性インフルエンザの再生産数 1. 1～1. 4</p> <p>※ 感染拡大の状況</p> <p>新型インフルエンザの発生が確認された段階で、感染が一部集団・地域にとどまっているか、府内に拡散しているかを見極める。</p> <p>※ 感染者の属性</p> <p>感染者が特定の年齢や集団によって偏りがいないか、特定の年齢層に免疫があるかを判別する。</p>	<p>人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛等の要請、学校・興行場等の使用等制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、府民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。</p> <p>具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、府民に対して十分説明し理解を得ることを基本とする。</p> <p>(2) 危機管理としての特措法の性格</p> <p>特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の有効性により、新型インフルエンザ等緊急事態の措置が必要のないこともあり得ることから、いかなる場合においてもこれらの措置を講じるといものではないことに留意する。</p> <p>(3) 関係機関相互の連携協力の確保</p> <p>府対策本部、市町村対策本部は、相互に緊密な連携を図りつつ、総合的に対策を推進する。市町村対策本部長から府対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、府対策本部長はその要請の趣旨を尊重し、必要に応じて速やかに所要の総合調整を行う。</p> <p>(4) 記録の作成・保存</p> <p>府、市町村は、府対策本部、市町村対策本部の立ち上げ以降、対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。</p> <p>4. 被害想定</p> <p>新型インフルエンザ等の流行規模は、ウイルスの病原性や感染力等の病原体側の要因や、人の免疫の状態等宿主側の要因、医療環境や社会環境など複合的要因に左右される。</p> <p>府行動計画では、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考とし、一つの例として流行規模の想定を行っており、全人口の25%が罹患すると想定して、受診患者数、入院患者数、死者数の推計を行っている。</p> <p>本府における流行規模の想定にあたっては、府行動計画の中で示された推計を参考に受診患者数、入院患者数、死者数の推計を行った。</p>

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画 たたき台																								
<ul style="list-style-type: none"> 全人口の 25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は、約 1,300 万人～約 2,500 万人 と推計。 入院患者数及び死亡者数については、この推計の上限値である約 2,500 万人を基に、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度を致命率 0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重度を致命率 2.0%として、中等度の場合では、入院患者数の上限は約 53 万人、死亡者数の上限は約 17 万人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は約 200 万人、死亡者数の上限は約 64 万人となると推計。 全人口の 25%が罹患し、流行が各地域で約 8 週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布の試算を行ったところ、中等度の場合、1 日当たりの最大入院患者数は 10.1 万人（流行発生から 5 週目）と推計され、重度の場合、1 日当たりの最大入院患者数は 39.9 万人と推計。 なお、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。 被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。 なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があること、併せて特措法の対象としたところである。そのため、新型インフルエンザ等感染症の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。 <p>4. 2 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について</p> <p>① 新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民の 25%が、流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次罹患する。罹患者は 1 週間から 10 日間程度罹患し、欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。 ピーク時（約 2 週間（注））に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5%程度（注）と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40%程度が欠勤するケースが想定される。 		<table border="1" data-bbox="2101 268 2680 709"> <thead> <tr> <th></th> <th>全 国</th> <th>大阪府</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口(平成 22 年)</td> <td>約 1 億 2,806 万人</td> <td>約 883 万人</td> </tr> <tr> <td>罹患者数(25%)</td> <td>約 3,200 万人</td> <td>約 220 万人</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(アジアインフルエンザ並みの致死率 0.53% の場合による推計)</td> </tr> <tr> <td>受診者数</td> <td>約 2500 万人 (上限値)</td> <td>約 173 万人 (上限値)</td> </tr> <tr> <td>入院患者数</td> <td>約 53 万人 (上限値)</td> <td>約 3 万 7 千人 (上限値)</td> </tr> <tr> <td>死亡者数</td> <td>約 17 万人 (上限値)</td> <td>約 1 万 2 千人 (上限値)</td> </tr> <tr> <td>1 日当たり最大入院患者数</td> <td>約 10 万 1 千人 (流行発生から 5 週目)</td> <td>約 7 千人 (流行発生から 5 週目)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の効果や現在の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。 未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があることから、併せて対策の対象としている。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に、新感染症も含めた対策を検討・実施することとなることから、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。 <p>5. 社会・経済への影響</p> <p>新型インフルエンザ等による社会・経済への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。</p> <p>(1) 府民の 25%が、流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次罹患する。罹患者は 1 週間から 10 日間程度罹患し、欠勤する。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。</p> <p>(2) ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、家族の世話、看護等（学校(学校教育法第 1 条第 1 項、第 124 条、第 134 条に規定する学校を指す。以下同じ)・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最</p>		全 国	大阪府	人口(平成 22 年)	約 1 億 2,806 万人	約 883 万人	罹患者数(25%)	約 3,200 万人	約 220 万人	(アジアインフルエンザ並みの致死率 0.53% の場合による推計)			受診者数	約 2500 万人 (上限値)	約 173 万人 (上限値)	入院患者数	約 53 万人 (上限値)	約 3 万 7 千人 (上限値)	死亡者数	約 17 万人 (上限値)	約 1 万 2 千人 (上限値)	1 日当たり最大入院患者数	約 10 万 1 千人 (流行発生から 5 週目)	約 7 千人 (流行発生から 5 週目)
	全 国	大阪府																								
人口(平成 22 年)	約 1 億 2,806 万人	約 883 万人																								
罹患者数(25%)	約 3,200 万人	約 220 万人																								
(アジアインフルエンザ並みの致死率 0.53% の場合による推計)																										
受診者数	約 2500 万人 (上限値)	約 173 万人 (上限値)																								
入院患者数	約 53 万人 (上限値)	約 3 万 7 千人 (上限値)																								
死亡者数	約 17 万人 (上限値)	約 1 万 2 千人 (上限値)																								
1 日当たり最大入院患者数	約 10 万 1 千人 (流行発生から 5 週目)	約 7 千人 (流行発生から 5 週目)																								

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画 たたき台																			
		<p>大 40%程度が欠勤するケースが想定される。</p> <p>6. 発生段階 新型インフルエンザ等対策は、発生の状況に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、行動計画であらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定める。発生時における各発生段階への移行時期については、必要に応じて国と協議の上、府が判断する。府、市町村、関係機関等は、行動計画等で定められた対策を各段階に応じて実施することとする。なお、発生段階によってはその期間が極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下、「緊急事態宣言」という。）が発出された場合には、対策の内容が変化する。</p> <table border="1" data-bbox="2021 768 2778 1236"> <thead> <tr> <th>発生段階</th> <th>状 態</th> <th>政府行動計画の発生段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未発生期</td> <td>新型インフルエンザ等が発生していない状態</td> <td>未発生期</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">府内未発生期</td> <td>海外で新型インフルエンザ等が発生した状態</td> <td>海外発生期</td> </tr> <tr> <td>国内のいずれかで新型インフルエンザ等が発生しているが、府内では発生していない状態</td> <td>国内発生早期</td> </tr> <tr> <td>府内発生早期</td> <td>府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</td> <td rowspan="2">国内感染期</td> </tr> <tr> <td>府内感染期</td> <td>新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</td> </tr> <tr> <td>小康期</td> <td>新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態</td> <td>小康期</td> </tr> </tbody> </table> <p>地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断</p> 	発生段階	状 態	政府行動計画の発生段階	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	未発生期	府内未発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	海外発生期	国内のいずれかで新型インフルエンザ等が発生しているが、府内では発生していない状態	国内発生早期	府内発生早期	府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	国内感染期	府内感染期	新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小康期
発生段階	状 態	政府行動計画の発生段階																			
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	未発生期																			
府内未発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	海外発生期																			
	国内のいずれかで新型インフルエンザ等が発生しているが、府内では発生していない状態	国内発生早期																			
府内発生早期	府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	国内感染期																			
府内感染期	新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態																				
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小康期																			

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画 たたき台
<p>5. 対策推進のための役割分担</p> <p>5. 1 国の役割について</p> <p>国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。</p> <p>また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。</p> <p>新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。</p> <p>指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。</p> <p>国は、新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。</p> <p>その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。</p> <p>5. 2 地方公共団体の役割について</p> <p>地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。</p> <p>【都道府県】</p> <p>都道府県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し的確な判断と対応が求められる。</p>	<p>5 役割分担</p> <p>国の行動計画を踏まえ、新型インフルエンザ対策における関係機関等の役割は以下のとおりである。</p> <p>1. 国</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザの発生前は、「新型インフルエンザ対策閣僚会議」、「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。 また、各省庁では、行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザが発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。 ・新型インフルエンザの発生時には、速やかに内閣総理大臣及び全ての国務大臣からなる「新型インフルエンザ対策本部」を設置し、その下で対策全体の基本方針を示し、政府一体となった対策を講ずるとともに、各省庁においてもそれぞれ対策本部等を開催し、対策を強力に推進する。 その際、政府対策本部は、医学・公衆衛生等の専門家からの意見を踏まえつつ、対策を進める。また、各地域での対策の実施主体となる地方公共団体と緊密に連携を図る。 <p>2. 府</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府は、感染症法に基づく措置の実施主体として、感染症対策の中心的な役割を担い、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し主体的に取り組む。 ・新型インフルエンザ発生前は、国行動計画、ガイドライン等を踏まえ、医療の確保、感染拡大防止対策等の対策に関し、府内の実情に応じた計画を作成するなど、新型インフルエンザの発生に備えた準備を推進する。 ・新型インフルエンザの発生時には、「府新型インフルエンザ対策本部会議」において、国における対策全体の基本的な方針を踏まえ、府内の状況に応じて判断を行い、対策を強力に推進する。 また、市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。 <p>【保健所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所は地域における対策の中心的役割を担い、市町村や管内医療機関等と連携して地域における情報の収集・提供、感染拡大の抑制等に取り組む。 ・新型インフルエンザ発生前には、保健所管内の状況に応じた関係機関との 	<p>7. 対策推進のための役割分担</p> <p>（１）国の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を適切に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。 ・国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO(世界保健機関) その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。 ・国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部において基本的対処方針を決定する。 <p>（２）近隣府県及び関西広域連合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣府県及び関西広域連合は、感染拡大を防止し、社会機能を維持するため、必要に応じ、相互に連携して、外出制限や施設の使用制限等における基準づくりや啓発、広報等府県の行政区域を超えた広域的対応を図るよう調整することが望まれる。 <p>（３）府の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針等に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、的確な判断が求められる。 ・府は、新型インフルエンザ等発生前は、政府行動計画、ガイドライン等を踏まえ、医療の確保、感染拡大防止対策等の対策に関し、府内の実情に応じた行動計画等を作成するなど事前の準備を進める。 ・府は、新型インフルエンザ等の発生時には、府対策本部を設置し、基本的対処方針等を踏まえ、府内の状況に応じて判断を行い、府行動計画等に基づき、対策を実施する。 ・府は、府内に緊急事態宣言が発出されたときは、国や市町村と連携し、必要に応じて、新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）を適切に講じる。 ・府は、市町村及び指定地方公共機関等と緊密な連携を図るとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。 <p>（４）保健所の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所は、地域における対策の中心的役割を担い、市町村や管内医療機関等と連携して情報の収集・提供、感染拡大の抑制等に取り組む。 ・保健所は、新型インフルエンザ等の発生前には、保健所管内の状況に

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画 たたき台
<p>【市町村】</p> <p>市町村は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、都道府県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。</p> <p>なお、保健所を設置する市及び特別区については、感染症法においては、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、都道府県に準じた役割を果たすことが求められ、都道府県と保健所を設置する市及び特別区（以下「都道府県等」という。）は、地域における医療体制の確保等に関する協議を行い、発生前から連携を図っておく。</p> <p>5. 3 医療機関の役割について</p> <p>新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。</p> <p>医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。</p>	<p>連携体制</p> <p>の構築や保健所内の体制づくりを行う等発生に備えた準備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ発生時には、「保健所管内関係機関対策会議」を開催し、地域における対策を推進する。 <p>また、管内医療機関と緊密な連携を図り、速やかに医療の提供が行われるよう必要な支援や調整を行う。</p> <p>3. 市町村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、社会的弱者への支援に関し主体的に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、府や近隣の市町村と緊密な連携を図る。 ・新型インフルエンザ発生前は、国や府の行動計画等を踏まえ、住民の生活支援等の市町村が実施主体となる対策に関し、それぞれ地域の実情に応じた計画を作成するなど新型インフルエンザ発生に備えた準備を推進する。 ・新型インフルエンザ発生時には、国及び府における対策全体の基本的な方針を踏まえ、地域の状況に応じて対策を強力に推進する。 <p>【保健所設置市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所設置市である中核市は、上記の市町村としての役割に加え、同地域の医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、府に準じた役割を果たすことが求められることから、行動計画やマニュアルの整備をはじめ、府や近隣市町村、関係機関・団体等との連携体制の構築等を行う必要がある。 <p>4. 医療機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザの発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進することが求められる。 ・新型インフルエンザの発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定を進めることが重要である。 ・新型インフルエンザの発生時には、診療継続計画に基づき、発生状況に応じて、新型インフルエンザ患者の診療体制の強化や病床確保を含め、保健所との連携を密にし、適切に医療を提供するよう努める。 	<p>応じた関係機関との連携体制の整備や保健所内の体制づくり等事前の準備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所は、新型インフルエンザ等の発生時には、地域医師会、歯科医師会、薬剤師会、指定地方公共機関を含む地域の中核的医療機関（国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）や新型インフルエンザ等協力医療機関（以下「協力医療機関」という。）、薬局、市町村、消防、警察、社会福祉協議会等の関係者からなる保健所管内関係機関対策会議（以下「対策会議」という。）を開催し、地域における対策を推進する。 <p>また、府内発生早期には、積極的疫学調査の実施とともに、病原性等の把握のための情報収集を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所は、速やかに適切な医療の提供が行われるよう所管区域内の医療機関と緊密な連携を図り、必要な支援や調整を行う。 <p>（5）市町村の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村は、住民に最も身近な地方公共団体として、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、要援護者への支援に関し、基本的対処方針等を踏まえ、市町村行動計画等に基づき、的確に対策を実施する。対策の実施に当たっては、府や近隣の市町村と緊密な連携を図る。 ・市町村は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画や府行動計画等を踏まえ、住民の生活支援等の市町村が実施主体となる対策に関し、それぞれ地域の実情に応じた行動計画等を作成するなど新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を進める。 ・市町村は、府が緊急事態措置を講じる際には、適切に連携・協力する。 ・保健所設置市については、感染症法上、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、都道府県に準じた役割を果たすことが求められることから、府と保健所設置市は、医療体制の確保等に関する協議を行い、発生前から連携を図っておく。 <p>（6）医療機関の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関は発生前から、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保に努める。 ・医療機関は、新型インフルエンザ等の発生時においても、継続して医療を提供するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定等事前の準備に努める。 ・医療機関は、新型インフルエンザ等の発生時においては、診療継続計画に基づき、地域の医療機関と連携して、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。 ・公立の医療機関は、地域医療の中核的役割を果たすことが求められることから、帰国者・接触者外来を開設するとともに、入院患者を積極的に受け入れる等適切に医療提供を行う。

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画 たたき台
<p>5. 4 指定（地方）公共機関の役割について 指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。</p> <p>5. 5 登録事業者 特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。 新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。</p> <p>5. 6 一般の事業者 事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行うことが求められる。 国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。</p> <p>5. 7 国民 新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。 新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。</p>	<p>5. 社会機能の維持に関わる事業者 ・医療関係者、公共サービス提供者、医薬品・食料品等の製造・販売事業者、運送事業者、報道機関等については、新型インフルエンザの発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザの発生前から事業継続計画の策定や従業員への感染予防策の実施などの準備を積極的に行うことが重要である。 ・新型インフルエンザの発生時には、事業継続計画を実行し、その活動を継続するよう努める。</p> <p>6. 一般の事業者 ・新型インフルエンザの発生時に備えて、職場における感染予防や事業継続に不可欠な重要業務への重点化のための準備を行うことが求められる。 ・新型インフルエンザの発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に不特定多数の者が集まる事業を行う者については、事業の自粛が求められる。</p> <p>7. 府民 ・新型インフルエンザの発生前は、新型インフルエンザに関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、通常のインフルエンザにおいても、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等の個人レベルでの感染予防策を実践するよう努める。発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うことが望ましい。 ・新型インフルエンザの発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。</p>	<p>(7) 指定地方公共機関の役割 ・指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。 ・指定地方公共機関は、あらかじめ業務計画を策定するとともに、必要物品の備蓄等を行い、発生時の業務の推進に備える。</p> <p>(8) 登録事業者の役割 ・特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は府民生活及び府民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で厚生労働大臣が登録する者(以下「登録事業者」という。)は、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の府民生活を維持するため、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染予防策の実施や事業継続に向けて、事前準備を積極的に行う。 ・新型インフルエンザ等発生時には、事業を継続するよう努める。</p> <p>(9) 一般の事業者 ・事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行うことが求められる。 ・府民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から一部の事業を縮小することが望まれる。特に、集客事業を行う者については、感染防止のための措置を徹底することが求められる。</p> <p>(10) 府民 ・新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいて行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。 ・発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。 ・新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。</p> <p>8. 医療提供等における保健所設置市との役割分担の考え方 府と保健所設置市はこれまで感染症法の大都市特例の規定に基づき、それぞれが役割分担をしてサーベイランスやまん延防止等に取組んできた。また、医療体制についても、保健所設置市自らが主体となって整備を進めてきたところもあることから、特措法制定を契機に府と保健所設置市との役割分担を以下のとおり整理する。</p> <p>(1) 情報収集・提供 ①サーベイランス 府内の感染状況の把握及び公表については、府民に、わかりやすく情報</p>

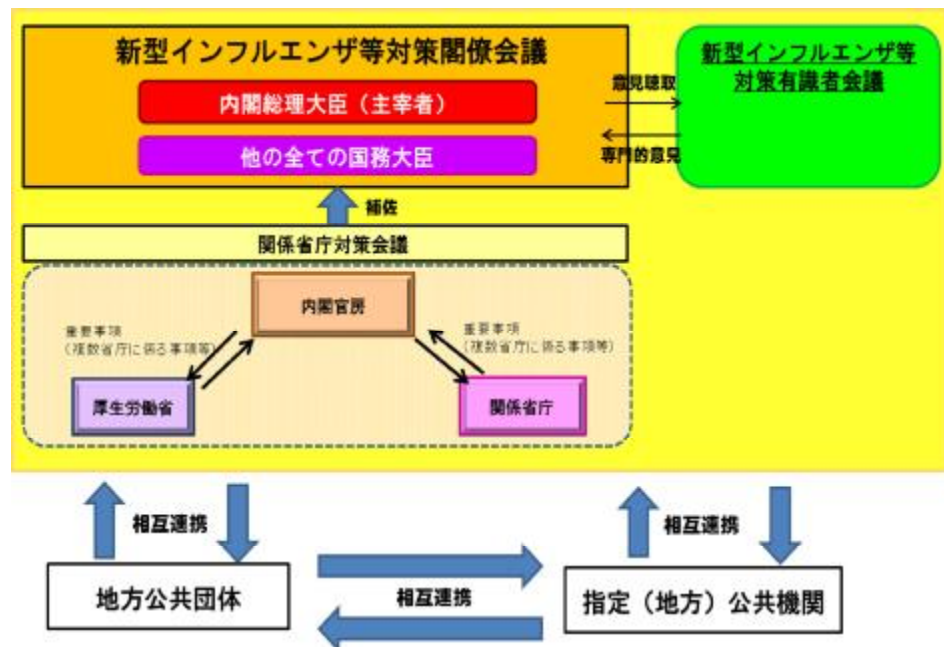
政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画 たたき台
		<p>提供するという観点から、以下のとおり、大阪府感染症情報センター（以下「情報センター」という。）において府域一元的に対応する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府内未発生期以降小康期までの間で、サーベイランスが強化される期間内において、府及び保健所設置市は、所管する保健所を経由して、患者全数、学校サーベイランスにより収集した新型インフルエンザ等発生情報を、毎日、情報センターに報告する。但し、定点、入院サーベイランスは週報とする。 ・ 患者全数は1日2回、学校サーベイランスの情報は、1日1回情報センターに報告し、情報センターにおいて集約・分析、公表する。 ・ 発生状況の公表はHPにおいて、府内全域分については情報センターが行い、保健所設置市は各所管区域内分について行う。 ・ なお、患者発生状況については、速報性の観点から1日2回程度公表する。 <p>②報道提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府は府内全域分、各保健所設置市は各所管区域内分の状況について報道提供する。 ・ 報道提供を行う際には、相互に連携し、同時刻に同時点の情報を提供する。 ・ 感染拡大時期に患者発生数を報道提供する際は、毎日2回程度定時に提供する。 ・ 記者会見、ブリーフィング等の実施は府に一元化するが、府内初発例や死亡事案、大規模感染等重大事案については、府と調整のうえ、保健所設置市においても同時に実施する。 ・ 記者会見等の実施にあたっては、国との連携について十分留意する。 <p>(2)まん延防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症法に基づき実施する9項目（P. 15参照）については、大都市特例に基づき、府及び保健所設置市が実施する。 ・ 特措法第24条第9項に基づく、府対策本部長の権限である公私の団体又は個人に対する協力要請、及び第45条に基づく特定都道府県知事の権限である住民に対する外出の自粛、施設等の使用制限等にかかる要請等は、必要に応じ保健所設置市の意見を聴取し、府が実施する。 <p>(3)医療体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症法第38条第2項に基づく、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関の指定及びこれに付随する事務は、府が実施する。 ・ 特措法第2条第7項に基づく指定地方公共機関(医療機関)の指定及びこれに付随する事務は、事前に保健所設置市と情報交換等を行い、府が実施する。 ・ 特措法第31条に基づく医療等の提供にかかる要請又は指示及びこれに付随する事務は、府が実施する。 ・ 特措法第48条に基づく臨時の医療施設を開設するときは、府が、保健所設置市と協議し、その協力の下に実施する。

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画 たたき台																		
		<p>・ 帰国者・接触者外来、入院医療機関の整備は、府及び保健所設置市が、それぞれの所管区域内について、府の協力医療機関をベースに実施する。</p> <p>(4) 保健所設置市との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特措法に基づき、保健所設置市が策定する行動計画には、府と保健所設置市との役割分担として、上記(1)～(3)の内容について記載する。 ・ 保健所設置市は、府が特措法第22条第1項に基づく対策本部を立ち上げたときは、速やかに対策本部(任意の対策本部を含む)を立ち上げられるよう体制を整備する。 <p>(5) 特措法における保健所が担う主な役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特措法に基づき、保健所設置市が所管する保健所が担う役割は、府保健所と同様とし、概ね以下のとおりとする。 ・ 保健所の所管区域を超えて調整が必要な場合(保健所間での水平連携が可能な場合はできる限り当事者間で調整)や、他部局所管事業との連携が必要な場合には、本庁(保健所設置市を含む)の担当各課が必要な情報の提供や調整等を行う。 <table border="1" data-bbox="2012 871 2783 1822"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="2012 871 2783 898">(1) 保健所の所管区域内における体制整備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="2012 898 2220 982">対策会議の設置</td> <td data-bbox="2220 898 2783 982">・ 保健所は、対策会議を設置し、所管区域内の実情に応じた医療体制の整備を推進するとともに、情報共有及び連携体制を構築する。</td> </tr> <tr> <th colspan="2" data-bbox="2012 982 2783 1010">(2) 事前の整備</th> </tr> <tr> <td data-bbox="2012 1010 2220 1094">帰国者・接触者外来の設置に関すること</td> <td data-bbox="2220 1010 2783 1094">・ 帰国者・接触者外来(概ね、人口10万人に1か所)を設置する医療機関や臨時に外来を開設することができる公共施設等のリストを作成する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2012 1094 2220 1304">府内感染期における医療の確保に関すること</td> <td data-bbox="2220 1094 2783 1304"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所の所管区域内の医療機関における、入院可能病床数(定員超過入院病床数等を含む)を把握し、府内感染期以降に重症者の入院に使用可能な病床数を確認する。 ・ 通常、感染症の診療を行う全ての一般の医療機関(以下「一般の医療機関」という。)に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請する。 ・ 院内感染防止に関する情報を提供する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="2012 1304 2220 1556">病診連携、病病連携の構築の推進に関すること</td> <td data-bbox="2220 1304 2783 1556"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府内感染期において、医療の提供が適切に行えるよう保健所の所管区域内の医療機関の連携体制構築を推進する。 【参考：病診連携等の想定例】 ・ 地域の中核的医療機関の診療に他の医療機関の医師が協力する病診連携等 ・ 軽症患者は診療所、重症患者は病院という役割分担の調整 ・ 病床が不足した医療機関から受入可能な医療機関への患者誘導調整 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="2012 1556 2220 1619"></td> <td data-bbox="2220 1556 2783 1619"> <ul style="list-style-type: none"> ・ ハイリスク患者(妊産婦、透析患者等)への対応 ・ 公的医療機関等による入院の優先的受入 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="2012 1619 2220 1734">在宅療養の支援体制の構築に関すること</td> <td data-bbox="2220 1619 2783 1734"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生時における、在宅療養者への訪問診療の確保 ・ 医療機関の収容能力を超えた場合、軽症の患者を在宅療養に切り替えたときの訪問診療の確保支援 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="2012 1734 2220 1822">臨時の医療施設の設置に関すること</td> <td data-bbox="2220 1734 2783 1822">・ 医療機関の収容能力を超えたときに備え、医療施設以外の施設での医療の提供体制(施設・人員等)について検討し、市町村や医療機関等と調整を図る。</td> </tr> </tbody> </table>	(1) 保健所の所管区域内における体制整備		対策会議の設置	・ 保健所は、対策会議を設置し、所管区域内の実情に応じた医療体制の整備を推進するとともに、情報共有及び連携体制を構築する。	(2) 事前の整備		帰国者・接触者外来の設置に関すること	・ 帰国者・接触者外来(概ね、人口10万人に1か所)を設置する医療機関や臨時に外来を開設することができる公共施設等のリストを作成する。	府内感染期における医療の確保に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所の所管区域内の医療機関における、入院可能病床数(定員超過入院病床数等を含む)を把握し、府内感染期以降に重症者の入院に使用可能な病床数を確認する。 ・ 通常、感染症の診療を行う全ての一般の医療機関(以下「一般の医療機関」という。)に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請する。 ・ 院内感染防止に関する情報を提供する。 	病診連携、病病連携の構築の推進に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府内感染期において、医療の提供が適切に行えるよう保健所の所管区域内の医療機関の連携体制構築を推進する。 【参考：病診連携等の想定例】 ・ 地域の中核的医療機関の診療に他の医療機関の医師が協力する病診連携等 ・ 軽症患者は診療所、重症患者は病院という役割分担の調整 ・ 病床が不足した医療機関から受入可能な医療機関への患者誘導調整 		<ul style="list-style-type: none"> ・ ハイリスク患者(妊産婦、透析患者等)への対応 ・ 公的医療機関等による入院の優先的受入 	在宅療養の支援体制の構築に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生時における、在宅療養者への訪問診療の確保 ・ 医療機関の収容能力を超えた場合、軽症の患者を在宅療養に切り替えたときの訪問診療の確保支援 	臨時の医療施設の設置に関すること	・ 医療機関の収容能力を超えたときに備え、医療施設以外の施設での医療の提供体制(施設・人員等)について検討し、市町村や医療機関等と調整を図る。
(1) 保健所の所管区域内における体制整備																				
対策会議の設置	・ 保健所は、対策会議を設置し、所管区域内の実情に応じた医療体制の整備を推進するとともに、情報共有及び連携体制を構築する。																			
(2) 事前の整備																				
帰国者・接触者外来の設置に関すること	・ 帰国者・接触者外来(概ね、人口10万人に1か所)を設置する医療機関や臨時に外来を開設することができる公共施設等のリストを作成する。																			
府内感染期における医療の確保に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所の所管区域内の医療機関における、入院可能病床数(定員超過入院病床数等を含む)を把握し、府内感染期以降に重症者の入院に使用可能な病床数を確認する。 ・ 通常、感染症の診療を行う全ての一般の医療機関(以下「一般の医療機関」という。)に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請する。 ・ 院内感染防止に関する情報を提供する。 																			
病診連携、病病連携の構築の推進に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 府内感染期において、医療の提供が適切に行えるよう保健所の所管区域内の医療機関の連携体制構築を推進する。 【参考：病診連携等の想定例】 ・ 地域の中核的医療機関の診療に他の医療機関の医師が協力する病診連携等 ・ 軽症患者は診療所、重症患者は病院という役割分担の調整 ・ 病床が不足した医療機関から受入可能な医療機関への患者誘導調整 																			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハイリスク患者(妊産婦、透析患者等)への対応 ・ 公的医療機関等による入院の優先的受入 																			
在宅療養の支援体制の構築に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発生時における、在宅療養者への訪問診療の確保 ・ 医療機関の収容能力を超えた場合、軽症の患者を在宅療養に切り替えたときの訪問診療の確保支援 																			
臨時の医療施設の設置に関すること	・ 医療機関の収容能力を超えたときに備え、医療施設以外の施設での医療の提供体制(施設・人員等)について検討し、市町村や医療機関等と調整を図る。																			

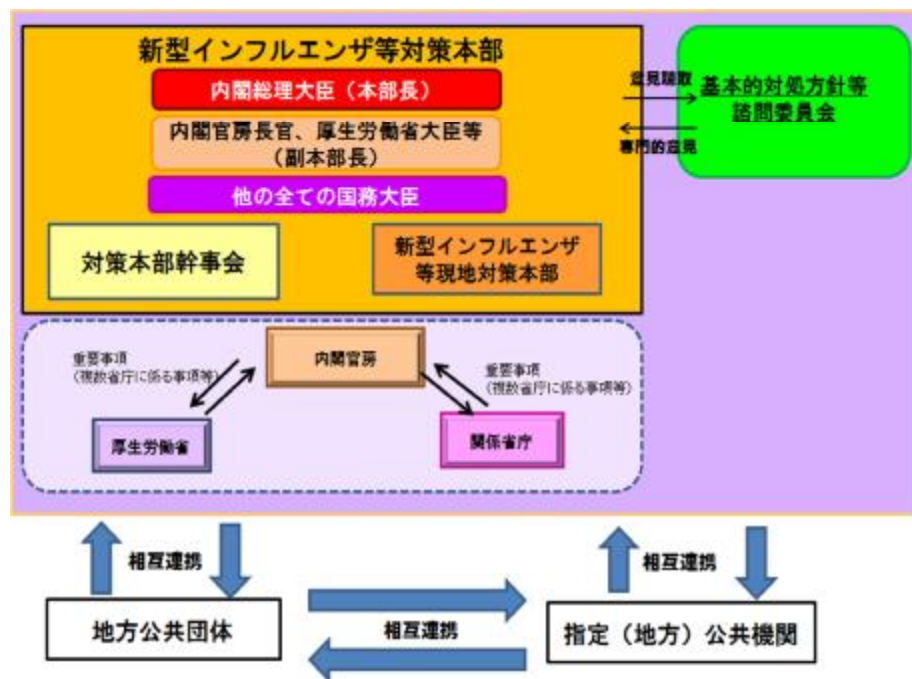
政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画 たたき台																
<p>6. 政府行動計画の主要6項目 本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する」及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「(1) 実施体制」、「(2) サーベイランス・情報収集」、「(3) 情報提供・共有」、「(4) 予防・まん延防止」、「(5) 医療」、「(6) 国民生活・国民経済の安定」の6項目に分けて立案</p>	<p>6 府行動計画の項目 本府の行動計画は、国の行動計画を踏まえ、7項目に分けて整理した。各項目に含まれる主な内容は以下のとおりである。 <7項目> ①実施体制 ②サーベイランス・情報収集 ③情報提供・共有 ④予防・まん延防止</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="2012 256 2220 474">その他</td> <td data-bbox="2220 256 2795 474"> <ul style="list-style-type: none"> がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて、原則として新型インフルエンザ等の初診患者を受け入れない医療機関の設定を検討する。 保健所の所管区域内の社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="2012 474 2795 506" style="text-align: center;">(3) 発生期における役割</td> </tr> <tr> <td data-bbox="2012 506 2220 642">サーベイランスに関すること</td> <td data-bbox="2220 506 2795 642"> <ul style="list-style-type: none"> 季節性インフルエンザについて行っている患者発生(定点)、ウイルス、入院、学校サーベイランスは、府内未発生期以降、追加、強化される。保健所はそれらの情報の一部を毎日、もしくは1日2回情報センターへ報告する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="2012 642 2220 737">帰国者・接触者外来に関すること</td> <td data-bbox="2220 642 2795 737"> <ul style="list-style-type: none"> 事前に準備したリストに基づき、医療機関に対し帰国者・接触者外来の開設について連絡する。 開設に必要な物品等を配布する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="2012 737 2220 1125">府内発生早期以降における感染症法に係る対応</td> <td data-bbox="2220 737 2795 1125"> <p>以下の9項目について、各発生段階において選択的に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①健康監視(積極的疫学調査・検体搬送等含む)(第15条、第44条の3) ②検疫所長との連携・健康監視(第15条の2、3) ③健康診断(第17条) ④就業制限(第18条) ⑤入院勧告(第19条、第20条) ⑥移送(第21条) ⑦消毒(第27条) ⑧汚染の疑いのある物件に係る措置(第29条) ⑨死体の移動制限等(第30条) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="2012 1125 2220 1230">府内感染期における医療体制に関すること</td> <td data-bbox="2220 1125 2795 1230"> <ul style="list-style-type: none"> 病診連携・病病連携等への支援 在宅療養の支援 臨時の医療施設の設置に関する調整 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="2012 1230 2220 1451">抗インフルエンザ薬の予防投与</td> <td data-bbox="2220 1230 2795 1451"> <ul style="list-style-type: none"> 府内未発生期においては、府が備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、予防投与を行う。 府内発生早期においては、同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="2012 1451 2220 1524">その他</td> <td data-bbox="2220 1451 2795 1524"> <ul style="list-style-type: none"> 住民に対する予防接種において、保健所を接種場所として活用するなど市町村に対し協力する。 </td> </tr> </table> <p>9. 府行動計画の主要6項目及び横断的留意点 府行動計画は、2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、府民の生命及び健康を保護する」及び「府民生活及び府民経済に及ぼす影響を最小限に抑える」を達成するための戦略を実現する具体的な対策を、次の(1)～(6)の主要項目について発生段階ごとに示すこととし、本項では横断的な留意点について記す。</p>	その他	<ul style="list-style-type: none"> がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて、原則として新型インフルエンザ等の初診患者を受け入れない医療機関の設定を検討する。 保健所の所管区域内の社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。 	(3) 発生期における役割		サーベイランスに関すること	<ul style="list-style-type: none"> 季節性インフルエンザについて行っている患者発生(定点)、ウイルス、入院、学校サーベイランスは、府内未発生期以降、追加、強化される。保健所はそれらの情報の一部を毎日、もしくは1日2回情報センターへ報告する。 	帰国者・接触者外来に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 事前に準備したリストに基づき、医療機関に対し帰国者・接触者外来の開設について連絡する。 開設に必要な物品等を配布する。 	府内発生早期以降における感染症法に係る対応	<p>以下の9項目について、各発生段階において選択的に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①健康監視(積極的疫学調査・検体搬送等含む)(第15条、第44条の3) ②検疫所長との連携・健康監視(第15条の2、3) ③健康診断(第17条) ④就業制限(第18条) ⑤入院勧告(第19条、第20条) ⑥移送(第21条) ⑦消毒(第27条) ⑧汚染の疑いのある物件に係る措置(第29条) ⑨死体の移動制限等(第30条) 	府内感染期における医療体制に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 病診連携・病病連携等への支援 在宅療養の支援 臨時の医療施設の設置に関する調整 	抗インフルエンザ薬の予防投与	<ul style="list-style-type: none"> 府内未発生期においては、府が備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、予防投与を行う。 府内発生早期においては、同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。 	その他	<ul style="list-style-type: none"> 住民に対する予防接種において、保健所を接種場所として活用するなど市町村に対し協力する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて、原則として新型インフルエンザ等の初診患者を受け入れない医療機関の設定を検討する。 保健所の所管区域内の社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。 																	
(3) 発生期における役割																		
サーベイランスに関すること	<ul style="list-style-type: none"> 季節性インフルエンザについて行っている患者発生(定点)、ウイルス、入院、学校サーベイランスは、府内未発生期以降、追加、強化される。保健所はそれらの情報の一部を毎日、もしくは1日2回情報センターへ報告する。 																	
帰国者・接触者外来に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 事前に準備したリストに基づき、医療機関に対し帰国者・接触者外来の開設について連絡する。 開設に必要な物品等を配布する。 																	
府内発生早期以降における感染症法に係る対応	<p>以下の9項目について、各発生段階において選択的に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①健康監視(積極的疫学調査・検体搬送等含む)(第15条、第44条の3) ②検疫所長との連携・健康監視(第15条の2、3) ③健康診断(第17条) ④就業制限(第18条) ⑤入院勧告(第19条、第20条) ⑥移送(第21条) ⑦消毒(第27条) ⑧汚染の疑いのある物件に係る措置(第29条) ⑨死体の移動制限等(第30条) 																	
府内感染期における医療体制に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 病診連携・病病連携等への支援 在宅療養の支援 臨時の医療施設の設置に関する調整 																	
抗インフルエンザ薬の予防投与	<ul style="list-style-type: none"> 府内未発生期においては、府が備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、予防投与を行う。 府内発生早期においては、同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。 																	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 住民に対する予防接種において、保健所を接種場所として活用するなど市町村に対し協力する。 																	

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画 たたき台
<p>している。各項目毎の対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については以下のとおり。</p> <p>(1) 実施体制 新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。</p> <p>このため、国、地方公共団体、事業者が相互に連携を図り、一体となった取り組みを行うことが求められる。</p> <p>新型インフルエンザ等が発生する前においては、新型インフルエンザ等対策閣僚会議、関係省庁対策会議の枠組みを通じ、事前準備の進捗を確認し、関係省庁間等の連携を確保しながら、政府一体となった取り組みを推進する。さらに、内閣官房や厚生労働省をはじめとする関係省庁においては、地方公共団体や事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。</p> <p>新型インフルエンザ等が発生した場合は、政府一体となった対策を強力に推進するため、速やかに内閣総理大臣及び全ての国務大臣からなる政府対策本部（本部長：内閣総理大臣）設置を閣議決定し、国会に報告するとともに公示する。状況に応じては、政府現地対策本部も設置する。さらに、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、特措法に基づき、緊急事態宣言を行い、必要な措置を講ずる。</p> <p>また、新型インフルエンザ等対策は、幅広い分野にまたがる専門的知見が求められる対策であることから、国は、新型インフルエンザ等の発生前から、政府行動計画の作成等において、医学・公衆衛生等を含む幅広い分野の専門家から構成される新型インフルエンザ等対策有識者会議の意見を聴く必要がある。また、厚生労働省は、リスクアセスメント等に関する専門的事項について、必要に応じて、新型インフルエンザ等対策有識者会議の医学・公衆衛生の学識経験者等の意見を聴く。発生時には、迅速な対応を図る観点から、新型インフルエンザ等有識者会議の中に設置された医学・公衆衛生の学識経験者を中心とした基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、医学・公衆衛生等の観点からの合理性が確保されるようにする。また、必要に応じて、新型インフルエンザ等対策有識者会議の法律や危機管理等の学識経験者の意見を聴くことにより、社会的・政策的合理性が確保されるようにする必要がある。都道府県、市町村においても、行動計画の作成等に際し、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を聴き、発生時には、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取することが求められる。</p> <p>（具体的な初動対処要領については、関係省庁対策会議において定める。）</p> <p style="text-align: center;">政府の実施体制（発生前）</p>	<p>⑤医療 ⑦社会・経済機能の維持</p> <p>⑥ワクチン</p> <p>①実施体制 新型インフルエンザ対策を適切に実施するため、府では以下の会議を開催する。</p> <p>i) 府新型インフルエンザ対策本部会議及び幹事会 知事を本部長とする本部会議を開催し、府における対策を決定する。また、内容に応じ、関係各課長で構成する幹事会を開催する。</p> <p>ii) 府新型インフルエンザ対策協議会 新型インフルエンザに関する専門的知見から、ウイルスの性状に対する知見や、感染防止策等の府の実施する対策等に関する提言を行う。</p> <p>iii) 保健所管内関係機関対策会議 保健所、市町村、郡市区医師会、薬剤師会、消防、警察等で構成する対策会議を開催し、各保健所管内において、情報の共有、対策の確認・決定等を行う。</p> <p>iv) 医療関係団体等との連携 医療体制の確保、サーベイランスの実施をはじめとする対策を適切に実施するため、府医師会等医療関係団体等と連携を強化する。</p> <p>v) 広域的な連携 府及び隣接する府県は一つの社会経済圏を形成しており、情報の共有化や対策の連携など、必要な対策について広域的な連携を図る。</p>	<p>(1) 実施体制 (2) サーベイランス・情報収集 (3) 情報提供・共有 (4) 予防・まん延防止 (5) 医療 (6) 府民生活・府民経済の安定</p> <p>(1) 実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 府は、新型インフルエンザ等が発生する前においては、新型インフルエンザ等対策本部幹事会（以下「幹事会」という。）の枠組みを通じ、事前準備の進捗を確認し、関係各部署等と連携を図りながら、庁内一体となった取り組みを推進する。 庁内各部署においては、国や市町村、事業者等との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める。 府は、新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置されたときは、庁内一体となった対策を強力に推進するため、速やかに知事及び副知事、全ての部署長等からなる府対策本部（本部長：知事）を設置する。 本部長は、府内発生期以降、対策本部会議を主宰し、必要に応じて有識者等の出席を求め、専門的意見を聴取する。 <div data-bbox="2018 1039 2775 1501" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">政府対策本部が立ち上がったとき</p> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> <p>大阪府新型インフルエンザ等対策本部 <small>（大阪府新型インフルエンザ等対策本部設置条例）</small></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid white; padding: 5px; text-align: center;">本部長（知事）</div> <div style="text-align: center;"> <p style="font-size: small;">専門的意見 ↓ 意見聴取</p> </div> <div style="border: 1px solid white; padding: 5px; text-align: center;">有識者等</div> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">本部長（副知事・教育長・警察本部長・全部署長・危機管理監・報道監）</p> <p style="font-size: x-small; margin-top: 5px;">※本部長以外の職員を置くこと可</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid white; padding: 5px; text-align: center; width: 60%;">幹事会（各部署総務課長等）</div> <div style="font-size: x-small;">事務局：危機管理室・健康医療部</div> </div> <p style="font-size: x-small; margin-top: 5px; text-align: center;">全庁各課の実施体制</p> </div> </div>

政府行動計画



政府の実施体制（発生後）



(2) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集・分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつけることが重要である。

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載するが、新感染症が発生した場合は、

現行 府行動計画

②サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザの府内の発生状況やウイルスの性状、集団感染の状況など、適切に府内の感染拡大防止対策及び医療体制の整備等を実施するため、医療機関等の協力を得て、サーベイランスを実施するとともに、府内における新型インフルエンザに関する情報を収集する。

<サーベイランス>

府行動計画 たたき台

(2) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に、効果的に実施するためには、多様なサーベイランスにより、各発生段階において、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集・分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することが重要である。

なお、新感染症に対するサーベイランスについては現時点では行っていない

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画 たたき台
<p>WHO等の国際機関と連携し、早期に症例定義の周知や診断方法を確立し、国内のサーベイランス体制を構築する。</p> <p>海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは、情報が限られており、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・分析を行う。</p> <p>国内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握は、その意義が低下し、また、地方公共団体や医療現場の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。</p> <p>サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、地域における医療体制等の確保に活用する。また、地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、医療機関における診療に役立てる。</p> <p>また、鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランスを行い、これらの動物の間での発生の動向を把握する。</p> <p>(3) 情報提供・共有</p> <p>ア) 情報提供・共有の目的</p> <p>国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、地方公共団体、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、地方公共団体、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。</p> <p>イ) 情報提供手段の確保</p> <p>国民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。</p>	<p>○医師の届出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ患者の把握（全数把握、PCR検査など） <p>○サーベイランスの実施</p> <ol style="list-style-type: none"> 定点サーベイランス 府内の発生状況、感染拡大の動向の把握 クラスターサーベイランス 学校等における集団感染の把握 病原体サーベイランス 抗インフルエンザウイルス薬の感受性や病原性の変化の把握 入院サーベイランス 重症患者の発生状況や病原性の変化等の把握 <p>なお、患者の全数把握等やサーベイランスについては、発生段階及び府内の患者の発生状況等を踏まえ、その体制の強化、見直し等を行うものとする。</p> <p><情報収集></p> <p>○感染力、ウイルスの性状等の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生労働省、世界保健機構(以下「WHO」という。)、CDCなどの国内外の公的機関等の情報の集約 ・ 府新型インフルエンザ対策協議会による感染の特徴やウイルスの性状等の知見の取りまとめ等 <p>○府内の状況把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所、保健所設置市、府医師会等との情報共有 <p>○地域の受診等の状況把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所において地域医師会、市町村、消防等との連携、情報共有 ・ 各保健所管内の休日夜間診療を含め管内の受診、入院状況の把握など <p>③情報提供・共有</p> <p>新型インフルエンザは、府民、事業者、医療機関、行政（国、地方公共団体）が一体となって、社会全体で対策を進めていくことが必要であり、そのための十分な情報を基に、各々が適切な行動を取ることが重要である。</p> <p>○情報提供にあたっての基本的な方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則全ての情報を公表する ・ 報道機関への協力要請、インターネット等の即時性のある媒体の活用など <p>○府民への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染防止対策、国内外・府内の発生状況等の正確かつ最新の情報 <p>○相談体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府民・市民の一般的な問い合わせに対する相談体制 ・ 府において新型インフルエンザ相談電話の設置、運営 ・ 市町村における相談体制の整備 	<p>いため、本項目では新型インフルエンザに限定して記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外で発生した時期（府内未発生期）から国内の患者数が限られている期間（府内発生早期）は、患者の臨床像等の特徴を把握する必要があるため、患者の全数把握等サーベイランス体制の強化を図り、積極的な情報収集・分析を行う。 ・ 国内の患者数が増加し、新型インフルエンザの特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点（府内感染期）では、患者の全数把握は、その意義が低下し、また、医療現場の負担も過大となることから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。 ・ サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、地域における医療体制等の確保に活用する。また、地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、医療機関における診療に役立てる。 ・ 鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランスを行い、これらの動物の間での発生の動向を把握する。 <p>(3) 情報提供・共有</p> <p>①基本的考え方</p> <p>ア) 情報提供・共有の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府民生活に重大な影響を及ぼす危機管理上の重要な課題という認識を共有し、国、府、市町村、医療機関、事業者、個人の各々が自らの役割を理解するとともに、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、各主体間でのコミュニケーションが必須である。 ・ 情報提供だけでなく、情報共有や情報の受け手の反応の把握までも含むことに留意する。 <p>イ) 情報提供手段の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人、障がい者、高齢者といった方々にもわかりやすく、正確かつ迅速に情報が伝わるよう配慮するとともに、インターネットを含めた多様な媒体を用いて情報提供を行う必要がある。

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画 たたき台
<p>(ウ) 発生前における国民等への情報提供 発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、国、都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを国民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に国民に正しく行動してもらう上で必要である。特に児童生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、保健衛生部局や教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。</p> <p>(エ) 発生時における国民等への情報提供及び共有</p> <p>① 発生時の情報提供について 新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。 国民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。 国民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。 媒体の活用に加え、国から直接、国民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、SNS等の活用を行う。 また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。</p> <p>② 国民の情報収集の利便性向上 国民が情報収集の利便性向上のため、関係省庁の情報、地方公共団体の情報、指定公共機関の情報などを、必要に応じて、集約し、総覧できるサイトを設置。</p> <p>(オ) 情報提供体制について 情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。府対策本部及び厚生労働省における広報担当官を中心としたチームを設置し、コミュニケーション担当者が適時適切に情報を共有する。なお、対策の実施主体となる省庁が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、府対策本部が調整する。 また、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要である。さらに、</p>	<p>○プライバシーの保護や風評被害の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プライバシーの保護や風評被害の防止を最大限尊重 <p>○障がいのある方をはじめ配慮が必要な方への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ わかりやすい音声情報、点字、多言語展開などきめ細かな対応 ・ 相談機能の整備（FAX・メールによる相談、多言語による相談ほか） 	<p>②発生前における府民等への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、発生した時に正しく行動してもらうため、予防的対策として発生前においても新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などについて、府民や医療機関、事業者等に情報提供し、十分に認識してもらうことが必要である。 ・ 特に児童生徒等に対しては、学校・保育施設等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、関係各部局が連携、協力して感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。 <p>③発生時における府民等への情報提供及び共有</p> <p>ア 発生時の情報提供について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮して、どのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者及び疑い患者（以下「患者等」という。）の人権にも配慮して迅速かつわかりやすい情報提供を行う。 ・ 府民への情報提供に当たっては、媒体の中でもテレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性とに十分配慮して伝える必要がある。 ・ 誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、早期に個々に打ち消す情報を発信する必要がある。 ・ 府から直接、府民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等を活用する。 ・ 新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと）や個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。 <p>イ 府民の情報収集の利便性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府民が容易に情報収集できるよう、全庁の情報、市町村の情報、指定(地方)公共機関の情報などを、必要に応じて集約し、総覧できるサイト等を設置する必要がある。 <p>④情報提供体制について</p> <p>ア 情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが重要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を整備する。そのため、危機管理室及び健康医療部の広報担当官を中心とした広報チームを設置し、適時適切に情報を共有する。 なお、対策の実施主体となる庁内各部局が情報を提供する場合には、適切</p>

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画 たたき台
<p>コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において住民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。</p> <p>(4) 予防・まん延防止 (ア) 予防・まん延防止の目的 新型インフルエンザ等の感染拡大防止策は、流行のピークをできるだけ後ろにずらすことで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることにつながる。</p> <p>個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、感染拡大防止策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。</p> <p>(イ) 主な感染拡大防止策について 個人における対策については、国内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出自粛要請を行う。</p> <p>地域対策・職場対策については、国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染予防策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策をより強化して実施する。</p> <p>また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行う。</p> <p>そのほか、海外で発生した際には、その状況に応じた感染症危険情報の発出、査証措置（審査の厳格化、発給の停止）、港湾管理者の協力のもと、外国からの船舶入港情報の収集、入国者の検疫強化（隔離・停留等）、検疫飛行場及び検疫港の集約化、航空機や船舶の運航自粛の要請等の水際対策を実施する。また、感染症には潜伏期間や不顕性感染などがあることから、ある程度の割合で感染者は入国し得るため、国内での患者発生に備えて体制の整備を図ることが必要である。</p> <p>(ウ) 予防接種 i) ワクチンについて ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。</p> <p>新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパネミックワクチンとパネミックワクチンの2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。</p>	<p>④予防・まん延防止 新型インフルエンザが発生した場合、医療提供体制を維持するためには、流行のピークをできるだけ後ろに遅らせ、ピーク時の患者数を減少させることが重要であり、積極的に感染拡大防止策を実行する必要がある。</p> <p>主な感染拡大防止策は以下のとおりである。</p> <p>○府内における感染拡大防止策の方針決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府新型インフルエンザ対策本部会議で対策の決定 ・府新型インフルエンザ対策協議会による知見の集積、対策への提言 <p>○感染拡大防止策の実施</p> <p>ウイルスの病原性・感染力、患者の発生状況、対策の効果と影響等を総合的に勘案し、実施する対策を決定する。</p> <p><主な対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校等の臨時休業 ・外出、イベントの自粛 ・公共交通機関等の利用自粛 ・建物の使用制限、交通の遮断等 ・個人の感染防止策の徹底 <p>○積極的疫学調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所における積極的疫学調査の実施 ・濃厚接触者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与・外出自粛など <p>○検疫との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空機同乗者等に対する健康観察等 ・関西空港検疫所、大阪検疫所等との情報共有 	<p>に情報を提供できるよう、府対策本部等が調整する。</p> <p>イ コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ地域において住民の不安等に応えるために説明を行うとともに、常に発信した情報に対する情報の受け手の反応などを分析し、以後の情報提供に活かす。</p> <p>(4) 予防・まん延防止 ①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流行のピークをできるだけ遅らせて、各種対策に必要な体制を確保するとともに、流行のピーク時の受診患者数等の増加を抑制し、入院患者数を最小限に止めることにより、府域の医療体制の破綻を回避し、府民に必要な医療を適切に提供する体制を維持することを目的とする。 <p>②主な感染拡大防止策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人レベルの対策については、未発生期から、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。 <p>また、府内発生の初期段階では、新型インフルエンザ等患者に対する入院措置や、患者の同居者等濃厚接触者に対する感染防止策への協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域対策及び職場対策については、府内発生の初期の段階から、個人レベルの対策のほか、職場において、季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。 ・緊急事態宣言が発出された場合は、必要に応じ、不要不急の外出自粛要請を行うとともに、施設の使用制限の要請等を行う。 ・行動制限等の対策そのものが、社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施中の対策を縮小、もしくは中止する。 <p>③予防接種 新感染症については、発生した感染症によってワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。</p> <p>ア 特定接種 特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。</p> <p>a 対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうち、これ

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画 たたき台
<p>なお、新型インフルエンザの発生時のプレパンデミックワクチンの有効な接種方法等の検討に資するよう、最新の流行状況を踏まえ、製剤化済みワクチンの一部を用いて有効性・安全性についての臨床研究を推進する。</p> <p>ii) 特定接種 ii-1) 特定接種について 特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は、</p> <p>① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）</p> <p>② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員</p> <p>③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員</p> <p>である。</p> <p>特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。</p> <p>このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定める。具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。</p> <p>また、この指定公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。</p> <p>この基本的考え方を踏まえ、登録事業者、公務員は別添 1 のとおりとする。</p> <p>また、特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、④それ以外の事業者 の順とすることを基本とする。</p> <p>事前に上記のような基本的な考え方を整理しておくが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要であるから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定する。</p> <p>特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等が H5N1 以外の感染症であった場合や亜型が H5N1 の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。</p>		<p>ら業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員 ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員 <p>b 接種順位 登録事業者及び公務員の接種順位の考え方については、国は、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、事前に「別添」（P. 61）のとおり整理しているが、危機管理においては、状況に応じた柔軟な対応が必要であることから、発生時の社会状況等を総合的に判断し、政府対策本部が決定する。</p> <p>①医療関係者 ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員 ③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。） ④それ以外の事業者</p> <p>c 接種体制 ・ 登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、原則として集团的接種により接種を実施する接種体制の構築が登録の要件とされる。 ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる府職員については府を実施主体として、原則として集团的接種により接種を実施することとし、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制を整備する。 ・ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市町村職員については、当該市町村を実施主体として、原則として集团的接種により接種を実施することとし、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制を整備する。</p> <p>イ 住民に対する予防接種 ・ 特措法において、緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が発出されている場合は、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条の規定（臨時的予防接種）による予防接種を行う。 ・ 一方、緊急事態宣言が発出されていない場合は、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行う。 ・ 住民に対する予防接種については、市町村を実施主体として、原則として集团的接種により接種を実施することとし、接種が円滑に行えるよう接種体制の整備を図る。</p> <p>【参考：国における住民接種の接種順位の考え方】 住民接種の接種順位については、原則として、以下の 4 つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とする。事前に下記のような基本的な考え方を整理しておくが、緊急事態宣言が発出されている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて政府対策本部が決定する。</p>

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画 たたき台
<p>ii-2) 特定接種の接種体制について 登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。</p> <p>iii) 住民に対する予防接種 iii-1) 住民に対する予防接種 特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。 一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。 住民接種の接種順位については、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。事前に下記のような基本的な考え方を整理しておくが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定する。 まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類することを基本とする。</p> <p>① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者 ・基礎疾患を有する者 ・妊婦</p> <p>② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）</p> <p>③ 成人・若年者</p> <p>④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）</p> <p>接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした以下のような基本的な考え方を踏まえ決定する。</p> <p>イ) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方</p>		<p>①医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者 ・基礎疾患を有する者 ・妊婦</p> <p>②小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）</p> <p>③成人・若年者</p> <p>④高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）</p> <p>接種順位については、新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、一方で、緊急事態宣言が発出された場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、更に、これら双方を併せた考え方もあることから、以下のような基本的な見解を踏まえ決定される。</p> <p>a 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方 ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合（医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞小児＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定） ①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者 ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合（医学的ハイリスク者＞高齢者＞小児＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定） ①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者 ・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合（医学的ハイリスク者＞小児＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定） ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者</p> <p>b 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方 ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合（医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定） ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者 ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合（医学的ハイリスク者＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定） ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者</p> <p>c 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方</p>

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画 たたき台
<p>・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 (医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定) ①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者</p> <p>・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 (医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定) ①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者</p> <p>・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 (医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定) ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者</p> <p>ロ) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方</p> <p>・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 (医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定) ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者</p> <p>・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 (医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定) ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者</p> <p>ハ) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守る ことにも重点を置く考え方</p> <p>・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 (成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定) ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者</p> <p>・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合 (高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定) ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者</p> <p>iii-2) 住民に対する予防接種の接種体制 住民に対する予防接種については、市町村を実施主体として、原則として集団的接種により 接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。</p> <p>iv) 留意点 危機管理事態における「特定接種」と、「住民に対する予防接種」の二つの予防接種全体の 実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基 本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況 に応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定する。</p> <p>v) 医療関係者に対する要請 国及び都道府県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に 対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）する。</p> <p>(5) 医療 (ア) 医療の目的 新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ国民の生命及び 健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にと</p>	<p>⑤医療 新型インフルエンザが発生した場合、患者に対して適切な医療を提供する 必要がある。 そのため、医療機関・医療関係団体等と密接な連携を図り、診断・治療に資</p>	<p>・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合 (成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定) ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者</p> <p>・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザ等の場合 (高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定) ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者</p> <p>【医療関係者に対する要請】 国及び府は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者 に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）する。</p> <p>(5) 医療 ①基本的考え方</p>

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画 たたき台
<p>どめるといふ目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。</p> <p>新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる指定（地方）公共機関である医療機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。</p> <p>（イ）発生前における医療体制の整備について</p> <p>都道府県等は、二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、地域医師会、地域薬剤師会、地域の中核的医療機関（国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置するなど、地域との関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進することや、あらかじめ帰国者・接触者外来を設置する医療機関や公共施設等のリストを作成し設置の準備を行うこと、さらに帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進めることが重要である。</p> <p>（ウ）発生時における医療体制の維持・確保について</p> <p>新型インフルエンザ等の国内での発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染拡大防止策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させる。このため、地域においては、感染症病床等の利用計画を事前に策定しておく必要がある。また、国内での発生早期では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。</p> <p>新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、国内で新型インフルエンザ等が拡がる前の段階までは各地域に「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行うが、新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。このため、帰国者・接触者外来を有しない医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染拡大防止に努める。また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。また、「帰国者・接触者相談センター」を設置し、その周知を図る。帰国者・接触者外来等の地域における医療体制については、一般的な広報によるほか「帰国者・接触者相談センター」から情報提供を行う。</p> <p>帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療体制の確保を図ることとする。</p> <p>その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させるこ</p>	<p>する情報等の提供や患者の発生状況、特性等の情報共有を図るとともに、発生早期の段階では、府内で帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来を設置し必要な医療を提供するとともに、患者の発生状況を踏まえた医療提供体制の切り替え（全ての医療機関での診療）等を行う。</p> <p>とりわけ、地域の医療体制の確保には、保健所が中心となり、例えば、健康危機管理関係機関連絡会議のような場で公立病院等の基幹的な医療機関や医師会、市町村といった関係者による意見交換、情報共有を行うなど、日頃からの密接な連携が重要である。</p> <p>○医療機関等への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・症例定義や抗インフルエンザウイルス薬の感受性に関する情報など、診断・治療に資する情報の提供 ・医師会等の医療関係団体、医療機関等との情報共有 <p>○帰国者・接触者相談センターの設置</p> <p>患者へ帰国者・接触者外来の紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府において24時間体制の相談センターの設置、運営 <p>○帰国者・接触者外来の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府立の病院等での先行的な開設 ・拠点型新型インフルエンザ外来（知事登録）医療機関を帰国者・接触者外来として開設 ・帰国者・接触者外来の開設立ち上げ時の資機材の配備 <p>（医療従事者用への予防投与のための抗インフルエンザウイルス薬やPPE等の配備）</p> <p>○患者の搬送・移送体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防機関との情報共有 ・救急隊員への抗インフルエンザ薬の予防投与 <p>○全ての医療機関における院内感染防止対策の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染者が訪れる可能性があるため全医療機関で院内感染対策の徹底 <p>○入院医療機関の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症指定病院や入院協力医療機関との連携、患者の受入 <p>○抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な備蓄の実施 ・濃厚接触者等への予防投与のための活用 <p>⑥ワクチン</p> <p>ワクチン接種は、重症化の防止等の効果があると言われており、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制の維持に寄与するものである。プレパネミックワクチン及びパンデミックワクチンは、新型インフルエンザの発生時に、国の責任のもとでワクチンの確保（製造、輸入等）が図られるとともに、新型インフルエンザ対策全体の中でのワクチンの位置付けや、ワクチンの種類、有効性・安全性、供給される時期、供給量、接種対象者、接種体制といった基本的な方針が決定される。</p> <p>そのため、国の基本的な方針を踏まえ、円滑なワクチン接種に努めるものとする。</p>	<p>・ 新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増加が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には限界があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。</p> <p>・ 地域医療体制の整備に当たっては、指定地方公共機関である医療機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。</p> <p>②発生前における医療体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府は保健所設置市との適切な役割分担のもと、保健所圏域等の圏域を単位とし、地域との関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。 ・ また、あらかじめ帰国者・接触者外来を設置する予定の医療機関及び休日診療所等公共施設等のリストを作成し、設置の準備を行い、さらに帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進める。 <p>③発生時における医療体制の維持・確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府内発生早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染拡大防止策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の患者等を感染症指定医療機関もしくは協力医療機関等に入院させる。このため、保健所は、感染症病床等の利用について事前に発生時の入院体制について検討しておく。 ・ 新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、府内発生早期までは帰国者・接触者外来を設置し診療を行う。 ・ 同時に帰国者・接触者相談センターを設置し、帰国者・接触者外来等の医療体制について情報提供を行う。 ・ 新型インフルエンザ等の患者が、帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることから、全医療機関において、院内感染防止策を講じる。 ・ 医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行うこととし、万が一、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。 ・ 府内感染期に移行したときは、帰国者・接触者外来を設置しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）での診療体制に切り替える。 ・ 患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分ける等、医療体制の確保を図る。その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、保健所において、事前に管内の状況を把握し、感染拡大期における活用方策について検討するとともに、在宅療養の支援体制を整備しておく。

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画 たたき台
<p>とができるよう、地域においては、事前に、その活用計画を策定しておく必要がある。また、在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要である。</p> <p>医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、地方公共団体を通じた連携だけではなく、日本医師会・地域医師会・学会等の関係機関のネットワークの活用が重要である。</p> <p>(エ) 医療関係者に対する要請・指示、補償について 新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等その他の政令で定める医療関係者に対し、都道府県知事は医療を行うよう要請等を行うことができる。</p> <p>都道府県は、国と連携して、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償する。また、医療の提供の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償をする。</p> <p>(オ) 抗インフルエンザウイルス薬等について i) 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 ① 諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、国民の45%に相当する量を目標として、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。なお、その際、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案する。 ② インフルエンザウイルス株によっては、現在、備蓄に占める割合が高いオセルタミビルリン酸塩（商品名：タミフル）に耐性を示す場合もあることから、抗インフルエンザウイルス薬耐性株の検出状況や臨床現場での使用状況等を踏まえ、今後、備蓄薬を追加・更新する際には、他の薬剤の備蓄割合を増やすことを検討する。</p> <p>(6) 国民生活及び国民経済の安定の確保 ① 新型インフルエンザは、多くの国民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くとされている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、国民生活及び国民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。 ② このため、新型インフルエンザ等発生時に、国民生活及び国民経済への影響を最小限とできるよう、国、地方公共団体、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。</p>	<p>○国行動計画で想定しているワクチン接種 ・プレパンデミックワクチン 医療従事者及び社会機能の維持に関わる者への接種 具体的な範囲や接種順位の考え方 接種の枠組みの策定、接種体制の構築 ・パンデミックワクチン 公費による集団的接種（病原性が高く、感染力が強い場合） 接種体制の構築（実施主体、費用、実施基準等） 接種順位の基本的な考え方 ○府における接種体制の構築 ・国の基本方針を踏まえ、接種方針の決定（優先接種対象者、接種順位等） ・市町村、医師会等医療関係団体、医療機関等との連携、情報共有 ・府民への情報提供</p> <p>⑦社会・経済機能の維持 新型インフルエンザの病原性が高く、感染力が強い場合は、多くの国民が罹患し、重症者が多数発生し、経済活動の大幅な縮小と停滞や、公共サービスの中断や物資の不足による府民生活への影響が懸念される。 このため、新型インフルエンザ発生時に、社会・経済機能の破綻を防止し、最低限の府民生活を維持できるよう、各行政機関や各医療機関、各事業者において、事業継続に不可欠な重要業務や従業員の勤務体制などをあらかじめ定めるなど、事前に十分準備を行うことが重要である。</p> <p>○火葬・埋葬体制 ・市町村との連携、情報共有（火葬能力、臨時の遺体安置場所、仮埋葬地の確保等） ○住民生活の支援 ・市町村において相談体制の確保及び支援を必要とする方への支援等の実施</p>	<p>・ 医療分野における対策の推進に当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であることから、府医師会・郡市区医師会・病院・学会等の関係機関のネットワークを活用することが重要である。</p> <p>④ 医療関係者に対する要請・指示、補償 ・ 新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため、知事は、必要があると認めるときは、医師、看護師等その他の政令で定める医療関係者に対し、医療の提供について要請等を行うことができる。 ・ 府は、国と連携して、要請等に応じて医療を提供する医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償し、医療の提供の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償する。</p> <p>⑤ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄について ・ 府は、国の行動計画に基づき、府民の45%に相当する量を目標として、計画的にタミフル、リレンザの備蓄を進める。タミフルとリレンザの備蓄割合は、概ね1対1とし、新薬の承認状況も踏まえ、計画的かつ安定的に備蓄を行う。なお、その際、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案する。 ・ インフルエンザウイルス株によっては、タミフル等に耐性を示す場合もあることから、抗インフルエンザウイルス薬耐性株の検出状況や臨床現場での使用状況等を踏まえ、今後、備蓄薬を追加・更新する際には、他の薬剤の備蓄割合を増やすことを検討する。</p> <p>(6) 府民生活及び府民経済の安定の確保 ・ 新型インフルエンザ等は、多くの府民が罹患し、各地域での流行が約8週間程度続くとされている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、府民生活及び府民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。 ・ このため、新型インフルエンザ等の発生時に、府民生活及び府民経済への影響を最小限にするため、府、市町村、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者等は、特措法に基づき、事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。</p>

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画 たたき台
	<p>7 情報の公表・共有化と個人情報の保護等</p> <p>新型インフルエンザは、社会全体で対策を進めていくことが必要であるため、全ての情報を公表することを原則に、報道機関の協力を得て情報提供する。また、インターネットなど即時性のある媒体も積極的に活用しながら、府民に最新かつ正確な情報を迅速に伝えていく。</p> <p>患者に対して適切な医療提供が行えるよう、医療機関、府医師会等の医療関係団体と密接な連携を図り、迅速な情報提供及び情報共有を図る。</p> <p>報道機関に対する情報提供にあたって、適切かつ効果的に提供するため、ブリーフィングや資料提供などの方法、発表の頻度、提供する内容などについて、事前に協議を行い、ルール化しておく。</p> <p>情報提供においては、プライバシーの保護や風評被害の防止を最大限に尊重されるべきものであり、患者や感染者の氏名、複合することなどで個人の特定につながる情報は公表しない。</p> <p>積極的疫学調査や患者の診断・治療などの面から必要な場合は、保健所や医療機関等の関係機関相互において、個人名を含む情報を共有化できるものとする。なお、情報の提供先は最小限にとどめるとともに、情報を受ける者に対して第三者への提供、目的外利用の禁止を徹底する。</p> <p>新型インフルエンザウイルスの性状によっては、患者が滞在した施設等に府民が不用意に立ち寄ることで感染の拡大が想定される場合や、また、当該施設等で患者と濃厚接触した可能性があるかどうかを判断できるよう、必要な場合は、患者が所属する団体名や患者の立寄先で広く不特定多数が利用する施設等の名称等を公表する。その場合も、可能な限り当該団体等の同意を得るよう努める。</p> <p>なお、所在地等が秘匿されてはじめてその機能が有効に発揮される施設等（シェルター機能を有した施設等）については、その機能を維持する上で支障のない範囲で公表する。</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>病原性が低いウイルスの場合、患者や感染者の氏名をその者が属する学校等に報告する場合には、本人の同意を得るものとする。</p> <p>ウイルスの病原性が低く感染力が強い場合は、患者が所属する団体名や患者の立寄先で広く不特定多数が利用する施設等の名称等を、当該団体等の同意を得て公表する。</p> <p>ウイルスの病原性が低く感染力が強くない場合には、保健所や医療機関等の関係機関が積極的疫学調査や医療面の必要から個人名等の情報を共有化するにあたっては、可能な限り本人の同意を得ることに努めるものとする。</p> <p>また、患者が所属する団体名や患者の立寄先の施設等の名称は、風評被害等を防止する観点から非公表とする（ただし、施設設置者等が自らの判断により公表することを妨げない）。</p> <p>なお、感染拡大の状況や症例の積み重ねなどによって、公表可能な情報の範囲も変動することから、適宜、見直しを行うものとする。</p> </div>	

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画 たたき台
<p>7. 発生段階</p> <p>新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。</p> <p>本府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類した。国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本</p>	<p>8 障がいのある方をはじめ配慮が必要な方への対応的確な情報の提供</p> <p>新型インフルエンザの感染拡大を防ぐためには、府民一人ひとりの予防行動が重要であり、正しい情報が速やかに府民に伝わり、それに基づいて、府民に冷静かつ適切に行動していただく必要がある。</p> <p>そのため、特に、障がいのある方や高齢者、外国人などは、情報を入手する際に配慮が必要な場合もあることから、新型インフルエンザに関する基礎情報や、手洗いや咳エチケットなどの感染防止の取組み、感染が疑われる場合の対応などについて、わかりやすい音声情報や点字、多言語展開などを導入し、それぞれの状況に対応したきめ細やかな情報提供を行う。</p> <p>相談機能の整備</p> <p>新型インフルエンザ相談電話等においては、障がいの特性や外国人などに配慮した相談体制を整備する必要がある。特に、電話相談による対応が困難な聴覚障がいのある方等に対しては、FAXやEメールを活用した相談を実施する。また、症状等を適切に伝えて容易に相談ができるよう、わかりやすい専用の相談様式を用意する。</p> <p>日本語での会話等が困難な外国人などに対しては、新型インフルエンザ相談電話においてトリオフォンを活用し、大阪府外国人情報コーナー(財団法人大阪府国際交流財団(OFIX)内)との連携のもと、多言語による相談対応を行う。また、これらの方々に対して新型インフルエンザ相談電話が周知されるよう広報に努める。</p> <p>適切な医療の提供</p> <p>人格を尊重し、障がい種別の特性に配慮した対応が行われることで、障がいのある方が安心して医療機関を受診できるよう、「医療機関等における障がい者配慮ガイドブック(大阪府作成)」の活用等により、医療機関の障がい者理解を促進する。</p> <p>住民生活の支援</p> <p>感染が広く府内にまん延した場合は、感染を防ぐため、不要不急の外出を控えることが求められることから、市町村に対して、障がいのある方や一人暮らしの高齢者などの相談や見守りを強化するとともに、食料品や日用品等に不足が生じた場合の支援を要請する。</p> <p>9 発生段階</p> <p>国の行動計画(平成21年2月改定)では、新型インフルエンザが発生する前の段階から、国内発生が起り、パンデミックを経て、小康状態に至るまでを5段階に分類した上で、各段階の決定については、WHOのフェーズの引上げ・引下げを注視し、外国での発生状況や国内サーベイランスの結果を参考にすることとされていた。</p> <p>このため、平成21年に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)においては、国内で初めて患者が確認された神戸や大阪(神戸の翌日)で感染が広がった時期にあっても、他府県では一人の患者も確認されない地域があった。国内の</p>	<p>(前段で記載)</p>

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画 たたき台																																
<p>部が決定する。</p> <p>地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染拡大防止策等について、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上で、都道府県が判断することとしている。地域における発生段階をあわせて示す。</p> <p>国、地方公共団体、関係機関等は、行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施することとする。</p> <p>なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するということに留意が必要である。</p>	<p>各地域によって感染状況に違いがあるにもかかわらず、どの段階にあるかは国が全国一律で決定したことにより、一律の対策を実施せざるを得なかった。今般、国の行動計画の改定において、地域での発生状況に応じ、柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を定め、その移行は（必要に応じて国と協議の上で）都道府県が判断することとなった。</p> <p>このため、国行動計画を踏まえ、全国一律で対応すべきものを除いて、府内の実態に合わせて効果的に対策が実施できるよう、府内における発生段階を次のとおり設定する。</p>																																	
<p><発生段階></p>																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #ffff00;"> <th style="width: 20%;">発生段階</th> <th style="width: 80%;">状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未発生期</td> <td>新型インフルエンザ等が発生していない状態</td> </tr> <tr> <td>海外発生期</td> <td>海外で新型インフルエンザ等が発生した状態</td> </tr> <tr> <td>国内発生早期</td> <td>国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階。 ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）</td> </tr> <tr> <td>国内感染期</td> <td>国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階。 ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態） ・地域感染期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態） ※感染拡大～まん延～患者の減少</td> </tr> <tr> <td>小康期</td> <td>新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態</td> </tr> </tbody> </table>	発生段階	状態	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階。 ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）	国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階。 ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態） ・地域感染期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態） ※感染拡大～まん延～患者の減少	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	<p>発生段階</p> <p>I 未発生期 新型インフルエンザが発生していない段階</p> <p>II 府内未発生期 海外において新型インフルエンザの人から人への感染が確認されている段階</p> <p> なお、海外で感染が確認された場合、時間を置かずに、国内で発生する可能性が高いことから、海外発生と国内発生に区分せず、海外で発生した段階で、「府内未発生期」と位置付ける。</p> <p>III 府内発生早期 大阪府内で新型インフルエンザの患者が発生しているが、全ての事例で感染経路や接触者などの疫学的リンクが判明している段階</p> <p>IV 府内感染期 府内において新型インフルエンザの感染が進み、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</p> <p>V 小康期 患者の発生が減少し、低い水準にとどまっている状態</p> <p>【参考】国行動計画（改定版）における発生段階</p> <p style="text-align: center;">大阪府</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">発生段階</th> <th style="width: 60%;">状態</th> <th style="width: 20%;">状態</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未発生期</td> <td>新型インフルエンザが発生していない状態</td> <td>未発生期</td> </tr> <tr> <td>海外発生期</td> <td>海外で新型インフルエンザが発生した状態</td> <td rowspan="2">府内未発生期</td> </tr> <tr> <td>国内発生早期</td> <td>国内のいずれかの都道府県で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 <small>（地域未発生期） 各都道府県で患者が発生していない状態</small></td> </tr> <tr> <td>国内感染期</td> <td>国内のいずれかの都道府県で、患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態 <small>（地域発生早期） 各都道府県で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</small> <small>（地域感染期） 各都道府県で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</small></td> <td>府内発生早期</td> </tr> <tr> <td>小康期</td> <td>患者の発生が減少し、低い水準にとどまっている状態</td> <td>府内感染期</td> </tr> <tr> <td>小康期</td> <td>患者の発生が減少し、低い水準にとどまっている状態</td> <td>小康期</td> </tr> </tbody> </table>	発生段階	状態	状態	未発生期	新型インフルエンザが発生していない状態	未発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザが発生した状態	府内未発生期	国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 <small>（地域未発生期） 各都道府県で患者が発生していない状態</small>	国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態 <small>（地域発生早期） 各都道府県で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</small> <small>（地域感染期） 各都道府県で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</small>	府内発生早期	小康期	患者の発生が減少し、低い水準にとどまっている状態	府内感染期	小康期	患者の発生が減少し、低い水準にとどまっている状態	小康期	
発生段階	状態																																	
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態																																	
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態																																	
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階。 ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）																																	
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階。 ・地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態） ・地域感染期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態） ※感染拡大～まん延～患者の減少																																	
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態																																	
発生段階	状態	状態																																
未発生期	新型インフルエンザが発生していない状態	未発生期																																
海外発生期	海外で新型インフルエンザが発生した状態	府内未発生期																																
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 <small>（地域未発生期） 各都道府県で患者が発生していない状態</small>																																	
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態 <small>（地域発生早期） 各都道府県で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</small> <small>（地域感染期） 各都道府県で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</small>	府内発生早期																																
小康期	患者の発生が減少し、低い水準にとどまっている状態	府内感染期																																
小康期	患者の発生が減少し、低い水準にとどまっている状態	小康期																																

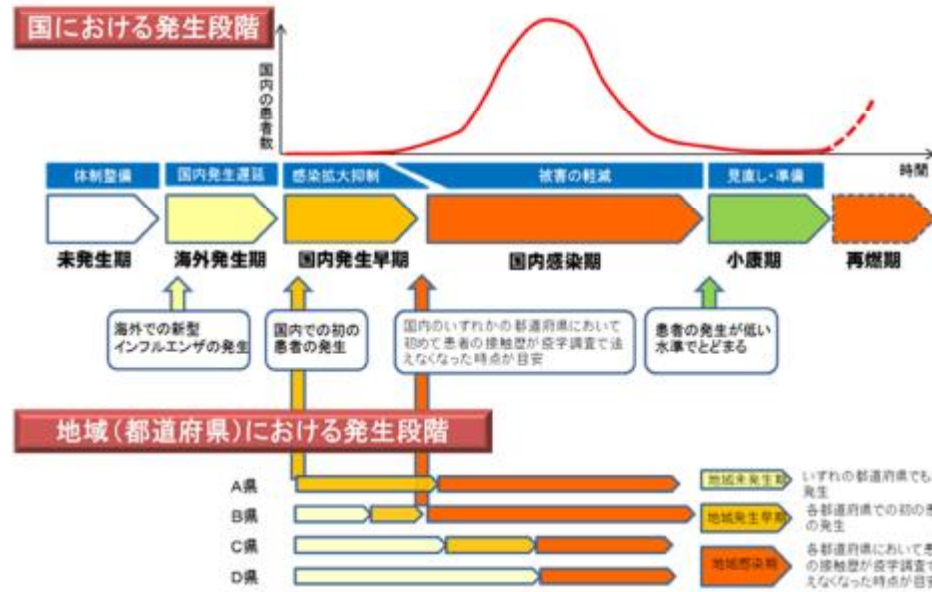
政府行動計画

現行 府行動計画

府行動計画 たたき台

<国及び地域（都道府県）における発生段階>

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



(参考) 新型インフルエンザにおける政府行動計画の発生段階と WHO におけるパンデミックインフルエンザのフェーズの対応表

本行動計画の発生段階	WHO のフェーズ
未発生期	フェーズ 1、2、3
海外発生期	フェーズ 4、5、6
国内発生早期	
国内感染期	
小康期	
	ポストパンデミック期

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画(たたき台)											
<p>Ⅲ. 各段階における対策</p> <p>以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。</p> <p>新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することとなり、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。</p> <p>対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、必要に応じて、ガイドライン等に定めることとする。</p> <table border="1" data-bbox="225 724 1130 1486"> <tr> <td>未発生期</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。 </td> </tr> <tr> <td> 目的: 1)発生に備えて体制の整備を行う。 2)国際的な連携の下に発生の早期確認に努める。 </td> </tr> <tr> <td> 対策の考え方: 1)新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、地方公共団体等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 2)新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、国民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。 3)海外での新型インフルエンザ等の発生を早期に察知するため、国際的な連携を図り、継続的な海外からの情報収集を行うとともに、動物のサーベイランスに努める。 4)海外での新型インフルエンザの発生を防ぐことにつながる可能性があるため、鳥類等の動物のインフルエンザが多発している国に対して協力・支援を行う。 </td> </tr> </table> <p>(1)実施体制 (1)-1 政府行動計画等の作成 国、都道府県、市町村、指定(地方)公共機関は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画又は業務計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。(内閣官房、全省庁)</p> <p>(1)-2 体制の整備及び国・地方公共団体の連携強化 ① 国は、国における取組体制を整備・強化するために、新型インフルエンザ等閣僚会議及び関係省庁対策会議の枠組を通じて、初動対応体制の確立や発生時に備えた中央省庁業務継続計画の策定の対策のフォローアップを進める。(内閣官房、全省庁)</p>	未発生期	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。 	目的: 1)発生に備えて体制の整備を行う。 2)国際的な連携の下に発生の早期確認に努める。	対策の考え方: 1)新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、地方公共団体等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 2)新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、国民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。 3)海外での新型インフルエンザ等の発生を早期に察知するため、国際的な連携を図り、継続的な海外からの情報収集を行うとともに、動物のサーベイランスに努める。 4)海外での新型インフルエンザの発生を防ぐことにつながる可能性があるため、鳥類等の動物のインフルエンザが多発している国に対して協力・支援を行う。	<p>対策編</p> <p>I 未発生期</p> <table border="1" data-bbox="1181 724 1961 835"> <tr> <td> 新型インフルエンザが発生していない状態。 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染は見られていない状態。 </td> </tr> </table> <p>この段階においては、新型インフルエンザに対する医療提供の整備、通常のサーベイランスによる感染動向の把握、保健所や医療機関等における訓練の実施、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄など、発生に備えた準備を行う。</p> <p>①実施体制 【庁内体制の整備】 庁内においては、健康医療部及び危機管理室との連携のもと、新型インフルエンザに関する庁内連絡を進める。また、大阪府新型インフルエンザ対策本部会議の下に設置する幹事会等を通じて、情報共有など庁内連絡を図る。健康医療部内においては、本庁、保健所、公衆衛生研究所等の関係課・所と密接な連絡を図る。 【市町村との連携】 住民への感染防止策の周知、住民からの相談をはじめ新型インフルエンザ</p>	新型インフルエンザが発生していない状態。 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染は見られていない状態。	<p>Ⅲ 各発生段階における対策</p> <p>1. 未発生期</p> <table border="1" data-bbox="1997 739 2712 1155"> <tr> <td>●状態</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状態。 </td> </tr> <tr> <td>●対策の目的</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・発生に備えて体制の整備を行う。 ・府内発生の早期確認に努める </td> </tr> <tr> <td>●対策の考え方</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、府行動計画等を踏まえ、国、市町村、関係団体との連携を図り、対応体制の整備や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 ・新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、府民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。 </td> </tr> </table> <p>(1)実施体制 ①行動計画等の策定 府、市町村、指定地方公共機関は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画又は業務計画の策定を行い、必要に応じて見直す。 <<危機管理室・健康医療部>> ②体制の整備及び連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内の取組体制を整備・強化するために、幹事会の枠組を通じて、初動対応体制の確立や情報共有、発生時に備えた業務継続計画(各部</p>	●状態	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状態。 	●対策の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・発生に備えて体制の整備を行う。 ・府内発生の早期確認に努める 	●対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、府行動計画等を踏まえ、国、市町村、関係団体との連携を図り、対応体制の整備や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 ・新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、府民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。
未発生期													
<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。 													
目的: 1)発生に備えて体制の整備を行う。 2)国際的な連携の下に発生の早期確認に努める。													
対策の考え方: 1)新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、地方公共団体等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 2)新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、国民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。 3)海外での新型インフルエンザ等の発生を早期に察知するため、国際的な連携を図り、継続的な海外からの情報収集を行うとともに、動物のサーベイランスに努める。 4)海外での新型インフルエンザの発生を防ぐことにつながる可能性があるため、鳥類等の動物のインフルエンザが多発している国に対して協力・支援を行う。													
新型インフルエンザが発生していない状態。 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染は見られていない状態。													
●状態													
<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状態。 													
●対策の目的													
<ul style="list-style-type: none"> ・発生に備えて体制の整備を行う。 ・府内発生の早期確認に努める 													
●対策の考え方													
<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、府行動計画等を踏まえ、国、市町村、関係団体との連携を図り、対応体制の整備や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 ・新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、府民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。 													

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画(たたき台)
<p>② 国、都道府県、市町村、指定(地方)公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。(内閣官房、全省庁)</p> <p>③ 国は、都道府県行動計画、市町村行動計画、指定(地方)公共機関における業務計画の作成、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門家、行政官等の養成等を支援する。(内閣官房、厚生労働省、関係省庁)</p> <p>④ 国は、都道府県が自衛隊、警察、消防機関、海上保安機関等と連携を進めるための必要な支援を行う。(厚生労働省、警察庁、消防庁、防衛省、海上保安庁)</p> <p>(1)-3 国際間の連携</p> <p>① 国は、新型インフルエンザ等の発生時に国際機関や諸外国等と速やかに情報共有できる体制を整備する。(厚生労働省、農林水産省、文部科学省、環境省、外務省)</p> <p>② 国は、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄・開発等に関する国際的な連携・協力体制を構築する。(外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省 or 関係省庁【P】)</p> <p>③ 国は、医療従事者や専門家、行政官等の人材育成のために、研修員受入、専門家派遣、現地における研修等を行う。(外務省、厚生労働省、農林水産省、文部科学省)</p> <p>④ 国は、新型インフルエンザ等の発生を想定した諸外国との共同訓練を実施する。(厚生労働省)</p> <p>⑤ 国は、新型インフルエンザ等発生時に、国際機関又は発生国からの要請に応じて派遣できるように、疫学、検査、臨床、家畜衛生等からなる海外派遣専門家チームを編成する。(外務省、厚生労働省、農林水産省)</p> <p>⑥ 国は、国際的な連携強化を含む調査研究を充実する。(厚生労働省、農林水産省、文部科学省、環境省)</p> <p>⑦ 国は、病原体検体の、国際機関(WHO、OIE 等)を通じた国際的な共有のあり方を検討する。(外務省、厚生労働省、文部科学省)</p> <p>⑧ 国は、新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合には、WHO のフェーズ4宣言又は急速にまん延するおそれのある新感染症の情報提供前であっても、感染症危険情報を発出し、不要不急の渡航延期や退避の可能性の検討を勧告する。(外務省)</p> <p>(2)サーベイランス・情報収集</p> <p>(2)-1 情報収集</p> <p>国は、新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。また、在外公館、国立感染症研究所(WHO インフルエンザコラボレーティングセンター等)及び検疫所は、情報を得た場合には、速やかに報告する。(厚生労働省、農林水産省、外務省、文部科学省)</p> <p>・情報収集源</p> <p>国際機関(WHO、OIE、国連食糧農業機関(FAO)等)</p> <p>国立大学法人北海道大学:OIE リファレンスラボラトリー</p> <p>独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所</p> <p>地方公共団体</p> <p>(2)-2 通常のサーベイランス</p> <p>① 国は、人で毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、指定届出機関(約5,000の医療機関)において患者発生の動向を調査し、全国的な流行状況について把握する。また、指定届出機関の中の約500の医療機関において、ウイルス株の性状(亜型や薬剤</p>	<p>への対応が円滑に行えるよう、日ごろから市町村と連携の強化を図る。</p> <p>【医師会等医療関係団体との連携】</p> <p>新型、季節性を問わず、感染の発生状況やワクチン接種に関する事項をはじめ、インフルエンザに関する様々な情報を医師会等医療関係団体に情報提供、情報共有を図り、連携の強化を図る。</p> <p>各保健所においては、保健所運営協議会をはじめ様々な機会を通じて、日ごろから地区医師会など地域の関係機関と連携を図る。</p> <p>②サーベイランス・情報収集</p> <p>【情報収集】</p> <p>厚生労働省、国立感染症研究所、WHO、CDC など国内外の機関が提供する新型インフルエンザに関する様々な情報を収集する。</p> <p>【インフルエンザに関する通常のサーベイランス】</p> <p>府内のインフルエンザの感染状況を把握するため、日ごろから医療機関等の協力のもと通常のインフルエンザに対するサーベイランスを実施する。</p> <p>(定点サーベイランス)</p> <p>インフルエンザに関して、府内の指定医療機関(インフルエンザ発生動向調査定点医療機関として、平成23年度は301医療機関を指定)から患者発生の動向調査を行い、府内の流行状況について把握するとともに、国立感染症研究所にデータを送付し、全国的な流行状況の把握に寄与する。</p>	<p>版含む)を作成する。</p> <p>・ 府、市町村、指定地方公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。</p> <p>《危機管理室・健康医療部・その他全部局》</p> <p>・ 府は、市町村行動計画、指定地方公共機関における業務計画の作成、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門家、職員等の養成等を支援する。</p> <p>《危機管理室・健康医療部》</p> <p>・ 府は、自衛隊、警察、消防機関、海上保安機関等と連携を進める。</p> <p>《危機管理室》</p> <p>(2)サーベイランス・情報収集</p> <p>①情報収集</p> <p>府は、厚生労働省、国立感染症研究所、WHO、CDC(米国疾病管理予防センター)など国内外の機関が提供する新型インフルエンザ等に関する様々な情報を収集する。</p> <p>《健康医療部》</p> <p>②インフルエンザに関する通常のサーベイランス</p> <p>府及び保健所設置市は、府内のインフルエンザの感染状況を把握するため、日ごろから医療機関等の協力のもと通常のインフルエンザに対するサーベイランスを実施する。</p> <p>・ 患者発生サーベイランス(定点サーベイランス)</p> <p>インフルエンザに関して、府内の指定医療機関から患者発生の動向調査を行い、府内の流行状況について把握するとともに、国立感染症研究所にデータを送付し、全国的な流行状況の把握に寄与する。</p> <p>・ ウイルスサーベイランス</p>

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画(たたき台)
<p>耐性等)を調査し、流行しているウイルスの性状について把握する。(厚生労働省)</p> <p>② 国は、インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。(厚生労働省)</p> <p>③ 国は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学校閉鎖等)を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。(厚生労働省、文部科学省)</p> <p>④ 国は、インフルエンザウイルスに対する抗体の保有状況の調査により、国民の免疫の状況を把握する。(厚生労働省)</p> <p>⑤ 国は、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に努め、関係省庁等の連携の下、得られた情報の共有・集約化を図り、新型インフルエンザの出現の監視に活用するために、国立感染症研究所において分析評価を実施する。(厚生労働省、農林水産省、環境省)</p> <p>(2)-3 調査研究</p> <p>① 国は、新型インフルエンザ等の国内発生時に、迅速かつ適切に積極的疫学調査を実施できるよう、専門家の養成や都道府県等との連携等の体制整備を図る。(厚生労働省)</p> <p>② 国は、季節性インフルエンザ及び新型インフルエンザに関する疫学、臨床、基礎研究や検疫等の対策の有効性に関する研究を推進し、科学的知見の集積を図る。(厚生労働省)</p> <p>(3)情報提供・共有</p> <p>(3)-1 継続的な情報提供</p> <p>① 国は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。(厚生労働省、内閣官房)</p> <p>② 国は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。(厚生労働省)</p> <p>(3)-2 体制整備等</p> <p>① 国は、コミュニケーションの体制整備等の事前の準備として以下を行う。(厚生労働省、内閣官房)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた国民への情報提供の内容(対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること)や、媒体(テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受取りに応じ、ソーシャルネットワーク(SNS)を含めた利用可能な複数の媒体・機関を活用す 	<p>(病原体サーベイランス)</p> <p>府内の病原体定点医療機関の協力のもと、ウイルス株の性状(亜型や薬剤耐性等)を調査し、流行しているウイルスの性状について把握するとともに、国立感染症研究所にデータを送付し、国内におけるウイルスの性状の把握に寄与する。</p> <p>(入院サーベイランス)</p> <p>インフルエンザによる入院患者及び死亡者数の発生動向を調査し、府内における重症化の状況を把握するとともに、国立感染症研究所にデータを送付し、国内における重症化の状況を把握に寄与する。</p> <p>(クラスターサーベイランス)</p> <p>府内の学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学年閉鎖、休校等)を調査し、インフルエンザの感染拡大の早期探知に努めるとともに、国立感染症研究所にデータを送付し、国内における感染拡大の早期探知に寄与する。</p> <p>③情報提供・共有</p> <p>【情報提供】</p> <p>厚生労働省等が発出する新型インフルエンザに関する様々な情報を、市町村及び、医療機関、医師会等医療関係団体等に対して、速やかに提供する。</p> <p>季節性インフルエンザに関する情報についても、速やかに関係団体等に提供する。</p> <p>季節性インフルエンザに対しても、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケットなど、ホームページやポスター等により、個人レベルの感染予防策の普及を図る。</p> <p>市町村とも連携し、府民への感染予防策の普及を図る。</p> <p>【市町村との連携】</p> <p>感染の発生状況やワクチン接種をはじめ、新型、季節性を問わず、インフル</p>	<p>府内の病原体定点医療機関の協力のもと、ウイルス株の性状(亜型や薬剤耐性等)を調査し、流行しているウイルスの性状について把握するとともに、国立感染症研究所にデータを送付し、国内におけるウイルスの性状の把握に寄与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入院サーベイランス インフルエンザによる入院患者及び死亡者数の発生動向を調査し、府内における重症化の状況を把握するとともに、国立感染症研究所にデータを送付し、国内における重症化の状況を把握に寄与する。 《健康医療部》 ・ 学校サーベイランス 府内の幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況(学級・学年閉鎖、休校等)を調査し、インフルエンザの感染拡大の早期探知に努めるとともに、国立感染症研究所にデータを送付し、国内における感染拡大の早期探知に寄与する。実施期間は国の通知に基づく。 《府民文化部・福祉部・健康医療部・教育委員会》 ・ 国民の免疫の状況を把握するために国が実施する、インフルエンザウイルスに対する抗体の保有状況の調査に協力する。 《健康医療部》 ・ 新型インフルエンザの出現の監視に活用するために国が行う、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集、分析評価に協力する。 《環境農林水産部》 <p>③調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府は、新型インフルエンザ等の府内発生時に、迅速かつ適切に積極的疫学調査を実施できるよう、国、保健所設置市との連携等の体制整備を図る。 《健康医療部》 <p>(3)情報提供・共有</p> <p>①継続的な情報提供</p> <p>ア 府は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的にわかりやすい情報提供を行う。</p> <p>イ 府は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。 《健康医療部》</p> <p>②体制整備等</p> <p>府は、広報体制整備等の事前の準備として以下を行う。</p> <p>ア 新型インフルエンザ等の発生時に、発生状況に応じた府民への情報提供を行うため、以下について検討し、あらかじめ想定できるものは決定する。</p>

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画(たたき台)
<p>る)等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する(広報担当官を中心としたチームの設置、コミュニケーション担当者間での適時適切な情報共有方法の検討等)。 常に情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を構築する。 地域における対策の現場となる地方公共団体や関係機関等とメールや電話を活用して、さらに可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を構築する。さらにインターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。 新型インフルエンザ等発生時に、国民からの相談に応じるため、国のコールセンターを設置する準備を進めるとともに、都道府県・市町村に対し、コールセンターを設置する準備を進めるよう要請する。 <p>(4) 予防・まん延防止</p> <p>(4)-1 対策実施のための準備</p> <p>① 個人における対策の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> 国、都道府県、市町村、学校、事業者は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。(厚生労働省、関係省庁) 国及び都道府県は、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。(厚生労働省、関係省庁) <p>② 地域対策・職場対策の周知</p> <p>国及び都道府県等は、新型インフルエンザ等発生時に実施され得る、個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染防止対策について周知を図るための準備を行う。また、国及び都道府県は、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。(厚生労働省)</p> <p>③ 衛生資器材等の供給体制の整備</p> <p>国は、衛生資器材等(消毒薬、マスク等)の生産・流通・在庫等の状況を把握する仕組みを確立する。(厚生労働省)</p> <p>④ 水際対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 国は、水際対策関係者のために、新型インフルエンザ等に関する基礎的知識の習得のための研修を行うとともに、個人防護具、感染対策に必要な資器材の整備を行う。(関係省庁) 国は、新型インフルエンザ等の発生に備え、入国者の検疫の強化、検疫飛行場及び検疫 	<p>エンザに関する様々な情報を市町村に提供する。</p> <p>【医師会等医療関係団体との連携】</p> <p>感染の発生状況やワクチン接種をはじめ、新型、季節性を問わず、インフルエンザに関する様々な情報を医師会等医療関係団体に提供し、情報共有を図る。</p> <p>【府民からの相談体制の整備】</p> <p>新型インフルエンザ発生時に、府民からの相談に応じるため、府に専用の相談電話を設置するとともに、府内市町村に対して、相談体制を整備するよう要請する。</p> <p>④ 予防・まん延防止</p> <p>【感染予防策の普及】</p> <p>手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等の基本的な感染予防策について、市町村等と連携し、府民への普及を図る。</p> <p>毎年、インフルエンザの流行シーズンに合わせて、府民に感染予防の注意喚起を行う。</p> <p>インフルエンザは、学校、保育園等での集団感染が危惧されるため、教育委員会等と連携し、学校・園、児童・生徒等に対して、感染予防について注意喚起を行う。また、病院、高齢者施設等基礎疾患を有する者が集まる施設等に対しても感染予防について注意喚起を行う。</p> <p>【水際対策】</p> <p>海外で新型インフルエンザが発生した場合、検疫の強化が図られるとともに、保健所において入国者(航空機同乗者等)に対して健康観察、疫学調査を行うこととなるため、検疫所との間で円滑な連携が図れるよう、平時から検疫所との間で訓練や研修会を実施するなど連携を図る。</p>	<p>府行動計画(たたき台)</p> <ul style="list-style-type: none"> 提供内容: 対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性とに十分配慮した内容、対策の実施主体の明確化 媒体: テレビや新聞等のマスメディアの活用、情報の受け手に応じて、SNSを含めた利用可能な複数の媒体・機関等の活用 <p>一元的な情報提供を行うために、情報を集約してわかりやすく継続的に提供する体制を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 危機管理室、健康医療部を中心とした広報チームの設置の検討 広報担当者間での適時適切な情報共有方法の検討等 <p>《危機管理室・政策企画部・府民文化部・健康医療部》</p> <p>ウ 常に情報の受け手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を整備する。</p> <p>エ 地域における対策の現場となる市町村や関係機関等とのメールや電話の活用、可能な限り担当者間のホットラインを設け、緊急に情報を提供できる体制を整備する。</p> <p>更に、インターネット等を活用した、リアルタイムかつ双方向の情報共有のあり方を検討する。</p> <p>オ 新型インフルエンザ等の発生時に、府民からの相談に応じるため、府のコールセンターを設置する準備を進めるとともに、市町村に対し、コールセンター等を設置する準備を進めるよう要請する。</p> <p>《危機管理室・健康医療部》</p> <p>(4) 予防・まん延防止</p> <p>① 対策実施のための準備</p> <p>ア 個人における対策の普及</p> <p>府、市町村、学校・保育施設、福祉施設、事業者等は、基本的な感染予防対策や発生期における感染対策について知識の普及、理解の促進を図る。</p> <p>a 基本的な感染予防対策例</p> <ul style="list-style-type: none"> マスク着用 咳エチケット 手洗い うがい 人混みを避ける等 <p>b 発生時において、自ら感染が疑わしい場合の基本的な感染対策例</p> <ul style="list-style-type: none"> 帰国者・接触者相談センターに連絡する。 感染を広げないように不要な外出を控える。 マスクの着用等の咳エチケットを行う 等。 <p>《危機管理室・府民文化部・福祉部・健康医療部・関係部局》</p> <p>イ 府は、国と連携し、緊急事態宣言発出時における不要不急の外出自粛要請等の感染拡大防止対策について、府民の理解促進を図る。</p> <p>《健康医療部・関係部局》</p>

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画(たたき台)
<p>港の集約化、航空機や船舶の運航自粛の要請等の水際対策の実施に係る体制整備を進める。(関係省庁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国は、事前に宿泊施設の管理者に対し説明を行い、施設の使用に関して同意を得ることができるように努め、感染したおそれのある者を停留するための特定検疫港及び検疫飛行場(以下「特定検疫港等」という。)の周囲の宿泊施設の確保を進める。(厚生労働省) ・ 国は、検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、地方公共団体その他関係機関の連携を強化する。(厚生労働省) <p>⑤ 調査研究等</p> <p>公共交通機関については、旅客運送を確保するため指定(地方)公共機関となるものであり、適切な運送を図る観点からは、当該感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼びかけなどが想定される。その運行については、所管省庁を中心に、国立感染症研究所等関連機関の協力を得て、調査研究を推進した上で、政府が新型インフルエンザ等発生時の行政や事業者の対応方針をさらに検討する。</p> <p>(4)-2 予防接種</p> <p>(4)-2-1 研究開発</p> <p>① 国は、新型インフルエンザ発生後、ワクチン製造用のウイルス株が決定されてから6か月以内に全国民分のパンデミックワクチンを製造することを目指し、細胞培養法など新しいワクチン製造法や、経鼻粘膜ワクチン等の投与方法等の研究・開発を促進するとともに、生産ラインの整備を推進する。また、これらのワクチン開発に合わせて、小児への接種用量についても検討を行う。(厚生労働省)</p> <p>② 国は、新型インフルエンザ発生時のプレパンデミックワクチンの有効な接種方法等の検討に資するよう、最新の流行状況を踏まえ、製剤化済みワクチンの一部を用いて有効性・安全性についての臨床研究を推進する。(厚生労働省)</p> <p>(4)-2-1 ワクチン確保 (プレパンデミックワクチン)</p> <p>① 国は、パンデミックワクチンの開発・製造には発生後に一定の時間がかかるため、それまでの間の対応として、医療従事者や国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務に従事する者等に対し、感染対策の一つとして、プレパンデミックワクチンの接種を行えるよう、その原液の製造・備蓄(一部は製剤化)を進める。(厚生労働省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウイルスの遺伝子構造の変異等に伴い、新しい分離ウイルス株の入手状況に応じてワクチン製造用の候補株の見直しを逐次検討し、その結果に即して製造を行うとともに、プレパンデミックワクチン製造に必要な新しい分離ウイルス株の弱毒化やこれに関連する品質管理等を国内で実施する体制の充実を図る。 ・プレパンデミックワクチンについて、新型インフルエンザの発生後、迅速な接種が行えるよう、必要量をあらかじめ製剤化した形で備蓄する。 <p>(パンデミックワクチン)</p> <p>① 国は、細胞培養法等による製造体制が整備されるまでの間、鶏卵によるパンデミックワクチンの製造体制において可能な限りの生産能力の向上を図る。(厚生労働省)</p> <p>② 国は、細胞培養法等の新しい製造法が開発され、全国民分のパンデミックワクチンを国内で速やかに確保することが可能となるまでは、輸入ワクチンの確保の基本的考え方とそのプロセスについて定めておく。(厚生労働省)</p>		<p>② 地域対策及び職場対策の周知</p> <p>ア 府、市町村は、新型インフルエンザ等の発生時に実施する、個人における対策のほか、職場における感染防止対策(季節性インフルエンザ対策と同様)について周知準備を行う。</p> <p>イ 府は、緊急事態宣言発出時における施設の使用制限の要請等の対策について周知準備を行う。</p> <p style="text-align: right;">《健康医療部・関係部局》</p> <p>③水際対策</p> <p>府及び保健所設置市は、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合、検疫の強化が図られるとともに、保健所において入国者(航空機同乗者等)に対して健康観察、疫学調査を行うこととなるため、平時から検疫所との間で訓練や研修会を実施するなど連携を図る。</p> <p style="text-align: right;">《健康医療部》</p> <p>④予防接種</p> <p>ア ワクチンの供給</p> <p>府は、発生時に、府域においてワクチンを円滑に流通させる体制を指定地方公共機関である医薬品卸売販売業者等と連携して整備する。</p> <p style="text-align: right;">《健康医療部》</p> <p>イ 特定接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府、市町村は、厚生労働省が行う登録事業者の登録に協力する。 <p style="text-align: right;">《関係部局》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府、市町村は、特定接種の対象となる職員をあらかじめ決定するとともに、集団接種体制を整備する。 <p style="text-align: right;">《総務部・健康医療部》</p> <p>ウ 住民に対する予防接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村は、国及び府の協力を得ながら、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、当該市町村の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種する体制の構築を図る。 ・ 市町村は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める。そのため、国及び府は、技術的な支援を行う。 ・ 市町村は、速やかに接種することができるよう、医師会、医薬品卸業者等の事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進める。 <p style="text-align: right;">《健康医療部》</p>

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画(たたき台)
<p>(4)-2-2 ワクチンの供給体制</p> <p>① 国は、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。(厚生労働省)</p> <p>② 国は、都道府県に対し、管内において、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築するよう、要請する。(厚生労働省)</p> <p>(4)-2-3 登録事業者の登録</p> <p>① 国は、登録事業者の登録を進める。このため、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示す登録実施要領を作成し、関係省庁、都道府県及び市町村の協力を得て、事業者に対して、登録作業に係る周知を行うとともに、併せて、同要領の中で登録事業者に特定接種の実施を請求する確定的権利は発生しないことなどの登録事業者の具体的な地位や義務等を明示する。(厚生労働省、関係省庁)</p> <p>② 国は、関係省庁、都道府県及び市町村の協力を得て、事業者の登録申請を受け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録する。(厚生労働省、関係省庁)</p> <p>(4)-2-4 接種体制の構築 (特定接種)</p> <p>① 国は、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、登録事業者並びに関係省庁及びに地方公共団体に対し、接種体制の構築を要請する。(厚生労働省、関係省庁)</p> <p>(住民に対する予防接種)</p> <p>① 市町村は、国及び都道府県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、当該市町村の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。(厚生労働省)</p> <p>② 都道府県及び市町村は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間及び都道府県間等で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める必要がある。そのため、国及び都道府県は、技術的な支援を行う。(厚生労働省)</p> <p>③ 市町村は、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める必要がある。そのため、国は、接種体制の具体的なモデルを示すなど、技術的な支援を行う。(厚生労働省、関係省庁)</p> <p>(4)-2-5 情報提供</p> <p>国は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、国民の理解促進を図る。(厚生労働省)</p> <p>(5)医療</p> <p>(5)-1 地域医療体制の整備</p> <p>① 国は、医療体制の確保について具体的なマニュアル等を提供するなど、日本医師会等の関係機関と調整し、都道府県等に対し必要な助言等を行うとともに、都道府県等の体制整備の進捗状況について定期的にフォローアップを行う。(厚生労働省)</p> <p>② 都道府県等は、原則として、二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、地域</p>	<p>(5)医療</p> <p>【医療体制の整備】</p> <p>帰国者・接触者外来の整備</p> <p>新型インフルエンザは、その発生当初においては多くの人が免疫を持っていないことから、感染が急速に拡大するおそれが高い。このため、新型インフルエンザの疑いのある患者を診察する医療機関においては、専用の診察</p>	<p>(5)医 療</p> <p>①地域医療体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府及び保健所設置市は、原則として、保健所の所管区域を単位とし、保健所を中心として、対策会議を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制を整備する。 ・ 府は、発生時において、帰国者・接触者外来の開設や入院患者を受け入れる医療機関を確保するため、「大阪府新型インフルエンザ等協力

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画(たたき台)								
<p>医師会、地域薬剤師会、指定(地方)公共機関を含む地域の中核的医療機関(国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等)や医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。国は都道府県等の医療体制整備の推進を支援する。(厚生労働省、消防庁)</p> <p>③ 国は、発生時の地域医療体制の確保のために、平素から地域の医療関係者との間で、発生時の医療体制について協議、確認を行うことなど、都道府県等の行動計画に具体的な内容を定めておくよう必要な助言等を行う。(厚生労働省)</p> <p>④ 国は、都道府県等に対し、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来の設置の準備や、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進めるよう要請する。また、国及び都道府県等は、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう要請する。(厚生労働省、関係省庁)</p> <p>(5)-2 国内感染期に備えた医療の確保</p> <p>国、都道府県等は以下の点に留意して、国内感染期に備えた医療の確保に取り組む。</p> <p>① 国及び都道府県等は、全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、マニュアルを示すなどしてその作成を支援に努める。(厚生労働省)</p> <p>② 都道府県等は、地域の実情に応じ、指定(地方)公共機関を含む感染症指定医療機関等のほか、指定(地方)公共機関を含む医療機関または公的医療機関等(国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院、日赤病院、済生会病院、労災病院等)で入院患者を優先的に受け入れる体制を整備に努める。</p> <p>③ 都道府県は、保健所設置市及び特別区の協力を得ながら、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数(定員超過入院を含む。)等を把握する。</p> <p>④ 都道府県は入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時的医療施設等で医療を提供することについて検討する。</p> <p>⑤ 都道府県等は、地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。</p> <p>⑥ 都道府県等は、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。</p> <p>⑦ 国は、大学附属病院に対し、患者対応マニュアルを作成するなど、地域の医療機関等と連携しながら、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を要請する。(文部科学省)</p> <p>⑧ 国は、地域感染期においても救急機能を維持するための方策について検討を進める。また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう各消防本部に要請するとともに、必要な支援を行う。(消防庁)</p> <p>(5)-3 手引き等の策定、研修等</p> <p>① 国は、新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等の策定を行い、医療機関に周知する。(厚生労働省)</p> <p>② 国は、都道府県等と連携しながら、相互に医療従事者等に対し、国内発生を想定した研修や訓練を行う。(厚生労働省、都道府県)</p>	<p>時間帯を設けたり(時間分離)、受付から診察、投薬にいたる動線を他の患者と分けたり(空間分離)することにより、院内感染の防止を徹底する必要がある。</p> <p>大阪府では、このような院内感染対策が講じられた医療機関を帰国者・接触者外来に指定する。</p> <p>帰国者・接触者外来は、拠点となる病院(拠点型新型インフルエンザ外来)のほか、地域の身近な医療機関(協力型新型インフルエンザ外来)で感染防止対策がとれるところを指定する。</p> <p>協力型新型インフルエンザ外来においては、一般外来者との受付、待合、診察室等の分離ができない場合は、時間分離により感染防止対策を行うこととする。</p> <p>なお、大阪府においては、平成21年度の新型インフルエンザ(A/H1N1)の発生を契機に、院内感染対策を講じた医療機関の協力を得て、拠点型新型インフルエンザ外来及び協力型新型インフルエンザ外来として知事登録している。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><参考>府内協力医療機関数(平成23年4月1日現在)</p> <table border="0"> <tr> <td>○拠点型新型インフルエンザ外来</td> <td>53ヶ所</td> </tr> <tr> <td>○協力型新型インフルエンザ外来</td> <td>152ヶ所</td> </tr> <tr> <td>○新型インフルエンザ入院協力医療機関</td> <td>91ヶ所</td> </tr> <tr> <td>○感染症指定医療機関</td> <td>5ヶ所</td> </tr> </table> </div> <p>【資器材の備蓄】</p> <p>抗インフルエンザウイルス薬の備蓄</p> <p>国の行動計画に基づき、計画的にタミフル、リレンザの備蓄を進める。備蓄量は、タミフル及びリレンザを合わせて174万人分とする。</p> <p>なお、国の備蓄計画では、タミフルとリレンザの備蓄割合が9対1となっているが、府においてはリレンザの割合を高めるとともに、新薬の承認状況も踏まえ、計画的な備蓄を行う。</p> <p>個人防衛装備(PPE)の備蓄</p> <p>帰国者・接触者外来を立上げる際に一定数を事前配布することとし、PPEを、80,000セットを計画的に確保し、備蓄する。</p> <p>なお、新型インフルエンザウイルスの性状によっては、PPEを必ずしもフル装備で着用する必要がないことから、セットとなったPPEだけでなく、サージカルマスク(単体)の備蓄も進める。</p> <p>人工呼吸器等の整備</p> <p>重症化した患者に必要な医療が提供できるよう、人工呼吸器や陰圧病床を整備する入院協力医療機関に対して支援を行う。</p> <p>抗インフルエンザウイルス薬の流通状況の把握</p> <p>府内の市場流通している抗インフルエンザウイルス薬が不足した場合、</p>	○拠点型新型インフルエンザ外来	53ヶ所	○協力型新型インフルエンザ外来	152ヶ所	○新型インフルエンザ入院協力医療機関	91ヶ所	○感染症指定医療機関	5ヶ所	<p>医療機関整備要綱等に基づき、医療体制を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 府及び保健所設置市は、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備等感染防止対策を進めるよう要請する。 <p style="text-align: right;"><<健康医療部>></p> <p>②府内感染期に備えた医療の確保</p> <p>府及び保健所設置市は以下の点に留意して、府内感染期に備えた医療の確保に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> 府及び保健所設置市は、国と連携して、保健所を通じ、全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、その作成支援に努める。 府及び保健所設置市は、地域の実情に応じ、保健所を通じ、感染症指定医療機関や協力医療機関等のほか、指定地方公共機関を含む医療機関または公的医療機関等(国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院、日赤病院、済生会病院、労災病院等)で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。 府は、保健所設置市の協力を得ながら、保健所を通じ、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数(定員超過入院を含む。)等を把握する。 府は、保健所を通じ、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時的医療施設等で医療を提供することについて検討する。 府は、保健所を通じ、市町村の協力を得て、臨時的医療施設等として転用できる施設をあらかじめ調査し、リスト化を検討する。 府及び保健所設置市は、地域の医療機能維持の観点から、保健所を通じ、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わない医療機関の設定を検討する。 府及び保健所設置市は、保健所を通じ、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。 <p style="text-align: right;"><<健康医療部>></p> <p>③研修等</p> <p>府及び保健所設置市は、国と連携し、医療従事者等関係者に対し、国内発生を想定した研修や訓練を行う。</p> <p style="text-align: right;"><<健康医療部>></p> <p>④医療資器材の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 府及び保健所設置市は、必要となる医療資器材(個人防護具、人工呼吸器等)をあらかじめ備蓄・整備する。 府は、個人防護具を帰国者・接触者外来を立上げる際に事前配布することとし、計画的に備蓄する。 府は、重症化した患者に必要な医療が提供できるよう、入院協力医療機関が人工呼吸器や簡易陰圧装置等を整備する際に支援する。 府及び保健所設置市は、医療機関が必要な医療資器材を整備するよう要請する。
○拠点型新型インフルエンザ外来	53ヶ所									
○協力型新型インフルエンザ外来	152ヶ所									
○新型インフルエンザ入院協力医療機関	91ヶ所									
○感染症指定医療機関	5ヶ所									

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画(たたき台)
<p>(5)-4 医療資器材の整備 ① 国及び都道府県等は、必要となる医療資器材(個人防護具、人工呼吸器等)をあらかじめ備蓄・整備する。国は、都道府県等に対し、医療機関において、必要な医療資器材や増床の余地に関して調査を行った上、十分な量を確保するよう要請する。(厚生労働省)</p> <p>(5)-5 検査体制の整備 ① 国は、新型インフルエンザの発生に備えた迅速診断キットの開発を促進する。(厚生労働省) ② 国は、地方衛生研究所を設置する地方公共団体に対し、新型インフルエンザ等に対するPCR検査等を実施する体制を整備するよう要請し、その技術的支援を行う。(厚生労働省)</p> <p>(5)-6 医療機関等への情報提供体制の整備 国は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するための体制を整備する。(厚生労働省)</p> <p>(5)-7 抗インフルエンザウイルス薬の科学的知見の収集・分析 国は、抗インフルエンザウイルス薬の効果やウイルス薬剤耐性についての研究や情報収集を行う。(厚生労働省)</p> <p>(5)-8 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 ① 国及び都道府県は、諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、国民の45%に相当する量を目標として、抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ引き続き安定的に備蓄する。なお、その際、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案する。(厚生労働省) ② 国は、新たな抗インフルエンザウイルス薬について、薬剤耐性ウイルスの発生状況等の情報収集を行い、全体の備蓄割合を検討する。(厚生労働省) ③ 国は、在外公館における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を、引き続き進める。(外務省)</p> <p>(5)-9 抗インフルエンザウイルス薬の流通体制の整備 国は、抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を踏まえ、新型インフルエンザ発生時に円滑に供給される体制を構築するとともに、医療機関や薬局、医薬品の卸売販売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正流通を指導する。(厚生労働省)</p> <p>(6)国民生活及び国民経済の安定の確保 (6)-1 業務計画等の策定 ① 国及び都道府県は、指定(地方)公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに業務計画等の策定を支援し、その状況を確認する。(関係省庁) ② 国は、指定(地方)公共機関及び登録事業者(以下「指定(地方)公共機関等」という。)の事業継続を支援する観点から、新型インフルエンザ等の発生時において弾力的に運用することが必要な法令について、具体的な対応方針を検討する。(関係省庁)</p> <p>(6)-2 物資供給の要請等</p>	<p>府が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を円滑に市場に供給するため、平時から医薬品卸売業者等と連携強化を図る。</p> <p>【医療従事者の研修】 府医師会と連携し、医療従事者等に対し、新型インフルエンザに関する研修を行う。</p> <p>【医療機関等への情報提供】 厚生労働省等から示される新型インフルエンザの診断・治療等に関する情報等を、医療機関、医療従事者等に迅速かつ確に提供できるよう、医師会等医療関係団体と協力、連携の強化を図る。</p> <p>⑥ワクチン 【情報提供】 国の責任の下で、新型インフルエンザワクチン(パンデミックワクチン、プレパンデミックワクチン)の確保、供給体制等の整備が進められており、平時から、季節性インフルエンザワクチンも含め、市町村や医療機関、医療関係団体に対して、情報の提供、共有を図る。</p> <p>⑦社会・経済機能の維持 【市町村に対する情報提供】 市町村は、新型インフルエンザが発生した場合、高齢者、障がい者等の社会的弱者への生活支援や、遺体の埋火葬体制を確保することとなるため、平時から連絡体制を整備する。</p>	<p style="text-align: right;">《健康医療部》</p> <p>⑤検査体制の整備 府及び政令指定都市は、新型インフルエンザ等に対するPCR検査等を実施する体制を整備する。 《健康医療部》</p> <p>⑥抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 ・ 府は、国の行動計画に基づき、計画的にタミフル、リレンザの備蓄を進める。備蓄割合は概ね 1 対1とし、新薬の承認状況も踏まえ、計画的な備蓄を行う。 ・ 府は、府内で流通している抗インフルエンザウイルス薬が不足した場合、府が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬を円滑に市場に供給するため、平時から指定地方公共機関である医薬品卸売販売業者等と連携する。 《健康医療部》</p> <p>(6)府民生活及び府民経済の安定の確保 ①業務計画等の策定 府は、指定地方公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染防止対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに、業務計画等の策定を支援し、その状況を確認する。 《危機管理室・健康医療部》</p> <p>②物資供給の要請等 府は、国と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定地方公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。 《危機管理室・健康医療部》</p> <p>③要援護者への生活支援 市町村は、府内感染期における在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、府と連携し要援護者の把握とともにその</p>

<p>政府行動計画</p> <p>国は、都道府県と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定(地方)公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。(関係省庁)</p> <p>(6)-3 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援 国は、市町村に対し、地域感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、都道府県と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておくよう要請する。(厚生労働省)</p> <p>(6)-4 火葬能力等の把握 都道府県は、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。(厚生労働省)</p> <p>(6)-5 物資及び資材の備蓄等 国、都道府県、市町村、及び指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。</p>	<p>現行 府行動計画</p> <p>II 府内未発生期</p> <p>海外で新型インフルエンザが発生した状態。 海外で感染が確認された場合、時間を置かず、国内で発生する可能性が高いことから、海外発生と国内発生に区分せず、海外で発生した段階で、「府内未発生期」と位置付ける。</p> <p>交通手段の発達により地球規模で大量の人が短時間で移動することから、海外で新型インフルエンザが発生すれば、さほど時間を置かずに国内発生が起こることを想定し、速やかに対策の準備を進める必要がある。</p> <p>この段階における対策の考え方は、新たに発生した新型インフルエンザの特性を見極めること、その特性に合わせた対策を検討し、関係機関相互の情報の共有化を図ること、感染した患者を早期に発見すること、そして国内発生に備えた体制を立ち上げることである。 このため、正確な情報の把握と府民への周知、初の感染例を捕捉するためのサーベイランスの実施、国内発生に備えた医療体制の立上げ準備、府民の不安の高まりに伴う混乱の回避、府民一人ひとりの感染防止対策の徹底が中心となる。</p> <p>なお、海外発生とほぼ同時に国内発生が起こったり、国内発生が世界に先行する場合もあることから、そのことを想定した準備が必要である。</p>	<p>府行動計画(たたき台)</p> <p>具体的手続きを決めておく。 <<危機管理室・福祉部・健康医療部>></p> <p>④火葬能力等の把握 府は、国及び市町村と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。 <<健康医療部>></p> <p>⑤物資及び資材の備蓄等 府、市町村、及び指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備等を整備する。 <<危機管理室・健康医療部>></p>
<p>海外発生期</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。 <p>目的:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生を遅延と早期発見に努める。 2) 国内発生に備えて体制の整備を行う。 <p>対策の考え方:</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 2) 対策の判断に役立てるため、国際的な連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 3) 国内発生した場合には早期に発見できるよう国内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、地方公共団体、医療機関、事業者、国民に準備を促す。 5) 検疫等により、国内発生をできるだけ遅らせるよう努め、その間に、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、国民生活及び国民経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの製剤化・接種、パンデミックワクチンの製造開始等、国内発生に備えた体制整備を急ぐ。 	<p>II 府内未発生期</p> <p>●状態</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外で新型インフルエンザ等が発生、もしくは、国内の何れかの地域で発生した状態。 府内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 海外においては発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。 <p>●対策の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等の侵入をできるだけ遅らせ、府内発生を遅延と早期発見に努める。 府内発生に備えて体制の整備を行う。 <p>●対策の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 対策の判断に役立てるため、国等と連携し、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 府内で発生した場合には早期に発見できるよう府内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。 海外での発生状況について注意喚起するとともに、府内発生に備え、府内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、市町村、医療機関、事業者、府民に準備を促す。 医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、府民生活及び府民経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチン、パンデミックワクチンの接種体制構築等、府内発生に備えた体制整備を急ぐ。 <p>(1)実施体制</p>	<p>2. 府内未発生期</p> <p>●状態</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外で新型インフルエンザ等が発生、もしくは、国内の何れかの地域で発生した状態。 府内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 海外においては発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。 <p>●対策の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等の侵入をできるだけ遅らせ、府内発生を遅延と早期発見に努める。 府内発生に備えて体制の整備を行う。 <p>●対策の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 対策の判断に役立てるため、国等と連携し、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 府内で発生した場合には早期に発見できるよう府内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。 海外での発生状況について注意喚起するとともに、府内発生に備え、府内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、市町村、医療機関、事業者、府民に準備を促す。 医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、府民生活及び府民経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチン、パンデミックワクチンの接種体制構築等、府内発生に備えた体制整備を急ぐ。 <p>(1)実施体制</p>

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画(たたき台)
<p>(1)実施体制</p> <p>(1)-1 政府の体制強化等</p> <p>① 国は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、内閣危機管理監が関係省庁と緊急協議を行い、内閣総理大臣に報告するとともに、速やかに関係省庁対策会議又は必要に応じ、内閣総理大臣が主宰し全ての国務大臣が出席する新型インフルエンザ等閣僚級会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、政府の初動対処方針について協議・決定する。(内閣官房、全省庁)</p> <p>② WHO が新型インフルエンザのフェーズ4の宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症の発生を公表した場合には、厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等が発生した旨を公表するとともに内閣総理大臣に報告する。(厚生労働省)</p> <p>③ ②の報告があった時は、罹患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる場合を除き、内閣総理大臣は、内閣総理大臣を本部長とする新型インフルエンザ等対策本部(以下「政府対策本部」という。)を設置し、当該政府対策本部の名称並びに設置場所及び期間を国会に報告するとともに、公表する。</p> <p>④ 国は、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き(緊急を要する場合で意見を聴くいとまがない時を除く。)、政府行動計画に基づき、海外発生期の基本的対処方針について協議・決定し直ちに公示し周知を図り、都道府県は都道府県対策本部を設置する。(内閣官房、厚生労働省、全省庁)</p> <p>⑤ 国は、病原体の特性、感染拡大の状況等に応じ、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、必要に応じて基本的対処方針を変更し、公示する。(内閣官房、全省庁)</p> <p>⑥ 国は、海外において、罹患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同程度以下と認められる 新型インフルエンザ等が発生したと判断される場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施する。(厚生労働省、関係省庁)</p> <p>(1)-2 国際間の連携</p> <p>① 国は、国際機関又は発生国からの要請に応じ、未発生期に編成した海外派遣専門家チームの派遣を検討する。(外務省、厚生労働省、農林水産省)</p> <p>② 国は、発生国に対し WHO が行う支援への協力を行う。</p>	<p>①実施体制</p> <p>【新型インフルエンザの特性の見極め】</p> <p>厚生労働省、WHO、CDCなどの公的機関の情報や、海外の保健医療機関や報道機関の情報などを基に、海外の事例からウイルスの病原性や感染力の強弱などの知見を集約する。</p> <p>大阪府新型インフルエンザ対策協議会</p> <p>海外等の情報を基に、ウイルスの病原性や感染力等に関する知見について、対策協議会としての考え方を取りまとめるとともに、今後の府の対策等について提言を行う。</p> <p>【国内発生に備えた対策の決定】</p> <p>大阪府新型インフルエンザ対策本部会議</p> <p>海外発生にかかる情報を共有化し、各部局で国内発生に備えた準備を開始する。</p> <p>ウイルスの知見に応じた対策の内容等を確認する。</p> <p>府民に注意喚起(手洗い等の奨励、インフルエンザ症状のある場合のマスク着用など、感染防止の取組み)と国内発生への備えを呼びかける「警戒宣言」の発出を検討する。</p> <p>対策本部会議の開催にあたっては、専門的見地から意見を聞くため、ウイルス学や医療等に関する専門家等の出席を求める。また、府内における感染拡大防止対策等を一体的に取り組むため、保健所設置市の出席を求める。</p> <p>「警戒宣言」は、時に府民に過剰な不安を与えるおそれがあり、風評被害などによる地域経済への影響も懸念されることから、ウイルスの病原性など公衆衛生上の危険性から、その必要性を慎重に判断することが必要であり、ウイルスの型や海外の症例からウイルスの病原性が低いと判断される場合には、「警戒宣言」は発出しない。</p> <p>保健所管内関係機関対策会議の開催</p> <p>保健所において、市町村、郡市区医師会、薬剤師会、消防、警察、社会福祉協議会等からなる対策会議を開催し、国内発生に備えた対策を確認するとともに、対策準備に着手することを決定する。</p> <p>近畿府県市対策連携協議会(仮称)の開催</p> <p>21年7月10日に開催した近畿府県市首長会議の確認に基づき、近畿府県・政令市の部局長によって構成する対策連携協議会(仮称)を開催し、国内発生に備えて情報の共有化と対策の連携を確認する。</p> <p>【対策推進体制の整備】</p> <p>対策本部事務局等の体制整備</p> <p>新型インフルエンザ対策を機動的かつ効率的に推進していくため、対策本部事務局に専任の班を設置し、対策準備を進める。</p> <p>また、新型インフルエンザ対策を総合的に推進するため、関係部局の役割と連携のあり方を定めておく。</p>	<p>府は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、危機管理室と健康医療部が緊急協議を行い、幹事会を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、府の初動対処方針について協議する。</p> <p>政府対策本部が設置されたときは、直ちに府対策本部を設置する。</p> <p>府は、政府行動計画に基づき決定された、海外発生期の基本的対処方針に基づき、府の対応を協議するため、府対策本部会議を開催する。</p> <p>府は、海外において、罹患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同程度以下と認められる 新型インフルエンザ等が発生したと判断される場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施する。</p> <p>保健所は、管内の対策会議を開催し、府内発生に備えた対策を確認するとともに、対策準備に着手する。</p> <p>保健所設置市は、府が対策本部を立ち上げたときは、速やかに対策本部(任意の対策本部を含む)を立ち上げる。</p> <p style="text-align: right;">《危機管理室・健康医療部》</p>

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画(たたき台)
<p>(2)サーベイランス・情報収集</p> <p>(2)-1 国際的な連携による情報収集等</p> <p>① 国は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国際機関(WHO、OIE 等)等を通じて必要な情報を収集するとともに、発生国からの情報収集を強化する。国立感染症研究所は、得た情報を速やかに報告する。(厚生労働省、外務省、文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病原体に関する情報 ・ 疫学情報(症状、症例定義、致死率等) ・ 治療法に関する情報(抗インフルエンザウイルス薬の有効性等) <p>② 国は、国際的な連携強化を含む調査研究を強化する。特にワクチンや抗インフルエンザウイルス薬の開発等に関する連携・協力体制を構築する。(厚生労働省、文部科学省、関係省庁)</p> <p>(2)-2 国内サーベイランスの強化等</p> <p>① 国は、引き続き、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを実施する。(厚生労働省)</p> <p>② 国は、国内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等の患者の臨床像等の特徴を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者(疑</p>	<p>庶務班 …… 会議の開催に関する事、他の班の所管に属さない事項</p> <p>対策班 …… 新型インフルエンザの対策推進に関する事(医療にかかることを除く)</p> <p>連絡調整班 …… 厚生労働省、近畿府県市、警察本部、市町村、庁内各課との情報提供や調整に関する事</p> <p>広報班 …… 報道提供、記者会見、広報・広聴に関する事</p> <p>相談対応班 …… 帰国者・接触者相談センター、新型インフルエンザ相談電話に関する事</p> <p>疫学調査班 …… 積極的疫学調査、サーベイランスに関する事</p> <p>薬剤資機材班 …… 抗インフルエンザウイルス薬、検査キット、PPE等の確保、調整に関する事</p> <p>医療体制班 …… 帰国者・接触者外来、入院病床等、医療体制の整備・確保に関する事</p> <p>【情報ネットワークの確立】</p> <p>厚労省、検疫所、近畿府県市、警察本部、市町村、医療機関、関係団体との情報共有のための電話、FAX、メール等の情報ネットワークを確立する。緊急時には電話がつながりにくいといった事態が想定されることから、連絡のための専用電話(ホットライン)を確保する。</p> <p>府内の医療体制の確保や感染拡大防止対策を検討するうえで、府内各地域での感染状況や患者の症状など、新型インフルエンザに関する医療現場等の情報が重要であることから、医師会等医療関係団体との連携、協力体制を強化し、相互の情報共有を行う。</p> <p>庁内においても、円滑に対策を実施するため、緊急連絡、情報の共有化を図るための情報ネットワークを整備する。</p> <p>②サーベイランス・情報収集</p> <p>【情報収集】</p> <p>引き続き、国内外の新型インフルエンザに関する情報を収集する。</p> <p>【サーベイランス体制の強化】</p> <p>患者は、発症前日からウイルスを排出し、他者へ感染を拡げるおそれがあることや、不顕性感染の場合もあることから、検疫による水際作戦は万全ではなく、すり抜けによる国内への感染の持ち込みは避けられない。このため、府内における感染を速やかに探知できるよう、海外発生の段階から、あらかじめ常時サーベイランスの体制を強化する。</p> <p>また、サーベイランスに異変がある場合には、医療機関等から保健所等に報告を求めるとともに、その原因等について迅速に調査を行うなど、体制を強化する。</p> <p>定点サーベイランス</p> <p>定点医療機関におけるインフルエンザの患者数を把握することにより、インフルエンザ全体の発生状況から感染拡大の動向を把握する。</p>	<p>(2)サーベイランス・情報収集</p> <p>①情報収集</p> <p>府は、未発生期に引き続き、国内外の新型インフルエンザに関する情報を収集する。</p> <p style="text-align: right;">《健康医療部》</p> <p>②サーベイランス体制の強化</p> <p>府及び保健所設置市は、府内における感染を速やかに探知できるよう、海外発生の段階から、あらかじめ常時サーベイランスの体制を強化する。</p> <p>また、サーベイランスに異変がある場合には、医療機関等から保健所等に報告を求めるとともに、その原因等について迅速に調査を行う等、体制を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者発生サーベイランス(定点サーベイランス) <p>定点医療機関におけるインフルエンザの患者数を把握することにより、インフルエンザ全体の発生状況から感染拡大の動向を把握する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 強化ウイルスサーベイランス <p>新型インフルエンザが発生した場合、通常のウイルスサーベイランスに加え、強化学校サーベイランス及び全数把握患者等でのウイルス検</p>

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画(たたき台)
<p>い患者を含む。)を診察した場合の届出を求め、全数把握を開始する。(厚生労働省)</p> <p>③ 国は、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。(厚生労働省、文部科学省)</p> <p>④ 国は、引き続き、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に努め、関係省庁等の連携の下、得られた情報の共有・集約化を図る。(厚生労働省、農林水産省、環境省)</p> <p>(2)-3 調査研究</p> <p>国は、病原体を入手した段階で、国民の各年齢層等における抗体の保有状況の調査を行うなど、対策に必要な調査研究と分析を速やかに行い、その成果を対策に反映させる。(厚生労働省)</p>	<p>病原体サーベイランス</p> <p>新型インフルエンザが発生した場合、速やかに抗原性や抗インフルエンザウイルス薬への感受性等を調べ、また病原性の変化をチェックできるようにする。</p> <p>入院サーベイランス</p> <p>インフルエンザ様症状を呈して入院した患者の検体を検査することで、新型インフルエンザと診断された入院患者を把握し、重症患者の発生状況や病原性の変化等を見極められるようにする。</p> <p>クラスターサーベイランス</p> <p>新型インフルエンザの発生は、初発例が集団感染として現れる場合があり、感染拡大を早期に探知するため、この段階から通常のサーベイランスに加えクラスターサーベイランスの体制を敷き、集団感染の把握を強化する。</p> <p>学校、施設、医療機関等の報告から、同一の集団の中での感染の拡がりや疑われる場合、保健所が有症状者に帰国者・接触者外来(拠点型新型インフルエンザ外来)での受診を勧奨するとともに、当該医療機関から検体を入手し、または直接検体採取を行い、新型インフルエンザの確定検査を実施する。その他の流れは孤発例に対する場合と同様とする。</p> <p>薬局サーベイランスの活用</p> <p>国立感染症研究所感染症情報センターが運用する薬局サーベイランスは、前日の「インフルエンザ推定患者数」を推定しており、リアルタイムでインフルエンザの流行状況を把握することができることから、定点サーベイランスと併せて発生動向の把握に努める。</p> <p>【全数把握の開始】</p> <p>新型インフルエンザ患者を早期に発見し、患者の臨床像等の特徴を把握するため、医療機関に新型インフルエンザ患者の届出を求め、全数把握を開始する。</p> <div data-bbox="1175 1388 1961 1514" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>全数把握の取扱い(国行動計画)</p> <p>各都道府県ごとの感染状況により対応</p> <p>地域発生早期(患者の接触歴が疫学調査で追える)→全数把握</p> <p>地域感染期(患者の接触歴が疫学調査で追えない)→全数把握の中止</p> </div> <p>国内発生の端緒をつかむためには、どのような症状の場合に新型インフルエンザの感染を疑うかの基準を示す「症例定義」が重要であるが、季節性インフルエンザの発生状況や患者の症状全体から行う医師の判断をもって補完することも必要である。</p> <div data-bbox="1175 1692 1961 1797" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>平成 21 年度に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)の例では、感染の疑いの有無を判断するにあたって症例定義にあった「海外渡航歴」の有無に重きを置いたが、実際、国内や府内の第一例は海外渡航歴のない人であった。このため、症例定義においては感染を疑うに足る蓋然性の高い基準を示すことが望まれるが、診断の際には、医師の判断が必要である。</p> </div>	<p>査を行うことで、速やかに抗原性や抗インフルエンザウイルス薬への感受性等を調べ、また病原性の変化をチェックできるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入院サーベイランス <ul style="list-style-type: none"> インフルエンザ様症状を呈して入院した患者の検体を検査することで、新型インフルエンザと診断された入院患者を把握し、重症患者の発生状況や病原性の変化等を見極められるようにする。 <p style="text-align: right;">《健康医療部》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 強化学校サーベイランス <p>通常の学校サーベイランスの報告施設を大学、短大にまで拡大し(国内感染期では中止)、インフルエンザ様症状の患者による臨時休業(学級閉鎖、学年閉鎖、休校)の状況及び欠席者数を把握し、直ちに報告を受ける。</p> <p>また、報告のあった集団発生については可能な限り集団発生ごとに患者の検体を採取し、患者や医療機関の協力を得て PCR 検査等を行う。</p> <p style="text-align: right;">《府民文化部・福祉部・健康医療部・教育委員会》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全数把握の開始 <p>新型インフルエンザ患者を早期に発見し、発生当初の新型インフルエンザの拡大を防ぐとともに、患者の臨床像等の特徴を把握するため、医療機関に新型インフルエンザ等患者の届出を求め、全数把握を開始する。</p> <p style="text-align: right;">《健康医療部》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザの出現の監視に活用するために国が行う、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集、分析評価に協力する。 <p style="text-align: right;">《環境農林水産部》</p>

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画(たたき台)
<p>(3)情報提供・共有</p> <p>(3)-1 情報提供</p> <p>① 国は、国民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしなが、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係省庁のホームページや総覧できるサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。(関係省庁)</p> <p>② このため、国は、政府対策本部及び厚生労働省における広報担当官を中心とした広報担当チームを設置し、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。国は、対策の実施主体となる省庁が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、政府対策本部が調整する。(内閣官房、関係省庁)</p> <p>(3)-2 コールセンターの設置</p> <p>① 国は、Q&A等を作成するとともに国のコールセンターを設置する。(厚生労働省)</p> <p>② 国は、都道府県・市町村に対し、Q&A等を配布した上、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、住民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンターを設置し、適切な情報提供を行うよう要請する。(厚生労働省)</p> <p>③ 国は、国民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ、地方公共団体や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、国民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。</p> <p>(3)-3 情報共有</p> <p>① 国は、地方公共団体や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口の設置をし、メール等による対策の理由、プロセス等の共有を行う。(内閣官房、厚生労働省)</p> <p>② 国は、メールマガジン等を通じた情報共有及び問い合わせ等に対するフィードバックにより、医療関係者との直接的な情報共有方法を行う。(厚生労働省)</p>	<p>③情報提供・共有</p> <p>【情報提供】</p> <p>府民への注意喚起</p> <p>新型インフルエンザに関する基礎知識や手洗い、咳エチケットの励行などの感染防止対策、国内外、府内の発生状況等を周知する専用のホームページを開設し、正確かつ最新の情報を提供し、冷静な行動を求める。</p> <p>新型インフルエンザの感染が拡大する時期やまん延する時期においては外出を自粛する必要があるため、あらかじめ食料や日用品を備蓄するよう呼びかける。</p> <p>海外発生の最新の状況や、渡航にあたっての注意喚起に関する情報を提供するとともに、外務省など国の方針に基づき、当該地域への海外旅行等の必要性を再検討するよう呼びかける。</p> <p>市町村に対して、住民への情報提供と注意喚起を行うよう要請する。</p> <p>事業者等への注意喚起</p> <p>事業者等に対し、職場における感染予防策の励行や事業継続に不可欠な重要業務の重点化の準備など、国内で感染が拡大した場合にも、可能な限り社会・経済への影響が軽減されるよう呼びかける。特に、電気、ガス、水道など、ライフラインに関わる事業者等に対して、事業継続に向けた準備を行うよう呼びかける。</p> <p>ウイルスが海外の情報から病原性が低いと認められる場合は、過剰な対策により不必要な混乱を招くことのないよう、食料や日用品の備蓄準備、海外旅行等の再検討は求めず、感染防止のための注意喚起にとどめる。</p> <p>【相談体制の整備】</p> <p>新型インフルエンザ相談電話の開設</p> <p>国内外を問わず、新型インフルエンザの発生が確認された段階で、速やかに「新型インフルエンザ相談電話」を開設する。</p> <p>相談電話の機能は、府民からの新型インフルエンザに関する一般的な問い合わせ等の相談について対応する。</p> <p>また、府民からの問い合わせが集中する可能性があることから、FAQを整備し、府民のお問合せの総合窓口である府民お問い合わせセンターも活用し対応する。</p> <p>なお、新型インフルエンザ相談電話の開設時間等は、当初は休日、祝日を含む24時間体制とし、相談件数の動向や必要性等を見て、適宜変更していく。</p> <p>住民に身近な市町村に対して、新型インフルエンザに関する住民の疑問、不安等の一般的な相談や、受診可能な医療機関の案内等を行う相談体制を整備するよう要請する。</p> <p>また、上記の相談電話には、府民から受診に関する問い合わせも想定されることから、帰国者・接触者外来のリストを新型インフルエンザ相談電話にも備えるとともに、必要に応じて市町村をはじめ他の相談センターと共用化を図り、円滑な相談体制を整備する。</p> <p>国に、速やかな症例定義の提示を要請する。それまでの間は、府で暫定版</p>	<p>(3)情報提供・共有</p> <p>①情報提供</p> <p>ア 府は、府民に対して、以下について留意しつつ、詳細にわかりやすく、できる限り速やかに情報提供し、注意喚起を行う。</p> <p>・提供内容: 海外での発生状況、現在の対策、府内で発生した場合に必要な対策等</p> <p>(対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体の明確化)</p> <p>・広報媒体: テレビ、新聞等のマスメディアの活用。</p> <p>・直接提供: 府ホームページや総覧できるサイト等の複数の手段を利用。</p> <p>イ 府は、広報チームを設置し、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。</p> <p>ウ 対策の実施主体となる各部署が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、府対策本部等が調整する。</p> <p>《危機管理室・政策企画部・府民文化部・健康医療部・その他全部局》</p> <p>②コールセンターの設置</p> <p>・ 府は、国の作成したQ&A等を参考に府版のQ&Aを作成し、府のコールセンター(一般府民向け)を庁内に設置する。</p> <p>・ 府は、市町村に対し、国等が配布したQ&A等を参考に、他の公衆衛生業務に支障を来さないように、住民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を設置し、適切な情報提供を行うよう要請する。</p> <p>・ 府は、府民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、府民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。</p> <p>《危機管理室・健康医療部》</p> <p>③情報共有</p> <p>・ 府対策本部等は、国が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う問い合わせ窓口での情報を庁内各部署と共有する。</p> <p>《危機管理室・健康医療部》</p>

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画(たたき台)
<p>(4) 予防・まん延防止</p> <p>(4)-1 国内での感染拡大防止策の準備</p> <p>① 国及び都道府県等は、相互に連携し、国内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)の準備を進める。また、国及び都道府県等は、相互に連携し、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。(厚生労働省)</p> <p>(4)-2 感染症危険情報の発出等</p> <p>① 国は、WHO が新型インフルエンザのフェーズ4宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延する恐れのある新感染症の公表をした等海外での新型インフルエンザ等の発生が確認された場合、感染症危険情報を発出し、病原性の程度を踏まえ、渡航の延期を勧告するとともに、在外邦人に対し、今後出国できなくなる可能性や現地で十分な医療を受けられなくなる可能性、帰国に際し停留される可能性等について情報提供を行う。(外務省)</p> <p>② 国は、関係機関と協力して、海外への渡航者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行う。(厚生労働省)</p> <p>③ 国は、事業者に対し、必要に応じ、発生国への出張を避けるよう要請する。また、海外駐在員や海外出張者がいる事業者に対しては、関係省庁や現地政府からの情報収集を行いつつ、必要に応じ、速やかに帰国させるよう要請する。(関係省庁)</p> <p>(4)-3 水際対策</p> <p>(4)-3-1 発生疑いの場合の対策開始</p> <p>① 国は、新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合には、WHO が新型インフルエンザのフェーズ4の宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延する恐れのある新感染症の公表前であっても、質問票の配布等により入国時の患者の発見に努める。(関係省庁)</p> <p>(4)-3-2 検疫の強化</p> <p>① 国は、検疫の強化については、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、病原体の病原性や感染力、海外の状況等、当該時点で得られる情報を勘案して合理的な措置を行う。なお、追加された情報や状況の変化等により、合理性が認められなくなった場合には、措置を縮小する。(関係省庁)</p> <p>② 国は、全入国者に対して航空・船舶会社等の協力を得ながら、入国後に発症した場合の留意事項を記載した健康カードを配布する。また、発生国からの入国者に対し、質問票の配布及び診察等を実施し、病原性が高いおそれがある場合には、有症者の隔離や感染したおそれのある者の停留・健康監視等を行う。停留・健康監視等の対象となる者の範囲に</p>	<p>を整理して適用する。</p> <p>受診にあたっての注意事項などを記載した相談対応マニュアルを整備し、他の自治体等と共有する。</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>ウイルスの病原性が低い場合や感染が拡大して防止策の効果がなくなった場合は、院内感染防止策が講じられた一般医療機関で新型インフルエンザ患者の診察や入院の受入れが行われる。その場合には、トリアージ機能が不要でなくなることから、相談センターは開設せず、開設している相談センターは休止することとする。</p> <p>なお、その場合、新型インフルエンザに関する不安や疑問等に答えるための専用電話・FAXを開設するものとする。</p> </div> <p>④ 予防・まん延防止</p> <p>【国内での感染拡大防止策の準備】</p> <p>国内発生に備え、患者への対応(治療・入院措置等)や濃厚接触者に対する対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等)、PCR検査体制、入国者(検疫所から提供される入国者)に対する健康観察等の感染拡大防止策について準備を行う。</p> <p>病院、高齢者施設等基礎疾患を有する者が集まる施設や、学校や保育施設など集団的な感染が想定される施設における感染予防策を強化するよう要請する。</p> <p>【感染症危険情報の発出等】</p> <p>厚生労働省や検疫所等から発出される感染症危険情報や渡航等に関する情報について、国、市町村等とも連携し、府民に対して迅速に情報提供する。</p> <p>【検疫との連携における留意点】</p> <p>新型インフルエンザでは、不顕性感染や症状が出る前から他者へ感染させる可能性が考えられ、検疫によって国内への感染を防ぐことはできないが、国内発生をできるだけ遅らせることにより、医療体制の整備等、対策の準備のための時間を確保できる。</p> <p>このため、新型インフルエンザの発生が疑われる場合には、海外渡航者に対する検疫が実施され、感染者の発見と隔離、濃厚接触者の停留と健康観察が行われることから、停留場所の確保に係る情報提供や保健所における航空機同乗者等の健康観察などの対策に対して協力を行う。</p> <p>なお、検疫にかかる航空機同乗者等に対する健康観察にあたっては、府内発生事例に対する疫学調査や医療機関との調整業務等に支障が出ないよう、事前に濃厚接触者に対する感染拡大防止の指導や、健康状態に変化があった場合の本人からの保健所への報告など、効率的な方法により実施する。</p> <p>海外渡航者との疫学上の関連が認められない事例が国内で確認された場合や、すでに国内での医療体制が確保され、対策の準備が整っている場合には、速やかに検疫体制を見直し、国内での感染拡大防止に対策をシフトするよう国に要請する。</p> <p>国内への感染拡大防止のためには、検疫所と自治体との十分な連携が不</p>	<p>(4) 予防・まん延防止</p> <p>① 府内での感染拡大防止策の準備</p> <p>ア 府及び保健所設置市は、国と相互に連携し、保健所を通じ、府内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく以下の準備を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者への対応(治療・入院措置等) ・患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等) <p>イ 府及び保健所設置市は、国と相互に連携し、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。</p> <p style="text-align: right;">《健康医療部》</p> <p>② 感染症危険情報の発出等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府は、国が発出した感染症危険情報を受け、関係機関と協力し、海外への渡航者に対し、新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起を行う。 <p style="text-align: right;">《府民文化部・健康医療部・関係部局》</p> <p>③ 水際対策</p> <p>ア 検疫所との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府及び保健所設置市は、新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合には、検疫所において海外渡航者に対する検疫が実施され、感染者の発見と隔離、濃厚接触者の停留と健康観察が行われることから、停留施設の確保に係る情報提供や保健所における航空機同乗者等の健康観察などの対策に対して協力を行う。 ・ 府は、関西空港健康危機管理連絡会議や大阪港阪南港健康危機管理連絡会議を通じて関西空港検疫所、大阪検疫所や関係機関と情報共有し、連携する。 <p style="text-align: right;">《健康医療部》</p> <p>イ 密入国者対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府警察は、必要に応じ、発生国から到着する航空機・船舶に対する立入検査、すり抜けの防止対策、出入国審査場やトランジットエリアのパトロール等の監視取締りの強化を図る各機関への支援を行う。 ・ 府警察は、沿岸部及び海上におけるパトロール等の警戒活動等を行う。 <p style="text-align: right;">《府警本部》</p>

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画(たたき台)
<p>については、科学的知見を踏まえ決定する。質問票等により得られた情報は、必要に応じて地方公共団体に提供する。(厚生労働省)</p> <p>③ 国は、停留を実施する場合には、厚生労働省の要請に基づき関係省庁間で協議を行い、海外における発生状況、航空機・船舶の運航状況等に応じて、特定検疫港等を指定し、集約化を図ることを検討する。(厚生労働省、国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅客機等については成田、羽田、関西、中部及び福岡空港で、貨物専用機については検疫飛行場での対応を検討する。 ・客船については横浜港、神戸港、関門港及び博多港で対応する。 ・貨物船については、特定検疫港以外の検疫港においても対応する。ただし、その積載物等により検疫港に入港することが困難である場合には、感染拡大のおそれに留意しつつ、別途関係省庁において対応を検討するものとする。 <p>④ 国は、航空機・船舶の長から検疫所に対して、発熱、咳など、健康状態に何らかの異状を呈している者が乗っているとの到着前の通報があった場合には、機内又は船内における有症者対策(隔離、マスクの着用、有症者へ接触する者の限定等)について、航空・船舶会社を通じ、対応を指示する。(厚生労働省)</p> <p>⑤ 国は、発生国から第三国経由で入国する者に対し、航空・船舶会社等の協力を得ながら、検疫法(昭和26年法律第201号)に基づく質問票の配付や旅券の出国証印の確認を実施するなど、発生国での滞在の有無を把握し、検疫の効果を高める。(厚生労働省、法務省、国土交通省)</p> <p>⑥ 国は、検疫の強化に伴い、検疫所、地方公共団体その他関係機関の連携を強化し、新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査を実施するための技術的支援を行い、検査体制を速やかに整備する。(厚生労働省、関係省庁)</p> <p>⑦ 国は、検疫の強化に伴い、検疫実施空港・港及びその周辺において必要に応じた警戒活動等を行い、又は、警戒活動等を行うよう都道府県警察等を指導・調整する。(警察庁、海上保安庁)</p> <p>(4)-3-3 外国人の入国制限</p> <p>① 国は、発生国の在外公館において査証発給を行う際、病原性が高い場合には、査証審査の厳格化や査証発給の停止等の査証措置を行う。(外務省)</p> <p>② 国は、入国審査や税関において、新型インフルエンザ等に感染している者又は感染している可能性のある者を発見した場合、直ちに検疫所に通報し指示を仰ぎ、検疫手続に差し戻す。(法務省、財務省)</p> <p>(4)-3-4 密入国者対策</p> <p>① 国は、発生国からの密入国が予想される場合、取締機関相互の連携を強化するとともに、密入国者の中に感染者又は感染の疑いのある者がいるとの情報を入手し、又は認めるときは、検疫所等との協力を確保しつつ、必要な感染防止策を講じた上、所要の手続をとる。(法務省、警察庁、海上保安庁)</p> <p>② 国は、発生国から到着する航空機・船舶に対する立入検査、すり抜けの防止対策、出入国審査場やトランジットエリアのパトロール等の監視取締りの強化を行い、又は、警戒活動等を行うよう都道府県警察等を指導・調整する。(法務省、警察庁、海上保安庁)</p> <p>③ 国は、感染者の密入国を防止するため、沿岸部及び海上におけるパトロール等の警戒活動等を強化し、又は、警戒活動等を行うよう都道府県警察等を指導・調整する。(警察庁、海上保安庁)</p>	<p>可欠であることから、関西空港健康危機管理連絡会議や大阪港阪南港健康危機管理連絡会議を通じて関西空港検疫所、大阪検疫所や関係機関との情報共有、連携の確認を行う。</p> <p>また、府内在住者が府外の空港等から入国した際に対応できるよう、関西空港検疫所だけでなく他の検疫所との十分な情報交換が図れるよう連携の強化を図る。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◀国行動計画▶ 検疫の強化については、新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力、海外の状況等、当該時点で得られる情報を勘案して合理的な措置を行う。なお、追加された情報や状況の変化等により、合理性が認められなくなった場合には、措置を縮小する。</p> </div>	<p>④ 予防接種</p> <p>ア ワクチンの供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・府は、府域において、ワクチンを円滑に流通できる体制を指定地方公共機関である医薬品卸売販売業者等と連携して整備する。 ◀健康医療部▶ <p>イ ワクチンの接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定接種 <p>府及び市町村は、基本的対処方針を踏まえ、国と連携して、職員のうち、あらかじめ接種対象者と決定した者に対して、原則、集団的な接種により、本人の同意を得て特定接種を行う。 ◀総務部・健康医療部▶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民に対する予防接種 <p>市町村は、事前に市町村行動計画に定めた接種体制により、具体的な接種体制の構築の準備を進める。 ◀健康医療部▶</p>

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画(たたき台)
<p>(4)-3-5 水際対策関係者の感染拡大防止策 国は、水際対策関係者について、个人防护具の着用、特定接種、患者からウイルスの曝露を受けた場合の抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等の必要な感染防止策を講じる。(関係省庁)</p> <p>(4)-3-6 停留施設の使用及び航空機等の運航の制限の要請 国は、検疫対象者が増加して、停留施設の不足により停留の実施が困難であると認められる場合には、特定検疫港等の周辺の施設の管理者の同意を得て施設を使用することを原則とし、その管理者が正当な理由なく同意を行わない場合は、当該施設の特措法に基づく使用を検討する。さらに停留を行うことが著しく困難であると認められる場合であって、発生国における地域封じ込め、WHOによる発生国又はその地域への運航自粛勧告がなされた場合等、新型インフルエンザ等の国内への侵入を防止するため必要と考えられる場合には、厚生労働省の要請に基づき関係省庁間で協議を行い、国際的な整合性等に配慮しつつ、航空会社や船舶会社に対し、発生地域から来航又は発航する航空機・旅客船の運航の制限の要請をし、その旨を公表する。(国土交通省、厚生労働省、外務省)</p> <p>(4)-4 在外邦人支援 ① 国は、発生国に滞在・留学する邦人に対し、直接又は国内の各学校等を通じ、感染予防のための注意喚起を行うとともに、発生国において感染が疑われた場合の対応等について周知する。(外務省、文部科学省、関係省庁) ② 国は、帰国を希望する在外邦人については、可能な限り定期航空便等の運航が行われている間の帰国が図られるよう、関係各国とも連携の上、定期便の運行情報の提供や、増便が必要な場合の航空会社への依頼等必要な支援を行う。(外務省、国土交通省) ③ 国は、定期航空便等の運行停止後、在外邦人について、発生国の状況を踏まえ、帰国に際しては検疫が強化されていることに留意しつつ、直ちに代替的帰国手段の検討を行い、対処方針を決定する。(外務省、厚生労働省、国土交通省、防衛省、海上保安庁) ④ 国は、感染した又は感染したおそれがある在外邦人に対しては、必要に応じ、在外公館備蓄分の抗インフルエンザウイルス薬の授与等を検討する。(外務省、関係省庁)</p> <p>(4)-5 予防接種 (4)-5-1 ワクチンの確保 (プレパンデミックワクチン) ① 国は、新型インフルエンザ発生後、国家備蓄しているプレパンデミックワクチンのうち、発生したウイルスに対して有効性が期待できるものについて、予め製剤化してあった当該ワクチンを接種するとともに、当該ワクチン原液の製剤化を直ちに行うよう、指定公共機関を含むワクチン製造販売業者に要請する。(厚生労働省) (パンデミックワクチン) ② 国は、新型インフルエンザウイルス株の特定後、国立感染症研究所に対して、直ちにワクチン製造株の開発、作製を行うよう指示する。(厚生労働省) ③ 国は、ワクチンの製造株の確保等ができ次第、パンデミックワクチンの生産を開始するよう、指定公共機関を含むワクチン製造販売業者に要請する。季節性インフルエンザワクチンの生産時期に当たる場合には、製造ラインを中断してパンデミックワクチンの製造に切り</p>		

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画(たたき台)
<p>替える等、生産能力を可能な限り最大限に活用するよう、指定公共機関を含むワクチン製造販売業者に要請する。(厚生労働省)</p> <p>④ 国は、新型インフルエンザウイルス株(新感染症の場合は、病原体)の遺伝子構造の変異等に伴い、新しい分離株の入手状況に応じてワクチン製造用候補株の見直しを逐次検討し、その結果を指定公共機関を含むワクチン製造販売業者に伝達する。(厚生労働省)</p> <p>⑤ 国は、パンデミックワクチンの承認について、プロトタイプワクチン、季節性インフルエンザワクチン、プレパンデミックワクチンに関するデータを活用して、短期間に適切に審査・承認を行う。(厚生労働省)</p> <p>⑥ 国は、国内でのワクチン確保を原則とするが、国際的な状況にも配慮しながら、必要に応じて、輸入ワクチンを確保する。(厚生労働省)</p> <p>(4)-5-2 ワクチンの供給</p> <p>① 国は、政府対策本部が定める基本的対処方針に基づき、供給量についての計画を策定するとともに、ワクチンが円滑に供給されるよう流通管理をする。(厚生労働省)</p> <p>② 国は、都道府県に対し、管内において、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築するよう、要請する。(厚生労働省)</p> <p>(4)-5-3 接種体制 (特定接種)</p> <p>① 国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報及び社会情勢等の全体状況を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、特定接種を実施することを決定する。(内閣官房、関係省庁)</p> <p>② 国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報、プレパンデミックワクチンの有効性、ワクチンの製造・製剤化のスピード、国民から求められるサービス水準、住民接種の緊急性等を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて特定接種の総枠やその対象や順位を決定するなど、基本的対処方針において、特定接種の具体的運用を定める。(内閣官房、厚生労働省、関係省庁)</p> <p>③ 国は、基本的対処方針を踏まえ、登録事業者の接種対象者、国家公務員の対象者に、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(厚生労働省、関係省庁)</p> <p>④ 都道府県及び市町村は、国と連携して、地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(厚生労働省)</p> <p>(住民に対する予防接種)</p> <p>① 国は、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始する。また、市町村においては、国と連携して、接種体制の準備を行う。(厚生労働省)</p> <p>② 国は、全国民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、事前に市町村行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進めるよう、市町村に対し要請する。(厚生労働省)</p> <p>(4)-5-4 情報提供</p> <p>国は、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。(厚生労働省)</p>		

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画(たたき台)
<p>(4)-5-5 モニタリング 国は、特定接種を実施した場合、接種実施モニタリングを行うとともに、科学的な根拠に基づいた有効性の評価、ワクチン以外の原因による有害な事象を含む副反応情報の収集・分析及び評価を行う。(厚生労働省)</p> <p>(5)医療 (5)-1 新型インフルエンザ等の症例定義 国は、新型インフルエンザ等の症例定義を明確にし、随時修正を行い、関係機関に周知する。(厚生労働省)</p> <p>(5)-2 医療体制の整備 国は、都道府県等に対して、以下を要請する。(厚生労働省) ① 発生病国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行う。そのため、帰国者・接触者外来を整備する。 ② 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、地域医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。 ③ 帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。 ④ 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を地方衛生研究所において、亜型等の同定を行い、国立感染症研究所は、それを確認する。</p> <p>(5)-3 帰国者・接触者相談センターの設置 国は、都道府県等に対して、以下を要請する。(厚生労働省) ① 帰国者・接触者相談センターを設置する。 ② 発生病国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。</p> <p>(5)-4 医療機関等への情報提供 国は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。</p> <p>(5)-5 検査体制の整備 ① 国は、病原体の情報に基づき、国立感染症研究所において、新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査体制を確立する。(厚生労働省) ② 国は、地方衛生研究所を設置する地方公共団体に対し、地方衛生研究所において新型インフルエンザ等に対するPCR等の検査を実施するための技術的支援を行い、検査体制を速やかに整備する。(厚生労働省) ③ 国は、新型インフルエンザの迅速診断キットの実用化を図る。(厚生労働省)</p> <p>(5)-5 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等 ① 国及び都道府県は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。</p>	<p>⑤医療 【相談体制の整備】 帰国者・接触者相談センターの開設 国内外を問わず、新型インフルエンザの発生が確認された段階で、速やかに帰国者・接触者相談センターを開設する。</p> <p>帰国者・接触者相談センターの機能は、新型インフルエンザの発生病国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する方に対して、電話により帰国者・接触者外来の紹介を行うものである。</p> <p>帰国者・接触者相談センターを開設した場合は、直ちに、府民に対して、新型インフルエンザの発生病国からの帰国者等で、発熱・呼吸器症状等を有する方は、相談センターを通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。</p> <p>【医療体制の整備】 帰国者・接触者外来の開設 新型インフルエンザは、海外発生から時間を置かず国内発生に至ると考えられるため、海外発生が判明した時点で、あらかじめ指定していた医療機関において速やかに診察体制を立ち上げられるよう帰国者・接触者外来の開設準備を要請する。また、府内初の感染例に速やかに対応できるよう、この段階で府立の病院等を中心に先行的に24時間対応の帰国者・接触者外来を開設するよう要請する。</p> <p>資器材の配備 帰国者・接触者外来に対しては、保健所を通じてその立ち上げのために必要な一定量のマスク、PPE、検査キット、ハanks液(検体保存液)及び抗インフルエンザウイルス薬(患者に十分な防御なく曝露した際等の医療従事者に対する予防投与用)を予め配備する。</p> <p>平成 21 年度に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)の例では必ずしも厳格な空間分離は必要でなく、「一定の距離を空ける」、「パーテーションやカーテンで区切る」、「患者はマスクを着用する」などの対策で一般医療機関においても診察が可能とされた。このことから、発生当初は帰国者・接触者外来を設置するが、病原性の低いウイルスで、感染力も強くない場合は、全ての医療機関に対して、必要な感染拡大防止策を取った上で診察の受入準備を行うよう要請する。</p> <p>帰国者・接触者外来での受診 国内発生を速やかに探知するため、保健所は海外発生が判明した段階で管内の医療機関に対して注意喚起を行い、疑わしい例は帰国者・接触者外来(拠点型新型インフルエンザ外来)で受診させるよう協力を呼びかける。</p>	<p>(5)医 療 ①新型インフルエンザ等の症例定義 府は、国が示す新型インフルエンザ等の症例定義を関係機関に周知する。 《健康医療部》</p> <p>②帰国者・接触者相談センターの設置 ・ 府及び保健所設置市は、帰国者・接触者相談センターを設置する。 ・ 発生病国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。 《健康医療部》</p> <p>③医療体制の整備 府及び保健所設置市は、保健所を通じ、以下の医療体制を整備する。 ・ 発生病国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行うため、あらかじめ指定する医療機関に対し、帰国者・接触者外来を開設するよう要請する。 ・ 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、地域医師会等の協力を得て、全医療機関において院内感染対策を講じるよう要請する。 また、府内感染期における全医療機関での診療開始に備え、院内感染防止策を講じるよう要請する。 ・ 帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。 ・ 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を府立公衆衛生研究所等において、亜型等の同定を行い、国立感染症研究所は、それを確認する。 ・ 府及び保健所設置市は、感染者の入院治療に対応するため、感染症指定医療機関や協力医療機関等に患者の受け入れのための準備を要請する。 ・ 感染が拡大して重症者が増えた場合に備えて、一般の医療機関においても院内感染対策を講じた入院病床を確保しておくことが必要であることから、保健所において、どれだけの受入可能な病床数が確保できるかを把握するとともに、地域の医療機関に対して、受入数の拡充について協力を求める。 ・ 透析患者や妊婦、小児など、特に重症化しやすいハイリスク層の専</p>

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画(たたき台)
<p>② 国は、都道府県等と連携し、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。</p> <p>③ 国は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。(厚生労働省)</p>	<p>保健所への報告とPCR検査の実施</p> <p>患者を診察した帰国者・接触者外来(拠点型新型インフルエンザ外来等)は、新型インフルエンザの患者又は感染の疑いがあると判断した場合は検体を採取するとともに、保健所に報告(「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」という。))による届出を含む)し、患者の入院と移送、PCR検査の実施を依頼する。</p> <p>また、帰国者・接触者外来以外の医療機関において、新型インフルエンザの患者又は疑い患者と判断した場合も、検体を採取するとともに、保健所に連絡する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>病原性が低い場合、医療機関は、院内感染防止を講じた上で患者を診察し、検体採取を行うとともに、保健所に報告(感染症法による届出を含む)し、PCR検査を依頼する。患者は、重症例を除いて自宅療養とし、マスクを着用し、できるだけ公共交通機関を利用しないで帰宅するよう要請する。 ※ ただし、国において柔軟な対応が可能とされることが必要である。</p> </div> <p>保健所は、医療機関からPCR検査の依頼があり、必要と認める場合は検体を入手し、府立公衆衛生研究所に搬入する。</p> <p>感染の疑いのある患者を診察した帰国者・接触者外来で、速やかに検査が実施できるよう、あらかじめハンクス液を配備する。</p> <p>その際、医療従事者や他の外来患者への濃厚接触を回避するため、感染防止策の徹底を医療機関に要請する。</p> <p>院内感染防止対策の実施及び医療体制切替への備え</p> <p>新型インフルエンザに感染した場合であっても、潜伏期間の存在や自覚症状がない不顕性感染など、症状に表れない場合が想定される。感染者が帰国者・接触者外来以外の医療機関を訪れる可能性があるため、これらの医療機関に対しても院内感染防止対策を講じるよう要請を行う。</p> <p>また、海外で感染が確認されれば時間を置かず国内での発生が想定されるとともに、国内で発生した場合にも、人口が集中し交通網が発達した大阪では、短時間で患者を疫学調査で追えない状況になる可能性が高い。このため、直ちに府内発生期における医療体制への切替ができるよう全ての医療機関に対して準備を要請する。</p> <p>医療機関等への情報提供</p> <p>国に対して、新型インフルエンザの症例定義や抗インフルエンザウイルス薬の感受性に関する情報をはじめ、診断・治療に資する情報等を要請するとともに、これらの情報を速やかに医療機関等に提供する。情報提供の際には、医師会等の医療関係団体と連携を図り、医療現場にわかりやすく情報が提供できるよう調整を行う。</p> <p>府内で集約したサーベイランス情報など府内の感染状況等も医療機関等に情報提供し、医療提供に役立てる。</p> <p>また、新型インフルエンザの症状の異変等の情報が、診療にあたった医療機関等から保健所等に直ちに情報が得られるよう、協力、連携を強化すると</p>	<p>門治療が可能な受入医療機関をあらかじめ把握する。 <<健康医療部>></p> <p>④医療機関等への情報提供 府は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。 <<健康医療部>></p> <p>⑤検査体制の整備 ・ 府は、国の技術的支援により、府立公衆衛生研究所において、新型インフルエンザ等に対応した PCR 等の検査の実施が可能な体制を速やかに整備する。 ・ 府は、府内の医療機関から新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を迅速に検査できるよう保健所を中心とした府域の検査体制を構築する。 <<健康医療部>></p> <p>⑥抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等 ・ 府は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。 ・ 府及び保健所設置市は、国と連携し、保健所において、府が備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。 <<健康医療部>></p> <p>⑦患者の搬送・移送体制の確立 ・ 府及び保健所設置市は、保健所を通じ、府内での患者発生に備えて、消防機関と情報共有を図るとともに、患者の搬送・移送に関する協力・連携体制の徹底を図る。 ・ 府は、救急隊員については、新型インフルエンザ等ウイルスに曝露する可能性が高いことから、感染拡大防止及び救急搬送体制の維持の観点から、保健所を通じ、必要な場合には、抗インフルエンザウイルス薬を予防投与できるよう準備を行う。 <<危機管理室・健康医療部>></p>

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画(たたき台)
	<p>ともに、これらの注意を要する情報を医療現場に提供し、情報の共有化を図る。</p> <p>長期処方体制の準備 基礎疾患等を有する人が新型インフルエンザに感染した場合は、重症化するおそれ強いことから、国内発生に備えて、当該基礎疾患等にかかる医薬品について、患者が指定したかかりつけ薬局等にファクシミリ等で処方せんを発行することができるよう、事前にかかりつけの医師が了承し、その旨をカルテ等に記載しておくよう要請する。</p> <p>患者の搬送・移送体制の確立 府内での患者発生に備えて、消防機関と情報共有を図るとともに、患者の搬送・移送に関する協力・連携体制の徹底を図る。</p> <p>救急隊員は、新型インフルエンザウイルスに暴露する可能性が高いことから、感染拡大防止及び救急搬送体制の維持の観点から、必要な場合には抗インフルエンザウイルス薬を予防投与できるよう準備を行う。</p> <p>入院医療機関の確保 感染者の入院治療に対応するため、感染症指定医療機関や入院協力医療機関(知事登録した医療機関)に患者の受け入れのための準備を要請する。 感染が拡大して重症者が増えた場合に備えて、感染症指定医療機関や協力医療機関等だけでなく、一般医療機関においても院内感染対策を講じた入院病床を確保しておくことが必要であり、保健所において、どれだけの受入可能な病床数が確保できるかを把握するとともに、地域の医療機関に対して、受入数の増について協力を求める。また、透析患者や妊婦、小児など、特に重症化しやすいハイリスク層の専門治療が可能な受入医療機関を予め把握しておく。</p> <p>【抗インフルエンザウイルス薬等の準備】 必要に応じて、患者の同居者、帰国者・接触者外来に従事する医療従事者や救急隊員等搬送従事者等に、予防投与のための抗インフルエンザウイルス薬(府備蓄分)やPPE等を準備する。</p> <p>予防投与の考え方 濃厚接触者や、感染防御をとらずにウイルスに曝露した医療機関従事者、患者搬送した救急隊員、医療機関における警戒活動や患者搬送支援業務に従事した警察官等には、感染拡大を防止する観点から、府が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬により予防投与を行う。 なお、濃厚接触者の定義は、ウイルスの感染力の強弱などにより異なるものと考えられることから、その都度示される国の定義によるものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【参考】 新型インフルエンザ A/H1N1において、厚生労働省は積極的疫学調査実施要綱(21.7.22付け)で、濃厚接触者とは、新型インフルエンザの患者(疑似症患者を含む)が発症した日の1日前から、発症日を0日として7日後までに接触した者のうち、患者と同居するもの、患者処置に个人防护具(PPE)を適切に装着しなかった医療関係者、2メートル以内の距離で比較的時間(10分以上)対面で会話等のあった者と定めた。</p> </div>	

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画(たたき台)
	<p>病原性が低く、感染が一部の集団・地域にとどまっている場合や、疫学的リンクが明確な場合は、感染拡大を防止する観点から予防接種の対象者を特定し、公費により予防接種を行う。</p> <p>病原性が低く、感染が府内に拡散し、疫学的リンクが不明な場合は、薬剤耐性ウイルス出現の可能性を抑制するためにも対象をハイリスク者に限定し、個人の健康確保の観点であることから私費により予防接種を行う。</p> <p>迅速診断キット</p> <p>感染が起きた初期の段階では、新型インフルエンザの精密検査の必要性を判断する際に、簡易迅速診断キットによる検査が一つの目安となる。このため、サーベイランスに必要な一定数を府が確保し、保健所や帰国者・接触者外来に配備する。</p> <p>なお、感染が拡大した場合は、症状等により精密検査の必要性の判断が可能となるため、サーベイランスのための簡易迅速診断キットは必ずしも必要でない。また、通常の診察、診断にかかる簡易迅速診断キットについては、診療報酬において手当すべきものであるため、府として特段の措置は行わないが、適宜、流通量のモニタリングを行い、不足が生じないよう事業者に要請する。</p> <p>【医療機関、薬局における警戒の強化】</p> <p>国内外で、病原性が高い新型インフルエンザが発生した場合は、抗インフルエンザウイルス薬を狙った犯罪や帰国者・接触者外来など医療機関での受診トラブルの発生が予測されることから、医療機関や薬局に対し、警察との連絡通報体制の確立や薬剤の保管管理の徹底等を要請するとともに、必要により警察に対して警戒の要請をするなど連携を図る。</p> <p>⑥ワクチン</p> <p>【ワクチン接種の準備】</p> <p>プレパンデミックワクチン接種の準備</p> <p>新型インフルエンザ発生後、国において、発生したウイルスに対して有効性が期待できるプレパンデミックワクチン(国家備蓄分)の製剤化が行なわれる。</p> <p>国で用意されたプレパンデミックワクチンが有効な場合は、医療従事者や社会機能維持者を対象に接種の検討を行う。なお、国が決定する医療従事者及び社会機能維持者の具体的な範囲及び接種順位を踏まえ、接種方法の検討、準備を行う。</p> <p>[社会機能維持者(想定される対象者)]</p> <p>治安を維持する者、ライフラインを維持する者、国又は地方公共団体の危機管理に携わる者、国民の最低限の生活維持のための情報提供に携わる者、ライフラインを維持するために必要な物資を搬送する者</p> <p>パンデミックワクチン接種の準備</p> <p>新型インフルエンザワクチンの接種にあたっては優先順位を定めておくことが必要であるが、職務遂行による感染リスクの大きさや国民の生命や安全の確保との直接的な関連の程度から先行的な接種の順位が検討されることとなる。また、医療従事者及び社会機能維持者以外への接種順位について</p>	

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画(たたき台)
<p>(6)国民生活及び国民経済の安定の確保</p> <p>(6)-1 事業者の対応</p> <p>① 国は、全国の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を実施するための準備を行うよう要請する。(関係省庁)</p> <p>② 指定(地方)公共機関等は、その業務計画を踏まえ、国及び都道府県と連携し、事業継続に向けた準備を行う。国は、登録事業者に対し、事業継続に向けた必要な準備等を行うよう要請する。(関係省庁)</p> <p>③ 国は、指定(地方)公共機関等の事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。また、その他必要な対応策を速やかに検討し、措置を講じる。(関係省庁)</p> <p>(6)-2 遺体の火葬・安置</p> <p>国は、都道府県を通じ、市町村に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行うことを要請する。(厚生労働省)</p>	<p>は、基礎疾患を持つ方や妊婦等ハイリスク者など重症化しやすい者や、感染の特徴から重症化しやすい年齢層など、発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえ、優先順位が検討されることとなる。</p> <p>これら優先接種対象者、接種順位は、国において決定されることとなっており、それに基づいて、ワクチン接種の準備を進めていく。</p> <p>また、実際にワクチン接種を行う場合の混乱に備えて、関係者で十分検討し、対策を立てておく。</p> <p>【情報提供】</p> <p>府民に対して、ワクチンの有効性や安全性の理解を求めるとともに、混乱なく円滑なワクチン接種が実施できるよう、ワクチンの種類、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。</p> <p>ワクチン接種の実施にあたっては、市町村や医師会等医療関係団体、医療機関等との協力・連携が必要であり、迅速にワクチン接種に関する情報の提供を行う。</p> <p>⑦社会・経済機能の維持</p> <p>市町村に対する要請</p> <p>市町村に対して、住民の疑問や不安に答えるための相談体制を整備するよう要請する。</p> <p>災害時に準じて障がい者や一人暮らしの高齢者等、支援を必要とする世帯を把握するとともに、感染の拡大期やまん延期に外出自粛が要請された場合に必要となる食料品・生活必需品等の確保と配布方法の検討を要請する。</p> <p>病原性が低い場合は、厳格な外出自粛要請を行わないことから、感染防止のための生活支援は必ずしも必要ではないが、ウイルスの病原性が変異する場合等に備えて、支援を要する世帯をあらかじめ把握しておくよう市町村に要請する。</p> <p>火葬・埋葬体制の確認</p> <p>病原性が高い新型インフルエンザが発生した場合には、季節性の場合をはるかに超える多くの死者が出ることを想定した対策を講じなければならない。約8週間とされる流行期間中に死者が集中した場合に、対応可能な火葬の能力があるか、事前に市町村から最新の情報を入手しておく。また、その能力を超えた場合に臨時で遺体を安置する場所や、火葬能力の限界を超えた場合の仮埋葬場所の選定について、市町村等と協議をし、定めておく。</p> <p>【国の行動計画による死者数の上限推定】</p> <p>重度(スペインインフルエンザ並み) 約64万人</p> <p>中等度(アジアインフルエンザ並み) 約17万人</p> <p>発生した新型インフルエンザの病原性が低く重症化するおそれが小さい場合には、市町村に対して、今後、そういった対応が必要となる場合がある旨の注意喚起を行うにとどめる。</p>	<p>(6)府民生活及び府民経済の安定の確保</p> <p>①事業者の対応</p> <p>ア 府は、府内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を実施するための準備を行うよう要請する。 <<健康医療部・関係部局>></p> <p>イ 指定地方公共機関等は、その業務計画を踏まえ、府と連携し、事業継続に向けた準備を行う。 <<危機管理室・健康医療部>></p> <p>②遺体の火葬・安置等</p> <p>市町村は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。 <<健康医療部>></p>

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画(たたき台)
<p>国内発生早期</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。 国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。 <p>(地域未発生期) 各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。</p> <p>(地域発生早期) 各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</p> <p>目的:</p> <ol style="list-style-type: none"> 国内での感染拡大をできる限り抑える。 患者に適切な医療を提供する。 感染拡大に備えた体制の整備を行う。 <p>対策の考え方:</p> <ol style="list-style-type: none"> 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行い、積極的な感染拡大防止策等をとる。 医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、国民への積極的な情報提供を行う。 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。 国内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、国民生活及び国民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。 	<p>Ⅲ 府内発生早期</p> <p>府内で新型インフルエンザ患者が発生しているが、全ての患者の接触歴が疫学調査で追うことができる状況。</p> <p>この段階における対策の中心は、患者の治療と感染拡大の防止、及び社会的混乱の回避である。そのため、患者の症状に合わせた適切な医療を提供し、積極的疫学調査による濃厚接触者の特定や健康観察、学校等の臨時休業・集会の自粛等の実施も踏まえ、感染拡大防止対策を徹底するとともに、正確な情報の発信を行う。</p>	<p>3. 府内発生早期</p> <p>●状態</p> <ul style="list-style-type: none"> 府内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。 <p>●対策の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 府内での感染拡大をできる限り抑える。 患者に適切な医療を提供する。 感染拡大に備えた体制の整備を行う。 <p>●対策の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染拡大防止策等を行う。 政府対策本部が、本府に対し緊急事態宣言を発出した場合は、積極的な感染拡大防止策等をとる。 個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、医療体制や感染拡大防止策について、府民に対し、積極的な情報提供を行う。 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、府内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。 府内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、国民生活及び国民経済の安定のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。
<p>(1)実施体制</p> <p>(1)-1 基本的対処方針の変更</p> <p>国は、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、国内発生早期の基本的対処方針を変更し、国内発生早期に入ったこと及びその対処方針を公示する。(内閣官房、厚生労働省、全省庁)</p> <p>(1)-2 政府現地対策本部の設置</p> <p>国は、発生の状況により、発生の初期の段階における都道府県に対する専門的調査支援のために必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等現地対策本部を設置する。(厚生労働省、内閣官房、関係省庁)</p> <p>(1)-3 国際間の連携</p> <p>① 国は、国内発生情報について、国際保健規則(IHR)に基づき、WHO へ通報する。(厚生労働省)</p>	<p>①実施体制</p> <p>【新型インフルエンザの特性の見極め】</p> <p>大阪府新型インフルエンザ対策協議会の開催</p> <p>国内発生した新型インフルエンザの事例について分析を行い、サーベイランスの結果や症例などから導かれるウイルスの病原性や感染力の強さ、感染の拡がりの特徴などの分析を行い、知見を取りまとめる。</p> <p>知見を基に、対策の効果とその弊害を見極めたうえで、現実に即して以下の対策内容を確認する。</p> <p>[検討すべき対策等]</p> <p>症例定義、地域封じ込めの必要性、患者治療の基本方針(入院か在宅か)、活動自粛・学校等の休業要請のレベル、流行警戒宣言等の必要性など</p> <p>なお、対策の開始時において、ウイルスの特性が不明であるため、病原性</p>	<p>(1)実施体制</p> <p>①発生段階の変更</p> <p>ア 府は、府対策本部会議を開催し、発生段階の変更及び今後の対策等について、有識者の意見を踏まえるとともに国と協議して、決定し公表する。</p> <p>イ 保健所は、対策会議を開催し、対策の強化を図る。</p> <p style="text-align: right;">≪危機管理室・健康医療部≫</p>

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画(たたき台)
<p>② 国は、WHO、OIE 等のリファレンスラボラトリー等と病原体の同定・解析、症例定義に関して協力をを行い、情報共有等を行う。(厚生労働省、外務省、文部科学省、農林水産省)</p> <p>③ 国は、ワクチンや治療薬の開発等に関する連携、協力をを行う。(厚生労働省、関係省庁)</p>	<p>が高く、感染力が強い新型インフルエンザを想定した強い対策を実施している場合には、国内での発生例を速やかに把握し、その特性に応じた対策へと変更していくものとする。</p> <p>【対策の決定】 大阪府新型インフルエンザ対策本部会議、同幹事会の開催 国内発生が確認された場合、速やかに大阪府新型インフルエンザ対策本部会議、同幹事会を開催し、府内での感染拡大に備えた対策を決定する。 病原性が高い新型インフルエンザが府内で発生し、広く感染が拡大するおそれがある場合は、外出の自粛、イベントの自粛、学校の臨時休業等を要請する「流行警戒宣言」を発する。</p> <p>「流行警戒宣言」は、感染が一部の集団、地域にとどまっている場合は発出を見合わせる。府民に対しては、手洗いなど感染防止策の徹底、不要不急の外出の自粛を求める注意喚起を行う。 また、府民の不安感を高めるとともに、社会・経済へ与える影響が極めて大きく、観光等における風評被害を招くおそれがあることから、ウイルスが病原性が低い場合は原則として発出しない。</p> <p>感染が特定の地域にとどまっており、地理的に交通の遮断が容易な場合は、地域封じ込めの実施を検討する。なお、実施にあたっては、厚生労働省の感染拡大防止ガイドラインに準じることとし、市町村や警察等との十分な連携を図る。</p> <p>感染が既に拡散していると認められる場合や、交通事情や地理的要因から困難な場合は、地域封じ込めを行わず、感染が確認された地域において感染拡大防止策を実施する。</p> <p>保健所管内関係機関対策会議の開催 地域において対策の中心となる保健所は、市町村、郡市区医師会、薬剤師会、消防、警察、社会福祉協議会等とともに対策会議を開催し、次の事項を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村における相談への対応 感染の拡大に伴う住民の不安を解消するため、市町村における相談体制の充実・強化を要請する。 ・帰国者・接触者外来の確保 保健所は、予め登録している医療機関に対して帰国者・接触者外来の開設と、休日、夜間における診療体制の確保を要請する。特に、夜間、休日に対応が可能な帰国者・接触者外来を管内に1箇所以上確保する。 帰国者・接触者外来の開設の際に、感染予防対策として、必要に応じ、府が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬やPPE等を一定数配布する。 <p>発生した新型インフルエンザの病原性が低い場合、保健所は、医療機関に対して院内感染対策を講じた上で感染の疑いのある患者の診察を受け入れるよう要請する。</p> <p>医療従事者等の感染予防対策 引き続き、患者の同居者等の濃厚接触者や、帰国者・接触者外来で診療に</p>	

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画(たたき台)
	<p>あたる医療従事者や救急隊員等搬送従事者等に対して、必要に応じて、府備蓄分の抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。</p> <p>近畿府県市新型インフルエンザ対策連携協議会の開催 患者発生時等の連絡体制や、共有化した情報の公開、感染拡大防止対策の基準等を再確認するとともに、連携して対策を実施する。 また、風評被害等の実態を把握し、その解消に向けた対策を協議する。</p>	

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく府行動計画の対応表(国:現行:たたき台)

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画(たたき台)
<p>(1)-4 緊急事態宣言の措置</p> <p>① 新型インフルエンザ等緊急事態宣言</p> <p>国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、新型インフルエンザ等緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」という。)を行い、国会に報告する¹。(内閣官房、厚生労働省、全省庁)</p> <p>新型インフルエンザ等対策緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである²。宣言を行うまでの手順は、おおむね、以下のように考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省(国立感染症研究所及び検疫所を含む。)は、発生初期の段階において限られた情報しかない中であっても、諸外国の状況やWHOからの情報、積極的疫学調査の結果等の国内の患者等に関する情報を分析し、専門家等の意見も聴きつつ、政府対策本部長に關係情報を報告。 政府対策本部長から、基本的対処方針等諮問委員会に対し、「新型インフルエンザ等緊急事態」の要件に該当するかどうかについて、公示案として諮問。あわせて、新型インフルエンザ等緊急事態に伴う新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関する重要な事項を定めるため、基本的対処方針の変更について、基本的対処方針等諮問委員会に諮問。 基本的対処方針等諮問委員会による「新型インフルエンザ等緊急事態」の要件に該当すると専門的評価、基本的対処方針の変更に関する専門的評価を踏まえ、政府対策本部長が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行うことを決定。 政府対策本部長は新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行うとともに、変更した基本的対処方針を示す。 あわせて、政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った旨を国会に報告。 <p>② 新型インフルエンザ等緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示する。期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。また、区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域をもとに、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定する。ただし、人の流れ等を踏まえ柔軟な区域設定にも留意する。全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考慮する。</p> <p>③ 市町村対策本部の設置</p> <p>市町村は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市町村対策本部を設置する。</p>	<p>【対策の決定】</p> <p>大阪府新型インフルエンザ対策本部会議、同幹事会の開催</p> <p>国内発生が確認された場合、速やかに大阪府新型インフルエンザ対策本部会議、同幹事会を開催し、府内での感染拡大に備えた対策を決定する。病原性が高い新型インフルエンザが府内で発生し、広く感染が拡大するおそれがある場合は、外出の自粛、イベントの自粛、学校の臨時休業等を要請する「流行警戒宣言」を発する。</p> <p>「流行警戒宣言」は、感染が一部の集団、地域にとどまっている場合は発出を見合わせる。府民に対しては、手洗いなど感染防止策の徹底、不要不急の外出の自粛を求める注意喚起を行う。</p> <p>また、府民の不安感を高めるとともに、社会・経済へ与える影響が極めて大きく、観光等における風評被害を招くおそれがあることから、ウイルスが病原性が低い場合は原則として発出しない。</p> <p>感染が特定の地域にとどまっており、地理的に交通の遮断が容易な場合は、地域封じ込めの実施を検討する。なお、実施にあたっては、厚生労働省の感染拡大防止ガイドラインに準じることとし、市町村や警察等との十分な連携を図る。</p> <p>感染が既に拡散していると認められる場合や、交通事情や地理的要因から困難な場合は、地域封じ込めを行わず、感染が確認された地域において感染拡大防止策を実施する。</p> <p>保健所管内関係機関対策会議の開催</p> <p>地域において対策の中心となる保健所は、市町村、郡市区医師会、薬剤師会、消防、警察、社会福祉協議会等とともに対策会議を開催し、次の事項を確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村における相談への対応 <p>感染の拡大に伴う住民の不安を解消するため、市町村における相談体制の充実・強化を要請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 帰国者・接触者外来の確保 <p>保健所は、予め登録している医療機関に対して帰国者・接触者外来の開設と、休日、夜間における診療体制の確保を要請する。特に、夜間、休日に対応が可能な帰国者・接触者外来を管内に1箇所以上確保する。</p> <p>帰国者・接触者外来の開設の際に、感染予防対策として、必要に応じ、府が備蓄する抗インフルエンザウイルス薬やPPE等を一定数配布する。</p> <p>発生した新型インフルエンザの病原性が低い場合、保健所は、医療機関に対して院内感染対策を講じた上で感染の疑いのある患者の診察を受け入れるよう要請する。</p> <p>医療従事者等の感染予防対策</p> <p>引き続き、患者の同居者等の濃厚接触者や、帰国者・接触者外来で診療にあたる医療従事者や救急隊員等搬送従事者等に対して、必要に応じて、府備蓄分</p>	<p>②緊急事態宣言の発出</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言は、政府対策本部長が緊急事態措置を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命・健康を保護できず、社会に混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。 緊急事態措置を実施すべき期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定する。 区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域をもとに、発生区域の存在する都道府県及び隣接県が指定される。 府が発生区域に指定された場合は、特定都道府県知事の権限を適切に行使する。 <p>《危機管理室・健康医療部》</p> <p>③政府現地対策本部</p> <p>府内に政府現地対策本部が設置された場合は適切に連携できるような体制を整える。</p> <p>《危機管理室・健康医療部》</p> <p>④市町村対策本部の設置</p> <p>市町村は、緊急事態宣言が発出された場合、速やかに市町村対策本部を設置する。</p>

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画(たたき台)
<p>(2)サーベイランス・情報収集</p> <p>(2)-1 国際的な情報収集 国は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国際機関・諸外国等を通じて必要な情報を収集する。(厚生労働省、外務省)</p> <p>(2)-2 サーベイランス ① 国は、海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施する。(厚生労働省、文部科学省) ② 国は、医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のため、新型インフルエンザ等患者の臨床情報を収集する。(厚生労働省) ③ 国は、国内の発生状況をできる限りリアルタイムで把握し、都道府県等に対して、発生状況を迅速に情報提供する。都道府県等は、国と連携し、必要な対策を実施する。(厚生労働省)</p> <p>(2)-3 調査研究 ① 国及び都道府県は、発生した国内患者について、初期の段階には、積極的疫学調査チームを派遣し、互いに連携して調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。(厚生労働省) ② 国は、新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性や治療の効果等に関する調査研究と分析を速やかに行い、その成果を対策に反映させる。(厚生労働省)</p> <p>(3)情報提供・共有</p> <p>(3)-1 情報提供 ① 国は、国民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。(関係省庁) ② 国は、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。(厚生労働省、関係省庁) ③ 国は、国民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ、地方公共団体や関係機関</p>	<p>の抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。</p> <p>近畿府県市新型インフルエンザ対策連携協議会の開催 患者発生時等の連絡体制や、共有化した情報の公開、感染拡大防止対策の基準等を再確認するとともに、連携して対策を実施する。 また、風評被害等の実態を把握し、その解消に向けた対策を協議する。</p> <p>②サーベイランス・情報収集 【情報収集】 引き続き、国内外の新型インフルエンザに関する情報を収集する。 【サーベイランス体制の強化】 府内未発生期に引き続き、医療機関等の協力を得て、通常のインフルエンザに関するサーベイランスを実施するとともに、新型インフルエンザに対するサーベイランス体制を強化する。また、サーベイランスから得られる情報から、府内の感染状況や新型インフルエンザの特性等を分析する。 ・定点サーベイランス ・新型インフルエンザ患者の全数把握 ・学校等での集団発生の把握 ・病原体サーベイランス ・入院患者の全数把握 ・薬局サーベイランスの活用</p> <p>③情報提供・共有 【相談体制の強化】 新型インフルエンザ相談電話の充実 海外発生期に引き続き、24時間(休日、祝日を含む)体制による新型インフルエンザ相談電話を継続するとともに、相談件数等の状況に応じ、円滑な相談体制が維持できるよう相談体制の充実・強化を図る。 新型インフルエンザ相談電話は、新型インフルエンザに関する一般的な問い合わせ等の相談について対応する。 なお、発生国からの帰国者や患者の濃厚接触者で発熱・呼吸器症状等を有する</p>	<p>(2)サーベイランス・情報収集 ①情報収集 府は、引き続き国内外の新型インフルエンザに関する情報を収集する。 《健康医療部》</p> <p>②サーベイランス体制の強化 ア 府及び保健所設置市は、府内未発生期に引き続き、医療機関等の協力を得て、以下のサーベイランスを実施する。 ・患者発生サーベイランス(定点サーベイランス) ・強化ウイルスサーベイランス ・入院サーベイランス ・強化学校サーベイランス(国内感染期には短大、大学への報告施設の拡大は中止) ・新型インフルエンザ患者の全数把握 イ 府及び保健所設置市は、国が、医療機関等に対して症状や治療等に関する有用な情報を迅速に提供する等のために実施する、新型インフルエンザ等患者の臨床情報の収集に協力する。 ウ 府及び保健所設置市は、国から提供されたリアルタイムの国内の発生状況をもとに、国と連携し、必要な対策を実施する。 《健康医療部》</p> <p>③調査研究 府は、国と連携し、発生した府内患者について、初期の段階には、積極的疫学調査チームを派遣し、互いに連携して調査を実施し、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析する。 《健康医療部》</p> <p>(3)情報提供・共有 ①情報提供 ア 府は、府民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、府内外の発生状況と具体的な対策等について、その決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を詳細に分かりやすく、できる限り速やかに情報提供する。 イ 府は、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう以下について周知する。 ・ 新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること ・ 個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場</p>

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画(たたき台)
<p>等から寄せられる情報の内容も踏まえて、国民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。(厚生労働省)</p> <p>(3)-2 情報共有 国は、地方公共団体や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。(厚生労働省)</p> <p>(3)-3 コールセンター等の体制充実・強化 ① 国は、国のコールセンター等の体制を充実・強化する。(厚生労働省) ② 国は、都道府県・市町村に対し、状況の変化に応じたQ&Aの改定版を配布するほか、コールセンター等の体制の充実・強化を要請する。(厚生労働省)</p>	<p>府民に対しては、帰国者・接触者相談センターにおいて、帰国者・接触者外来を紹介する。</p> <p>また、府民からの問い合わせが集中する可能性があることから、引き続き、FAQを整備し、府民のお問合せの総合窓口である府民お問い合わせセンターにおいても対応する。</p> <p>なお、新型インフルエンザ相談電話の開設時間等は、相談件数の動向や必要性等を見て、適宜変更していく。</p> <p>市町村に対して、引き続き、新型インフルエンザに関する住民の疑問、不安等の一般的な相談や、受診可能な医療機関の案内等を行う相談体制を整備するよう要請する。</p> <p>引き続き、帰国者・接触者外来のリストを新型インフルエンザ相談電話にも備えるとともに、必要に応じて市町村をはじめ他の相談センターと共用化を図り、円滑な相談体制を運営する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> <p>病原性が低く、容易に感染防止策が取れる場合には、一般医療機関での診察、入院が可能とされる。この場合、疑いのある患者に専門の医療機関を紹介する機能は必要でなくなるため、帰国者・接触者相談センターは休止することとなるが、引き続き、新型インフルエンザ相談電話において府民からの一般的な問合せに対応する。</p> </div> <p>【情報の提供】 府民への注意喚起 引き続き、適切な感染防止対策が実施できるよう、府民に対して、国内外や府内の発生状況、府の実施する対策をはじめ新型インフルエンザに関する最新の情報を正確かつ迅速に提供する。</p> <p>患者情報の公表 府内の患者数や患者確定に関する情報を、報道機関等に定期的に公表する。ただし、根拠のない偏見や風評被害が生じないよう、個人情報の保護に留意する。</p> <p>公表する数値は、原則、患者の確定数、累積数だけでなく、治癒者(健康観察終了者)数及び現患者数を公表する。</p> <p>なお、患者に関する情報は、発生の状況、動向及び原因に関する情報等を公表するという観点から、年齢、性別、属性(職業、校種)、住所地、発症日、渡航歴の有無、発症者(確定患者)との接触歴、症状の経過、治療の状況(在宅、入院の別や投薬状況)、感染可能期間中の立寄先のうち不特定多数が利用する施設等とする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;"> <p>病原性が低い場合、報道機関等に公表する情報は年齢、性別、属性(職業、校種)、住所地、発症日、渡航歴の有無、発症者(確定患者)との接触歴、症状の経過、治療の状況(在宅、入院の別や投薬状況)とする。</p> <p>感染可能期間中の立寄先のうち不特定多数が利用する施設等は、感染力が季節性に比べて著しく強いなど、感染拡大の可能性が高い場合に限り、当該施設等の同意を得て公表する。</p> <p>また、ウイルスの変異や感染力の増大、重症化の傾向など、症例等に特段の状況の変化が見られる場合には、個人が特定されないよう留意しつつ、必要な情報を提供する。</p> <p>なお、PCR検査や診断の確定に必要な場合は、集団発生が起こり、または疑われる集団名を、関係する保健所や医療機関に対して提供できるものとする。</p> </div>	<p>府行動計画(たたき台) 合の対応(受診の方法等) <<危機管理室・健康医療部・その他全部局>> ウ 府は、学校・保育施設等や福祉施設、事業所等での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。 <<府民文化部・福祉部・健康医療部・教育委員会・関係部局>> エ 府は、府民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ内容、市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、府民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握する。 オ 府は、府民の不安等を解消するために、必要に応じて情報提供を行うとともに、その後の情報提供に反映する。 <<危機管理室・健康医療部>> カ 府は、患者発生情報等について、感染防止及び個人情報保護の双方の観点から、あらかじめ決定した基準により報道機関等に定期的に公表する。 <<危機管理室・政策企画部・健康医療部>> キ 府は、感染の拡大を防ぐため、保健所を通じ、必要な患者の情報を関係先に伝達して濃厚接触者の調査や臨時休業の要請等を行う。その場合に、可能な限り患者本人(未成年の場合は保護者)の同意を得るよう努めるものとする。 <<健康医療部>></p> <p>②情報共有 府対策本部等は、国が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、庁内各部局においても共有する。 <<危機管理室・健康医療部>></p> <p>③コールセンター等の体制の充実・強化 ・ 府は、国配布のQ&Aの改定版を活用するとともに、府のコールセンター等の体制を充実、強化する。 ・ 市町村は、国等配布のQ&A改定版等を活用するとともに、コールセンター等の体制を充実・強化する。 <<危機管理室・健康医療部>></p>

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画(たたき台)
<p>(4) 予防・まん延防止</p> <p>(4)-1 国内での感染拡大防止策</p> <p>① 都道府県等は、国と連携し、地域発生早期となった場合には、感染症法に基づき、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察等)などの措置を行う。(厚生労働省)</p> <p>② 国及び都道府県等は、業界団体等を経由し又は直接、住民、事業者等に対して次の要請を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。(厚生労働省) ・ 事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請する。(関係省庁) ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。(厚生労働省、国土交通省) <p>③ 国は、都道府県等や関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。(厚生労働省)</p> <p>(4)-2 水際対策</p> <p>① 国は、渡航者・入国者等への情報提供・注意喚起を継続する。(外務省、厚生労働省)</p> <p>② 国は、在外邦人支援を継続する。(外務省、関係省庁)</p> <p>③ 国は、状況に応じて、感染したおそれのある者に対しては、不要不急の出国を自粛する</p>	<p>関係先への措置</p> <p>保健所は、感染の拡大を防ぐため、必要な患者の情報を関係先に伝達し、濃厚接触者の調査や臨時休業の要請等を行う。その場合にあっては、可能な限り、患者本人(未成年の場合は保護者)の同意を得よう努めるものとする。</p> <p>なお、経済圏や通学圏が共通する地域において、共同して感染拡大防止対策を実施する必要がある場合には、患者またはその濃厚接触者が活動した可能性のある自治体に対して、速やかに必要な情報を提供する。その際、報道提供により公表する情報に加えて、患者及びその接触者の氏名、患者の属する集団名、活動歴、活動範囲などの情報を共有する。</p> <p>病原性が低い場合は、緊急を要するなど、特段の事情がある場合を除いて、原則、関係先への連絡は患者の同意を得ることをする。</p> <p>④ 予防・まん延防止</p> <p>【積極的疫学調査の実施】</p> <p>保健所は、PCR検査の結果、感染が確定した場合、速やかに積極的疫学調査を実施して濃厚接触者を特定し、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うとともに、外出自粛や家庭内感染の防止など、感染拡大防止策の徹底を指示する。</p> <p>保健所は、濃厚接触者に対して、別に定める期間が経過するまで毎日健康観察を行い、症状が見られる場合は速やかにPCR検査を実施して感染の有無を確認する。</p> <p>病原性が低い場合は、できるだけ薬剤耐性ウイルスの出現を避けるため、原則として抗インフルエンザウイルス薬の予防投与は行わない。</p> <p>ただし、濃厚接触者が基礎疾患を有し、重症化のおそれがある場合には、医師の判断により予防投与の対象とする。</p> <p>濃厚接触者に対しては、別に定める期間、自ら健康状態をチェックし、異常があった場合は速やかに保健所に連絡するよう指導する。</p> <p>感染拡大防止策の実施】</p> <p>府内発生早期の段階では、地域全体で積極的な感染拡大防止策を実施することが重要である。</p> <p>病原性が高い場合で感染力が強く、特に甚大な被害が予想される場合は、府内で最初の感染が確認された段階で、学校園、通所施設の臨時休業、大規模集会・興行等の自粛、公共交通機関等の利用自粛、外出の自粛等を要請する。</p> <p>学校園、社会福祉施設等(通所・短期入所施設)の休業</p> <p>① 患者の住所地及び所属する集団の所在地の市町村にある学校園、社会福祉施設等(通所・短期入所施設)に休業を要請する。ただし、患者との接触歴やまん延国への渡航歴などから感染経路が明確で、濃厚接触者が特定できる場合は、当該集団の全部又は一部の休業を要請する。</p> <p>② 感染経路が不明な場合や、濃厚接触者が特定できない場合は、同じ集団に属する人が活動する範囲の学校園、社会福祉施設等(通所・短期入所施設)に臨時休業を要請する。その範囲が他府県に及ぶ場合は、当該府県に速やかに連絡し、同様の対応を要請する。</p>	<p>(4) 予防・まん延防止</p> <p>① 国内での感染拡大防止策</p> <p>ア 府及び保健所設置市は、府内発生早期となった場合には、国と連携し、保健所を通じ、感染症法に基づき、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の同居者等の濃厚接触者への対応(積極的疫学調査、外出自粛要請、健康観察等)等の措置を行う。</p> <p>健康医療部</p> <p>イ 府及び市町村は、業界団体等を経由又は直接、住民、事業者等に対して次の要請を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民、福祉施設、事業所等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。 <p>福祉部・健康医療部・関係部局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨や職場における感染予防策の徹底を要請する。 <p>健康医療部・関係部局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講じるよう要請する。 <p>危機管理室</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等において、感染予防策を強化するよう要請する。

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画(たたき台)
<p>よう勧告する。また、発熱症状等が見られる者が搭乗手続きしようとした場合には、必要に応じて拒否を行うよう、航空会社等に要請する。(厚生労働省、国土交通省)</p> <p>④ 国は、検疫の強化については、病原体の病原性や感染力、海外の状況、国内の状況等を踏まえ、合理性が認められなくなった場合には、措置を縮小する。(関係省庁)</p> <p>(4)-3-1 予防接種 国は、海外発生期の対策を継続し、ワクチンを確保し、速やかに供給する準備を行うとともに、特定接種を進め、また、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施について、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、決定する。</p> <p>(住民接種) ① 国は、住民への接種順位について、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえ、接種順位を決定する。(厚生労働省、内閣官房) ② パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、市町村は接種を開始するとともに、国は、接種に関する情報提供を開始するよう都道府県・市町村に対し求める。(厚生労働省) ③ 市町村は、接種の実施にあたり、国及び都道府県と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、当該市町村の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。(厚生労働省)</p> <p>(4)-3-2 モニタリング 国は、ワクチン接種が終了した段階で、モニタリングに関する総合評価を行う。(厚生労働省)</p> <p>(4)-4 緊急事態宣言がされている場合の措置 緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。 ① 新型インフルエンザ等緊急事態においては、都道府県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。 ・ 都道府県は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、感染拡大防止に効果があると考えられる区域(市町村単位、都道府県内のブロック単位)とすることが考えられる。 ・ 都道府県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。 都道府県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。 ・ 都道府県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、</p>	<p>③ 疫学的にリンクのない感染が府内の複数の地域で確認された場合は、府内全域の学校園、社会福祉施設等(通所・短期入所施設)に臨時休業を要請する。 学校園、社会福祉施設等(通所・短期入所施設)の臨時休業にあたっては、保護者や介護者の休暇等の取得について配慮するよう、企業等に協力を求める。 なお、社会福祉施設等(通所・短期入所施設)に対して休業要請を行う場合には、代替サービスの確保に努めるよう事業者にも協力を求める。</p> <p>大規模集会・興行等の自粛 感染経路が不明な場合や濃厚接触者が特定できない場合は、患者が活動した地域において大規模集会など不特定多数が集まる活動の自粛や興行等の自粛を要請する。対象とする地域を決定するにあたっては、鉄道等のネットワークからみた地域の一体性に留意する。 なお、疫学的にリンクのない感染が府内の複数の地域で確認された場合は、大規模集会・興行等の一斉自粛を要請する。</p> <p>公共交通機関等の利用自粛 公共交通機関における感染拡大防止のため、できるだけ利用を控えるよう呼びかける。 公共交通機関の利用者にマスク着用の励行など適切な感染予防策を講じるよう呼びかけるとともに、公共交通機関に対して利用者への呼びかけを要請する。</p> <p>建物の使用制限、交通の遮断等 感染の拡大を防止するため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、建物の使用制限や交通の遮断などの必要性を検討する。 なお、これらを実施する場合も、目的を達成するために必要な最小限度のものとする。</p> <p>病院、高齢者施設等への感染予防策の強化 病院や高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。</p> <p>個人の感染防止策の徹底 不要不急の外出を自粛し、やむを得ず外出する場合はできるだけ人ごみを避けるよう求める。 学校等の臨時休業等を実施しても、児童・生徒等が外出すると感染拡大防止の効果が期待できないことから、その点について十分な注意喚起を行うとともに、広く関係先に協力を要請する。 不織布マスクは、感染を他に拡げない効果が期待されることから、咳などの症状がある場合にはできるだけ着用するよう求める。また、混雑した電車内など、人との距離が確保できない閉鎖された空間では、飛沫感染を予防するうえで有効であり、不織布マスクを着用することを奨励する。</p>	<p>《福祉部・健康医療部・関係部局》</p> <p>②住民への予防接種 住民への接種(予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種)の実施については、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で決定される。 更に、住民への接種順位については、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえて決定される。 ・ 市町村は、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て接種を開始する。 ・ 府、市町村は、住民に対し、接種に関する情報を提供する。 ・ 市町村は、接種の実施にあたり、国及び府と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設の活用、もしくは医療機関への委託等により接種会場を確保し、原則として、当該市町村の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。</p> <p>《健康医療部》</p> <p>本府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置</p> <p>府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。</p> <p>①外出制限等 ・ 府は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し潜伏期間や治癒までの期間を踏まえ期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。 ・ 対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、感染拡大防止に効果があると考えられる区域(市町村単位、都道府県内のブロック単位)とする。 《危機管理室・健康医療部・その他全部局》</p> <p>②施設の使用制限(学校、保育所等) ・ 府は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。 ・ 府は、要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、府民の生命・健康の保護、府民生活・府民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。 ・ 府は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。 《危機管理室・府民文化部・福祉部・健康医療部・教育委員会》</p>

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画(たたき台)
<p>公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。)に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。</p> <p>都道府県は、特措法第 45 条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。</p> <p>② 国は、人口密度が低く、交通量が少なく、自然障壁等による人の移動が少ない離島や山間地域などにおいて新型インフルエンザ等が、世界で初めて確認された場合、直ちに集中的な医療資源の投入、特措法第 45 条及び感染症法に基づく措置などを活用した地域における重点的な感染拡大防止策の実施について検討を行い、結論を得る(内閣官房、厚生労働省、関係省庁)</p> <p>③ 住民接種</p> <p>市町村は、住民接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。(厚生労働省、都道府県、市町村)</p>	<p>また、接触感染を予防するため、手洗いを励行するとともに、患者の飛沫等が付着したおそれのあるところは、アルコール清拭により消毒することを求める。</p> <p>感染者の特徴を踏まえた感染拡大防止策</p> <p>感染者の共通項や特徴を分析し、それに対する集中的な感染拡大防止策を実施する。</p> <p>[感染者の共通項・特徴]</p> <p>感染者の年齢等の偏り、属している集団、推測される感染源・ルート、共通する行動等</p> <p>ウイルスの病原性が低く、季節性インフルエンザに比べて著しく感染力が強いとは認められない場合は、状況に合わせて以下のとおり対策を緩和する。</p> <p>感染拡大防止策</p> <p>学校園の休業</p> <p>一律の休業要請は行わず、当該学校園の患者の発生状況により、教育委員会等が定めた基準により設置者が休業の要否を判断する。 【参考新型インフルエンザ(A/H1N1)発生時の基準】</p> <p>1) 学級の臨時休業 設置者は、当該学級において、インフルエンザに罹患した児童生徒等がおよそ 5 人(在籍者数の約 10%から 15%)に達した時を一応の基準として、4 日間程度の学級休業を実施する。ただし、特別支援学校、支援学級、小学校低学年、幼稚園等においては、状況に応じて、患者発生を確認した段階で学級休業を検討する。</p> <p>2) 学年の臨時休業 設置者は、当該学年において、学級を超えて広範な感染が認められる場合、4 日間程度の学年休業を実施する。</p> <p>3) 学校の臨時休業 設置者は、当該学校において、学年を超えて広範な感染が認められる場合、4 日間程度の学校休業を実施する。</p> <p>社会福祉施設等(通所・短期入所施設)</p> <p>基本的に休業要請は行わない。当該施設の患者の発生状況により、施設の長等が休業の要否を判断する。</p> <p>大規模集会・興行等の自粛</p> <p>自粛要請は行わない。主催者において開催の必要性を自主的に判断するものとする。 開催する場合は、症状のある人は参加しない、屋内型の場合は参加者同士の席を離したり、こまめに換気を行う、速乾性アルコール消毒薬を設置するなど、感染拡大防止策を工夫するよう求める。</p> <p>特に、宿泊を伴うものにあっては感染のリスクが高まることから、これらを徹底するよう求める。</p> <p>個人の感染防止対策</p> <p>外出自粛等は要請しない。手洗いや咳エチケットの励行、症状がある場合の外出時のマスク着用など、感染しない、感染させない取組みを求める。</p> <p>公共交通機関等の利用自粛</p> <p>利用自粛の要請は行わない。咳エチケット、手洗いの励行、混雑した車内でのマスクの着用などの感染防止対策を求める。</p> <p>患者の属性等に特徴が見られる場合の対応</p> <p>感染した患者の年齢や属性、集団に特徴が見られる場合、保健所は推定される感染源に対して感染拡大防止策の実施等を要請する。</p> <p>建物の使用制限、交通の遮断等</p> <p>建物の使用制限等は求めない。必要に応じて、アルコールによる清拭等を奨励する。</p> <p>【検疫との連携】</p> <p>引き続き、検疫所が実施する検疫において、保健所における航空機同乗者等の健康観察などの対策に対して協力をを行う。</p> <p>海外渡航者との疫学上の関連が認められない事例が国内で確認された場合や、すでに国内での医療体制が確保され、対策の準備が整っている場合には、</p>	<p>③施設の使用制限等(②以外の施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府は、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。 ・ 府は、特措法第 24 条第 9 項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。)に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行う。 ・ 府は、特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、府民の生命・健康の保護、府民生活・府民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。 ・ 府は、特措法第 45 条に基づき、要請等を行った際には、その施設名を公表する。 <<危機管理室・健康医療部・関係部局>> <p>④住民接種</p> <p>市町村は、住民接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。 <<健康医療部>></p>

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画(たたき台)
<p>(5)医療</p> <p>(5)-1 医療体制の整備</p> <p>国は、都道府県等に対し、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続することを要請する。国は、都道府県等に対し、患者等が増加してきた段階においては基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行することを要請する。(厚生労働省)</p> <p>(5)-2 患者への対応等</p> <p>① 都道府県等は、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。(厚生労働省)</p> <p>② 都道府県等は、国と連携し、必要と判断した場合に、地方衛生研究所において、新型インフルエンザ等の PCR 検査等の確定検査を行う。全ての新型インフルエンザ等患者の PCR 検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR 検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。(厚生労働省)</p> <p>③ 都道府県等は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。(厚生労働省)</p> <p>(5)-3 医療機関等への情報提供</p> <p>国は、引き続き、新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従</p>	<p>速やかに検疫体制の見直しを国に要請する。</p> <p>⑤医療</p> <p>【相談体制の整備】</p> <p>帰国者・接触者相談センターの設置</p> <p>帰国者・接触者相談センターを引き続き設置する。</p> <p>【医療体制の整備】</p> <p>帰国者・接触者外来の開設</p> <p>府内で新型インフルエンザ患者の発生が確認された場合には、府内未発生期に「帰国者・接触者外来」の開設準備を要請した医療機関に対して、速やかに「帰国者・接触者外来」の開設を要請する。</p> <p>院内感染防止策の徹底及び医療体制切替への備え</p> <p>引き続き、感染者が帰国者・接触者外来以外の医療機関を訪れる可能性があるため、これらの医療機関に対しても院内感染防止対策を講じるよう要請を行う。また、直ちに府内発生期における医療体制への切替ができるよう、引き続き全ての医療機関に対して準備を要請する。</p> <p>【医療機関等への情報提供】</p> <p>引き続き、医師会等の医療関係団体と連携・調整を図り、新型インフルエンザの症例定義や抗インフルエンザウイルス薬の感受性に関する情報をはじめとする診断・治療に資する情報等について、医療現場にわかりやすい情報提供に努める。</p> <p>症例定義の整備</p> <p>症例定義は、医療機関等が、新型インフルエンザの疑いがあるかどうかを見分ける基準となるものであり、速やかに整備することが必要である。</p> <p>国において全国統一の基準として示すべきものであるが、未整備の間は、府において大阪府新型インフルエンザ対策協議会等の意見を踏まえて暫定的な症例定義を定める。</p> <p>【感染の確定と患者への対応】</p> <p>患者を診察した医師は、症例定義等に基づき、新型インフルエンザの感染を疑った場合、速やかに保健所に疑似症届を行う。</p> <p>診察した医師、または保健所は、検体を採取して府立公衆衛生研究所において確定検査(PCR検査)を行う。</p> <p>入院勧告を行った患者(疑似症含む)の入院医療機関への移送は、府等が保有する搬送車により行う。それにより難しい場合、大阪府は移送先を選定した上で、PPE(個人防護具)の装着や抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うなど、感染防止対策を講じた救急車による搬送を消防機関に依頼する。なお、ウイルスの性状によっては、自家用車で移動することも可能であるが、その場合は、常に携帯電話等で連絡が取れるようにし、指定された外来に行く前に、必ず電話で連絡し、指示を受けるよう徹底する。</p>	<p>(5)医 療</p> <p>①府内未発生期に引き続いての医療体制の整備</p> <p>府及び保健所設置市は、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制や帰国者・接触者外来における診療体制を継続する。</p> <p>《健康医療部》</p> <p>②患者への対応等</p> <p>府及び保健所設置市は、国と連携し、保健所を通じ、以下の対策を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関もしくは、協力医療機関等に移送し、入院措置を行う。 <p>この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要と判断した場合には、府立公衆衛生研究所等において、新型インフルエンザ等の PCR 検査等の確定検査を行う。 <p>全ての新型インフルエンザ等患者の PCR 検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR 検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。 <p>なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関もしくは協力医療機関等に移送する。</p>

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画(たたき台)
<p>事者に迅速に提供する。(厚生労働省)</p> <p>(5)-4 抗インフルエンザウイルス薬</p> <p>① 国は、国内感染期に備え、引き続き、都道府県等や医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。(厚生労働省)</p> <p>② 国は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。(厚生労働省)</p> <p>(5)-5 医療機関・薬局における警戒活動</p> <p>国は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行うよう都道府県警察を指導・調整する。(警察庁)</p> <p>(5)-6 緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <p>緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。</p> <p>① 医療等の確保</p> <p>医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。</p>	<p>検査の結果、感染が確定した場合、保健所を通じ、診察した医師に情報提供を行う。なお、すでに提出の疑似症届はPCR検査確定(陽性)により患者発生届に読み替えるものとする。</p> <p>病原性が低い場合、検体採取後、確定検査の結果が判明するまで、症状が重い場合を除いて患者は原則として自宅で待機する。なお、帰宅にあたってはマスクを着用し、できるだけ公共交通機関を利用しないよう求める。 ※ただし、国において柔軟な対応が可能とされることが必要である。</p> <p>入院医療機関</p> <p>この段階の入院は、重症者の治療と感染拡大を防ぐための患者の隔離に重点を置く。</p> <p>病原性が高い場合、患者(疑似症含む)は陰圧病床が整備された感染症指定医療機関、協力医療機関に優先的に入院させる。</p> <p>急速な患者の増大により感染症指定医療機関や協力医療機関等での入院病床数が不足する場合は、一般の医療機関においても入院を受け入れることが不可欠となる。このため、全ての医療機関に対して、空病床の活用や、軽症者の退院・転院を促すことにより病床全体を新型コロナウイルス専用にするなど、院内感染防止を徹底したうえで必要な病床数を確保するための計画を立てるよう要請する。</p> <p>透析患者やがん患者など、もっぱらハイリスク者の治療にあたる医療機関で、院内感染対策が困難なところについては、新型コロナウイルスの患者の診察・入院を受け入れられないことができるものとする。その場合、各医療機関において、掲示等によりその旨を来院者に告知するよう求める。</p> <p>参考：必要病床数のめやす</p> <p>国の試算から人口按分した大阪の入院患者数</p> <p>一日あたりの最大入院患者数(流行発生から5週目)約7,000人</p> <p>感染症指定医療機関 78床</p> <p>今後整備する陰圧病床 144床</p> <p>結核病院、協力医療機関における病床の確保(対象病床数未設定)</p> <p>不足分(最大約6,800床)は、空き病室の活用や軽症者の退院勧奨等(全体の約10%)により確保</p> <p>7,000-222=6,778</p> <p>→ 6,778÷65,162床(21年6月末日現在一般診療科病床数)</p> <p>≒10%</p> <p>病原性が低く、軽症の場合は、入院勧告を行わず、自宅での療養を基本とする。重症者は、医師の判断により入院治療させる。</p> <p>また、ウイルスの病原性が低い場合は、感染対策を講じた一般医療機関においても入院を受け入れるものとする。</p> <p>患者の入院にあたっては、自家用車による移動を可とする。その際、移送者及び患者にマスクを着用するよう求める。</p> <p>ハイリスク者等への配慮</p> <p>在宅で療養する患者や基礎疾患を有するハイリスク者の感染の機会を減らすためには、医師が電話による診療を行い、定期薬の長期処方を行い、患者が指定したかかりつけ薬局等で受け取れるようにすることが必要である。</p>	<p>《健康医療部》</p> <p>③医療機関等への情報提供</p> <p>府は、引き続き、新型コロナウイルス等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。</p> <p>《健康医療部》</p> <p>④全医療機関での診察への移行</p> <p>府及び保健所設置市は、患者等が増加してきた場合においては、国の要請に基づき、帰国者・接触者外来での診療体制から一般の医療機関(あらかじめ新型コロナウイルス等の診療を行わないこととする医療機関除く。)でも診療する体制に移行する。</p> <p>《健康医療部》</p> <p>⑤抗インフルエンザウイルス薬</p> <p>府は、抗インフルエンザ薬の適切な使用に努めるとともに、医療機関に対してもその旨を要請する。</p> <p>《健康医療部》</p> <p>⑥医療機関・薬局における警戒活動</p> <p>府警察は、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。</p> <p>《府警本部》</p> <p>本府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置</p> <p>府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。</p> <p>・医療等の確保</p> <p>医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じる。</p> <p>《健康医療部》</p>

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画(たたき台)
	<p>薬剤の受取りにあたっては、配達や店外での受け渡しなど、極力、感染機会を減らすよう薬局に要請する。また、外出自粛などにより、薬剤の入手が困難となる一人暮らしの障がい者や高齢者等に対して必要な支援を行うよう、市町村に要請する。</p> <p>また、在宅で療養する患者やハイリスク者が、新型インフルエンザに感染した疑いがある場合は、速やかにかかりつけ医に相談し、受診するよう勧める。その際、医師が電話による診療により新型インフルエンザへの感染の有無について診断ができた場合には、ファクシミリ等により抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋の発行することについて検討を行い、対応方針を周知する。</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>病原性が低い場合でも、慢性疾患を持ち服薬等によるコントロールがされていない患者は重症化のおそれがあるハイリスク者に該当することから、同様の対応とする。</p> </div> <p>【抗インフルエンザウイルス薬】 府内未発生期に引き続き、濃厚接触者や、感染防御をとらずにウイルスに暴露した医療機関従事者、患者搬送した救急隊員、医療機関における警戒活動や患者搬送支援業務に従事した警察官等には、感染拡大を防止する観点から、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。</p> <p>【医療機関、薬局における警戒の強化】 引き続き、抗インフルエンザウイルス薬を狙った犯罪や帰国者・接触者外来などの医療機関での受診トラブルの発生等に備え、医療機関や薬局に対し、警察との連絡通報体制の確立や薬剤の保管管理の徹底等を要請するとともに、必要により警察に対して警戒の強化を要請するなど連携を図る。</p> <p>⑥ワクチン 【ワクチン接種の準備】 プレパンデミックワクチン接種の準備 府内未発生期参照</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>〈再掲〉 新型インフルエンザ発生後、国において、発生したウイルスに対して有効性が期待できるプレパンデミックワクチン（国家備蓄分）の製剤化が行なわれる。 国で用意されたプレパンデミックワクチンが有効な場合は、医療従事者や社会機能維持者を対象に接種の検討を行う。なお、国が決定する医療従事者及び社会機能維持者の具体的な範囲及び接種順位を踏まえ、接種の検討、準備を行う。</p> </div> <p>パンデミックワクチン接種の準備 府内未発生期参照</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>〈再掲〉 新型インフルエンザワクチンの接種にあたっては優先順位を定めておく必要があるが、職務逆行による感染リスクの大きさや国民の生命や安全の確保との直接的な関連の程度から先行的な接種の順位が検討されることとなる。また、医療従事者及び社会機能維持者以外への接種順位については、基礎疾患を持つ方や妊婦等ハイリスク者など重症化しやすい者や、感染の特徴から重症化しやすい年齢層など、発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえ、優先順位が検討されることとなる。 これら優先接種対象者、接種順位は、国において決定されることとなっており、それに基づいて、ワクチン接種の準備を進めていく。 また、実際にワクチン接種を行う場合の混乱に備えて、関係者で十分検討し、対策を立てておく。</p> </div>	

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画(たたき台)
<p>(6)国民生活及び国民経済の安定の確保</p> <p>(6)-1 事業者の対応 国は、全国の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を開始するよう要請する。(関係省庁)</p> <p>(6)-2 国民・事業者への呼びかけ 国は、国民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。(消費者庁、農林水産省、経済産業省、関係省庁)</p> <p>(6)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置 緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。</p> <p>① 事業者の対応等 ・ 指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。その際、国は、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。また、その他必要な対応策を速やかに検討する。(関係省庁)</p> <p>①-2 電気及びガス並びに水の安定供給 電気事業者及びガス事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安</p>	<p>⑦社会・経済機能の維持 【事業者の対応等】 国が全国の事業者に対して、職場における感染予防策や事業継続に不可欠な重要業務への重点化に向けた取組の開始を要請する場合には、関係団体等の協力のもと、府内の事業者へ周知する。</p> <p>【火葬・埋葬体制の確認】 新型インフルエンザによる死者数が多数に上る場合、市町村に対して火葬炉の稼働増強を要請する。また、火葬能力の限界を超える見込みとなった場合は、一時的な遺体安置場所の確保を要請するとともに、それに必要な保冷材や納体袋を確保する。 なお、緊急時に備えて、警察との連絡・通信体制を確保しておく。</p> <p>病原性が低い場合は、市町村に対して、引き続き、火葬能力の現況把握などを行い、死者数の動向に変化があった場合に速やかに対応できるよう、必要な準備を要請する。</p>	<p>(6)府民生活及び府民経済の安定の確保</p> <p>①事業者の対応 府は、府内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を開始するよう要請する。 《健康医療部・関係部局》</p> <p>②府民・事業者への呼びかけ 府は、府民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しては、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。 《府民文化部・商工労働部・環境農林水産部》</p>

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画(たたき台)
<p>定期的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である都道府県、市町村、指定(地方)公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。</p> <p>①-3 運送・通信・郵便の確保 運送事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、感染拡大防止の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。 電気通信事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染拡大防止策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。</p> <p>② サービス水準に係る国民への呼びかけ 国は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、国民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。(内閣官房、関係省庁)</p> <p>③ 緊急物資の運送等 ・ 国、都道府県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定(地方)公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。(国土交通省、関係省庁) ・ 国、都道府県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定(地方)公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。(厚生労働省、関係省庁) ・ 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、国、都道府県は、必要に応じ、指定(地方)公共機関に対して輸送又は配送を指示する。(国土交通省、厚生労働省、関係省庁)</p> <p>④ 生活関連物資等の価格の安定等 ・ 国、都道府県、市町村は、国民生活及び国民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、国民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(消費者庁、農林水産省、経済産業省、関係省庁)</p> <p>⑤ 犯罪の予防・取締り 国は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底するよう都道府県警察を指導・調整する。(警察庁)</p>	<p>現行 府行動計画</p> <p>IV 府内感染期</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>感染拡大が進み、府内で新型インフルエンザの患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態。 全国の都道府県ごとに感染状況が異なることから、都道府県ごとに実施すべき対策について判断を行う。</p> </div> <p>この段階における対策は、感染の急速な拡大の防止に取り組みつつ、対策の主眼を早期の拡大防止策から被害軽減に切り替えることとし、増大する患者への医療の提供、社会機能の低下による混乱の防止を中心とする。 なお、府内感染期であっても、府内の感染状況や新型インフルエンザ患者の症例の特徴等を踏まえ、適切に対策の切り替えを行う。</p>	<p>府行動計画(たたき台)</p> <div style="background-color: #e0f0ff; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>本府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置</p> <p>府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。</p> <p>①事業者の対応等</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。 登録事業者は、医療の提供並びに府民生活及び府民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。 <<危機管理室・健康医療部>> <p>②ガス並びに水の安定供給</p> <ul style="list-style-type: none"> ガス事業者である指定地方公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、ガスの供給に支障を来さないよう必要な措置等、緊急事態においてガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。 水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市町村、水道企業団は、それぞれその行動計画又は業務計画等で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等及び、緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。 <<危機管理室・健康医療部>> <p>③運送の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、感染拡大防止の実施等、緊急事態において貨物を適切に運送するために必要な措置を講じる。 <<危機管理室>> <p>④サービス水準に係る府民への呼びかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> 府は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、府民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。 <<府民文化部・関係部局>> </div> <div style="background-color: #e0f0ff; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>⑤緊急物資の運送等</p> <ul style="list-style-type: none"> 府は、緊急の必要がある場合には、指定地方公共機関である運送事業者に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。 府は、緊急の必要がある場合には、指定地方公共機関である医薬品等販売業者に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、府は、必要に応じ、指定地方公共機関に対して輸送又は配送を指示する。 <<危機管理室・健康医療部>> </div> <div style="background-color: #e0f0ff; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>⑥生活関連物資等の価格の安定等</p> <ul style="list-style-type: none"> 府、市町村は、府民生活及び府民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視する。 必要に応じ、小売業等関係事業者団体に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、府民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。 <<府民文化部・商工労働部・環境農林水産部>> </div> <div style="background-color: #e0f0ff; padding: 5px;"> <p>⑦犯罪の予防・取締り</p> <ul style="list-style-type: none"> 府警察は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。 <<府警本部>> </div>

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画(たたき台)
<p>国内感染期</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。 国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。 <p>(地域未発生期) 各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。</p> <p>(地域発生早期) 各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</p> <p>(地域感染期) 各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。)</p> <p>目的:</p> <ol style="list-style-type: none"> 医療体制を維持する。 健康被害を最小限に抑える。 国民生活・国民経済への影響を最小限に抑える。 <p>対策の考え方:</p> <ol style="list-style-type: none"> 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は実施する。 地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、都道府県ごとに実施すべき対策の判断を行う。 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負担を軽減する。 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 欠勤者の増大が予測されるが、国民生活・国民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負担を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。 	<p>①実施体制</p> <p>【警戒レベル、対策の方針決定】</p> <p>国の行動計画(平成23年9月改定)では、地域における発生段階を定め、「地域発生早期」から「地域感染期」へなど、その移行は必要に応じて国と協議の上で、都道府県が判断するものとなった。</p> <p>このため、府内における発生段階の移行、必要な対策の切り替え等については、新型インフルエンザ対策協議会の意見も踏まえ、対策本部会議において、府内の発生状況等に応じた対策を決定する。</p> <p>新型インフルエンザ対策協議会の開催</p> <p>府内、国内の患者の発生状況から、感染拡大防止策の効果を検証し、疫学的リンクのない患者が府内で広く確認され、感染拡大防止策の効果が期待できない「府内感染期」に至っているか否かの判断を行うとともに、府内感染期における感染拡大防止策や医療体制の切り替え等について検討する。</p> <p>対策本部会議の開催</p> <p>「府内感染期」に至ったことを踏まえた府の感染拡大防止策の見直し及び医療体制の変更を決定する。</p>	<p>4. 府内感染期</p> <p>●状態</p> <ul style="list-style-type: none"> 府内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態。 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。 <p>●対策の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療体制を維持する。 健康被害を最小限に抑える。 府民生活・府民経済への影響を最小限に抑える。 <p>●対策の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は実施する。 地域ごとに発生の状況は異なり実施すべき対策が異なることから、府において、必要な対策の判断を行う。 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 流行のピーク時の入院患者や重症者数をなるべく抑えて医療体制への負担を軽減する。 医療体制の維持に全力を尽くして、健康被害を最小限にとどめる。 欠勤者の増大が予測されるが、府民生活・府民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。 医療体制への負担を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策を縮小もしくは中止する。

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画(たたき台)
<p>(1)実施体制</p> <p>(1)-1 基本的対処方針の変更 国は、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、国内感染期の基本的対処方針を変更し、国内感染期に入ったこと及びその対処方針を公示する。(内閣官房、厚生労働省、全省庁)</p> <p>(1)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置 緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。</p> <p>① 市町村対策本部の設置 市町村は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市町村対策本部を設置する。</p> <p>② 他の地方公共団体による代行、応援等 地方公共団体が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。</p> <p>(2)サーベイランス・情報収集</p> <p>(2)-1 国際的な情報収集 国は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況、各国の対応について、引き続き国際機関・諸外国等を通じて必要な情報を収集する。(厚生労働省、外務省)</p> <p>(2)-2 サーベイランス 国は、全国での患者数が数百人程度に増加した段階では、新型インフルエンザ等患者等の全数把握については、都道府県ごとの対応とする。また、学校等における集団発生の把握の強化については通常のサーベイランスに戻す。(厚生労働省、文部科学省) (地域未発生期、地域発生早期の都道府県における対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国は、引き続き、新型インフルエンザ等患者の全数把握を実施する。(厚生労働省) (地域感染期の都道府県における対応) ① 国は、新型インフルエンザ等患者の全数把握は中止し、通常のサーベイランスを継続する。(厚生労働省) ② 国は、引き続き、国内の発生状況をリアルタイムで把握し、都道府県等に対して、発生状況を迅速に情報提供する。都道府県等は、国と連携し、必要な対策を実施する。(厚生労働省) <p>(2)-3 調査研究 国は、引き続き、感染経路や感染力、潜伏期等の情報を収集・分析するほか、新型インフルエンザ迅速診断キットの有効性や、特に重症者の症状・治療法と転帰等、対策に必要な調査研究と分析を速やかに行い、その成果を対策に反映させる。(厚生労働省)</p>	<p>障がい者や高齢者をはじめとした支援を必要とする住民への対応を、市町村に要請する。</p> <p>②サーベイランス・情報収集 【情報収集】 引き続き、国内外の新型インフルエンザに関する情報を収集する。</p> <p>【サーベイランス】 全数把握 感染の初期の段階においては、患者の全数把握及び積極的疫学調査によって、感染の急速な拡大を防ぐ効果が期待できるが、感染ルートが疫学的に解明できない事例が確認された段階になれば、患者及び入院患者の全数把握、PCRによる全数検査の見直しを行う。 ただし、見直しの時期は、府内の患者数や感染ルートの把握状況等の感染状況、症例の特徴、入院患者数や重症化の特徴等を踏まえ判断する。</p> <p>クラスターサーベイランス 急速な感染拡大を抑えるためには、集団内での感染の端緒をいち早く把握するためのクラスターサーベイランスの徹底が必要であり、引き続き学校等における集団発生の把握を強化する。なお、府内の感染状況等を踏まえ、見直し、通常のサーベイランスへの切り替えを決定する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>府内感染期は、患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態であるが、初期とまん延期では、患者数も大きく異なることから、一律の対策を行うのではなく、府内の感染状況に応じて、柔軟に対策の切り替えを行う。</p> </div> <p>③情報提供・共有 【情報提供】 府民への注意喚起 引き続き、適切な感染防止対策が実施できるよう、府民に対して、国内外・府内の発生状況、府の実施する対策をはじめ新型インフルエンザに関する最新の情報を正確かつ迅速に提供する。</p> <p>【相談体制の強化】 引き続き、府民からの問い合わせに対して相談体制の充実・強化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ相談電話の運営 ・府民お問い合わせセンターの運営 ・市町村における相談体制の運営 <p>府民からの問い合わせに円滑に対応できるよう、関係機関間で情報共有を行う。</p>	<p>(1)実施体制</p> <p>①発生段階の変更 府は、府対策本部会議を開催し、有識者の意見を踏まえるとともに、国と協議し、発生段階の変更及び今後の対策等について決定し、公表する。 <<危機管理室・健康医療部>></p> <div style="background-color: #e0f0ff; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>本府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置</p> <p>府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。</p> <p>①市町村対策本部の設置 市町村は、緊急事態宣言が発出された場合、速やかに市町村対策本部を設置する。</p> <p>②他の地方公共団体による代行、応援等 府及び市町村は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法に基づく他の地方公共団体による代行、応援、職員の派遣等の措置の活用を行う。 <<危機管理室・総務部・健康医療部>></p> </div> <p>(2)サーベイランス・情報収集</p> <p>①情報収集 引き続き、国内外の新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。 <<健康医療部>></p> <p>②サーベイランス</p> <p>ア 全数把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内での報告数が数百例に達し、府内においても感染ルートが疫学的に解明できない事例が確認された段階になれば、患者の全数把握の継続について検討し、府の判断により中止もしくは継続を決定する。 ・中止の時期は、府内の患者数や感染ルートの把握状況等の感染状況、症例の特徴、入院患者数や重症化の特徴等を踏まえ判断する。 <p>イ その他のサーベイランス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者発生サーベイランス(定点サーベイランス)、入院サーベイランスは継続し、ウイルスサーベイランス、学校サーベイランスは通常の体制に戻す。 ・府及び保健所設置市は、国から提供されたリアルタイムの国内の発生状況をもとに、国と連携し、必要な対策を実施する。 <<健康医療部>>

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画(たたき台)
<p>(3)情報提供・共有 (3)-1 情報提供 ① 国は、引き続き、国民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。(関係省庁) ② 国は、引き続き、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、都道府県の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。(厚生労働省、関係省庁) ③ 国は、引き続き、国民からコールセンター等に寄せられる問い合わせや地方公共団体や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、国民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。(厚生労働省)</p> <p>(3)-2 情報共有 ① 国は、地方公共団体や関係機関等との、インターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針を伝達するとともに、都道府県単位での流行や対策の状況を的確に把握する。(内閣官房、厚生労働省)</p> <p>(3)-3 コールセンター等の継続 ① 国は、国のコールセンター等を継続する。(厚生労働省) ② 国は、都道府県・市町村に対し、状況の変化に応じたQ&Aの改定版を配布し、コールセンター等の継続を要請する。(厚生労働省)</p> <p>(4)予防・まん延防止 (4)-1 国内での感染拡大防止策 ① 国及び都道府県等は、業界団体等を経由し又は直接、住民、事業者等に対して次の要請を行う。 ・ 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。(厚生労働省) ・ 事業者に対し、職場における感染予防策の徹底を要請する。(関係省庁) ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策</p>	<p>④予防・まん延防止 【国内での感染拡大防止策】 学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛要請等の感染拡大防止策については、府内発生早期の段階から、ウイルスの病原性や感染力や地域での感染状況等を踏まえ、対策を実施している。 府内感染期においても、府内の感染状況やウイルスの性状等を踏まえ、必要な対策の継続、見直しを行う。 対策については、府内発生早期の「④予防・まん延防止」参照</p> <p>濃厚接触者の扱い まん延状態となった場合、濃厚接触者が疫学的に特定できないことから、抗インフルエンザウイルス薬は治療用に用いることを優先し、原則として予防投与は行わないが、患者の同居者に対しては、その効果等を評価し、予防投与の必要性を判断する。</p> <p>患者の家族等の濃厚接触者に対して感染拡大を防止するため、患者の診察を行った医師に協力要請を行う。その場合、大阪府から医療機関等に対して、わかりやすい濃厚接触者に対する注意事項を示すものとする。</p> <p>集団発生への対策 流行が小規模な段階において、急速な感染拡大を抑えるためには、集団内での感染に対する対策が必要である。 学校や施設などの集団と、保健所、医療機関の情報共有を密にし、疑わしい例がある場合は速やかに検査を実施する。1例について感染が確定した場合は、同一集団内でインフルエンザ様症状を呈するものは検査を待たずに医師の判断で速やかに診断を行い、治療を開始する。 なお、インフルエンザ様症状を呈する者のほとんどが新型コロナウイルスであ</p>	<p>(3)情報提供・共有 ①情報提供 ア 府は、引き続き、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、府内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限り速やかに府民に情報提供する。 イ 府は、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、下記について周知する。 ・ 新型コロナウイルス等には誰もが感染する可能性があること ・ 個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等) <<危機管理室・健康医療部・全部局>> ウ 学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。 <<府民文化部・福祉部・健康医療部・教育委員会・関係部局>> エ 府は、府民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ内容、市町村や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、府民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握する。 オ 府は、府民の不安等を解消するために、必要に応じて情報提供を行うとともに、その後の情報提供に反映する。 <<危機管理室・健康医療部>> カ 府は、患者発生情報等について、感染防止及び個人情報保護の双方の観点から、あらかじめ決定した基準により報道機関等に定期的に公表する。 <<危機管理室・政策企画部・健康医療部>></p> <p>②情報共有 府対策本部等は、国が設置するインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、庁内各課においても共有する。 <<危機管理室・健康医療部>></p> <p>③コールセンター等の継続 府、市町村はコールセンター等の運営を継続する。 <<危機管理室・健康医療部>></p> <p>(4)予防・まん延防止 ①府内での感染拡大防止策 ア 府、市町村は、業界団体等を経由し又は直接、住民、事業者等に対して次の要請を行う。 ・ 府民、福祉施設、事業所等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。 ・ 事業者に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・</p>

<p>政府行動計画</p> <p>を講ずるよう要請する。(厚生労働省、国土交通省)</p> <p>② 国は、都道府県等や関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう引き続き要請する。(厚生労働省)</p> <p>③ 国は、都道府県等や医療機関に対し、地域感染期となった場合は、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者(同居者を除く。)への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、その期待される効果を評価した上で継続の有無を決定する。(厚生労働省)</p> <p>④ 都道府県等は、地域感染期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置(外出自粛要請、健康観察等)は中止する。</p> <p>(4)-2 水際対策 国内発生早期の記載を参照</p> <p>(4)-3 予防接種 国は、国内発生早期の対策を継続し、ワクチンを確保し、速やかに供給するとともに、国は特定接種を、市町村は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。(厚生労働省、内閣官房、関係省庁)</p> <p>(4)-4 緊急事態宣言がされている場合の措置 緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。</p> <p>① 新型インフルエンザ等緊急事態においては、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、都道府県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。 ・ 都道府県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。 <p>都道府県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。 <p>都道府県は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表</p>	<p>現行 府行動計画</p> <p>ることが判明した場合には、検査による1例の感染確定を待たずに、医師の診断をもって新型インフルエンザとして対応する。</p> <p>病原性が低い場合であっても、患者の急速な拡大による混乱を回避するという感染拡大防止の必要性は変わらない。患者の同居者や濃厚接触者に対しては外出自粛等の感染拡大防止に対して協力を求める。 医療機関等に対して、患者の診察時に、家族等への感染拡大防止策の徹底の周知を行うよう、協力を要請する。</p> <p>⑤医療 【医療体制の切替え】 (府内未発生期、府内発生早期) 帰国者・接触者外来において診療</p> <p>(府内感染期) 新型インフルエンザに感染した疑いのある患者は、帰国者・接触者外来に限定せず、原則として、診察時間を分ける「時間分離」または動線や診察室等を分ける「空間分離」により院内感染防止策を講じた全ての医療機関で患者を受け入れるものとする。</p> <p>入院治療は重症者を対象とし、空間分離による院内感染防止(例:一つの病</p>	<p>府行動計画(たたき台)</p> <p>受診の勧奨を要請するとともに、職場における感染予防策の徹底を要請する。</p> <p>〈危機管理室・福祉部・健康医療部・関係部局〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。 <p>〈危機管理室〉</p> <p>イ 府、市町村は、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。</p> <p>〈福祉部・健康医療部・関係各部〉</p> <p>ウ 府及び保健所設置市は、医療機関に対し、府内感染期となった場合は、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者(同居者を除く。)への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、国が効果を評価し、継続の有無を決定するのを待って判断する。</p> <p>エ 府及び保健所設置市は、患者の濃厚接触者を特定しての措置(外出自粛要請、健康観察等)は中止する。</p> <p>〈健康医療部〉</p> <p>②予防接種 市町村は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。</p> <p>〈健康医療部〉</p> <p>本府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置</p> <p>府域において、緊急事態宣言が発出され、かつ、患者数の拡大に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況においては、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。</p> <p>①外出制限 ・ 府は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。 〈危機管理室・健康医療部・その他全部局〉</p> <p>②施設の使用制限 ・ 府は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。 ・ 府は、上記の要請に応じない場合、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、府民の生命・健康の保護、府民生活・府民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。 ・ 府は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。 〈危機管理室・府民文化部・健康医療部・教育委員会〉</p> <p>③施設の使用制限(②以外の施設) ・ 府は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。 ・ 府は、上記の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第11条に定める施設に限る。)に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。 ・ 府は、特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、府民の生命・健康の保護、府民生活・府民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。 ・ 府は、特措法第45条に基づき、要請等を行った際には、その施設名を公表する。 〈危機管理室・健康医療部・関係部局〉</p> <p>④予防接種 ・ 市町村は、特措法第46条に基づく住民接種を進める。 〈健康医療部〉</p>
---	---	--

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画(たたき台)
<p>する。</p> <p>② 国は、国内発生早期の対策を継続し、ワクチンを確保し、速やかに供給するとともに、特措法第46条に基づく住民接種を進める。(厚生労働省、内閣官房、関係省庁)</p> <p>(5)医療</p> <p>(5)-1 患者への対応等 国は、都道府県等に対し、以下を要請する。(厚生労働省) (地域未発生期、地域発生早期の都道府県における対応)</p> <p>① 引き続き、帰国者・接触者外来における診療、患者の入院措置等を実施する。 ② 必要が生じた際には、感染症法に基づく入院措置を中止し、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制とする。</p> <p>(地域感染期の都道府県における対応)</p> <p>① 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。 ② 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。 ③ 医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて国が示す対応方針を周知する。 ④ 医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。</p> <p>(5)-2 医療機関等への情報提供 国は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。(厚生労働省)</p> <p>(5)-3 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用 国は、国及び都道府県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行い、また、各都道府県の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、都道府県の要請等に応じ、国備蓄分を配分する等の調整を行う。(厚生労働省)</p> <p>(5)-4 在宅で療養する患者への支援 市町村は、国及び都道府県と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援(見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行う。</p> <p>(5)-5 医療機関・薬局における警戒活動 国は、引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を</p>	<p>棟を新型インフルエンザ専用にするなど)を徹底した上で、原則として全ての医療機関で入院を受け入れるものとする。</p> <p>患者数の増大に伴い、診察、入院の場が確保できない場合は、陰圧装置をつける、住居等との距離を空けるなどの措置を講じた上で、既存の公共施設等の転用を検討し、必要な医療スタッフの確保・派遣を地域の医療機関等、関係機関に要請する。</p> <p>帰国者・接触者外来は、一般医療機関における診察の受入れに伴い、それとの境界がなくなるが、感染拡大防止に優位性を有しており、引き続き新型インフルエンザ患者の診察において中心的な役割を果たすものとする。</p> <p>インフルエンザ以外の一般患者については、感染の機会を極力少なくするため、長期処方などにより、受診を抑制するよう要請する。</p> <p>病原性が低い場合は、空間分離に関する基準がパーテーションやカーテンの仕切りなどに緩和される可能性がある。ウイルスの性状に即した院内感染防止策を直ちに示すよう要請する。 また、その場合は、一般医療機関と帰国者・接触者外来は特に区分せず、同様に患者の診察を行うものとする。</p> <p>ハイリスク者への対応 基礎疾患があり症状が落ち着いていない方や妊婦などの重症化しやすい患者について感染が疑われる場合には、速やかに専門治療が可能な医療機関への入院など、適切な治療を行うこととする。</p> <p>病原性が低い新型インフルエンザであっても、ハイリスク者では重症化するおそれがあることから、病原性が低いウイルスであっても、ハイリスク者への対応は変えない。</p> <p>検査体制の切替 まん延期においては、感染の拡大自体を止めることは困難であるため、個々の発生例に対するPCR検査は実施しない。</p> <p>【医療機関等への情報提供】 引き続き、新型インフルエンザの症例定義や抗インフルエンザウイルス薬の感受性に関する情報をはじめ、診断・治療に資する情報等を速やかに医療機関等に提供する。情報提供の際には、医師会等の医療関係団体と連携を図り、医療現場にわかりやすい情報が提供できるよう調整を行う。</p> <p>【医療機関、薬局における警戒の強化】 引き続き、医療機関や薬局における混乱による不測の事態の防止のため、警察に対して警戒の強化を要請するなど連携を図る。</p> <p>⑥ワクチン 【ワクチン接種の準備】 プレパンデミックワクチン接種の準備 府内未発生期参照</p>	<p>(5)医療</p> <p>①患者への対応等 府及び保健所設置市は、国と連携し、保健所を通じ、以下の対策を行う。 ・ 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、あらかじめ新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うよう要請する。 ・ 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。 ・ 医師が在宅で療養する患者に対する電話診療により、新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断した場合の医師による処方箋の発行、ファクシミリ等による送付について、国が示す対応方針を周知する。 ・ 医療機関に対し、従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認するよう要請し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるよう調整する。 <<健康医療部>></p> <p>②医療機関等への情報提供 府は、引き続き、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。 <<健康医療部>></p> <p>③抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用 府は、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行うとともに、府内の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を調査し、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、必要に応じ、国に対し、国備蓄分の配分を要請する。 <<健康医療部>></p> <p>④在宅で療養する患者への支援 市町村は、国及び府と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援(見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行う。 <<危機管理室・健康医療部>></p>

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画(たたき台)
<p>図るため、必要に応じた警戒活動等を行うよう都道府県警察を指導・調整する。(警察庁)</p> <p>(5)-6 緊急事態宣言がされている場合の措置 緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。</p> <p>① 医療等の確保 医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。</p> <p>② 都道府県等は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。(厚生労働省)</p> <p>(6) 国民生活及び国民経済の安定の確保</p> <p>(6)-1 事業者の対応 国は、全国の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を講じるよう要請する。(関係省庁)</p> <p>(6)-2 国民・事業者への呼びかけ 国は、国民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。(消費者庁、農林水産省、経済産業</p>	<p>〈再掲〉 新型インフルエンザ発生後、国において、発生したウイルスに対して有効性が期待できるプレパンデミックワクチン(国家備蓄分)の製剤化が行なわれる。 国で用意されたプレパンデミックワクチンが有効な場合は、医療従事者や社会機能維持者を対象に接種の検討を行う。なお、国が決定する医療従事者及び社会機能維持者の具体的な範囲及び接種順位を踏まえ、接種の検討、準備を行う。</p> <p>パンデミックワクチン接種の準備 府内未発生期参照</p> <p>〈再掲〉 新型インフルエンザワクチンの接種にあたっては優先順位を定めておく必要があるが、職務遂行による感染リスクの大きさや国民の生命や安全の確保との直接的な関連の程度から先行的な接種の順位が検討されることとなる。また、医療従事者及び社会機能維持者以外への接種順位については、基礎疾患を持つ方や妊婦等ハイリスク者など重症化しやすい者や、感染の特徴から重症化しやすい年齢層など、発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえ、優先順位が検討されることとなる。 これら優先接種対象者、接種順位は、国において決定されることとなっており、それに基づいて、ワクチン接種の準備を進めていく。 また、実際にワクチン接種を行う場合の混乱に備えて、関係者で十分検討し、対策を立てておく。</p> <p>⑦ 社会・経済機能の維持 【事業者の対応等】 国が全国の事業者に対して、職場における感染予防策や事業継続に不可欠な重要業務への重点化に向けた取組を要請する場合、関係団体等の協力のもと、府内の事業者へ対して周知する。</p> <p>【事業者への支援】 中小企業等の事業者の経営の安定に必要だと考えられる場合に、政府関係金融機関等の特別な融資等の対策を実施するよう、国に対して要請する。</p> <p>【住民生活の支援】 感染がまん延した段階において、障がい者や一人暮らしの高齢者等、支援を必要とする世帯の日常生活に支障をきたすおそれがあることから、市町村において相談体制の確保や必要な支援等を行うよう要請する。</p> <p>病原性が低い場合で、一律の外出自粛が求められない場合であっても、感染のまん延した段階においては、ハイリスク層等は外出を控えることがのぞましいことから、これらの人に対する見守りや生活支援が必要である。</p> <p>【火葬・埋葬体制の確認】 新型インフルエンザによる死者数が多数に上る場合、市町村に対して火葬炉の稼働増強を要請する。死者が多数に上り、火葬能力を上回る場合は、市町村とともに臨時の遺体安置場所や仮埋葬地の確保を図る。 なお、緊急時に備えて、警察との連絡・連携を密にする。</p> <p>病原性が低いウイルスであっても、ウイルスが変異した場合を想定して注意喚起を行う。</p>	<p>⑤ 医療機関・薬局における警戒活動 府警察は、引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。 〈府警本部〉</p> <p>本府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置</p> <p>府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。</p> <p>① 医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じる。 ② 府は、国や市町村と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、臨時の医療施設を設置し医療を提供する。 臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。 〈健康医療部〉</p> <p>(6) 府民生活及び府民経済の安定の確保</p> <p>① 事業者の対応 府は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策を講じるよう要請する。 〈健康医療部・関係部局〉</p> <p>② 府民・事業者への呼びかけ 府は、府民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たり、消費者とし</p>

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画(たたき台)
<p>省、関係省庁)</p> <p>(6)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置 緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。</p> <p>①業務の継続等 ・指定(地方)公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。その際、国は、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。(関係省庁) ・国は、各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員の罹患状況等を確認し、必要な対策を速やかに検討する。(関係省庁)</p> <p>②電気及びガス並びに水の安定供給 国内発生早期の記載を参照</p> <p>③運送・通信・郵便の確保 国内発生早期の記載を参照</p> <p>④サービス水準に係る国民への呼びかけ 国は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、国民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。(内閣官房、関係省庁)</p> <p>⑤緊急物資の運送等 国内発生早期の記載を参照</p> <p>⑥物資の売渡しの要請等 ・都道府県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による取用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。 ・都道府県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。</p> <p>⑦生活関連物資等の価格の安定等 ・国、都道府県、市町村は、国民生活及び国民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。(消費者庁、農林水産省、経済産業省、関係省庁) ・国、都道府県、市町村は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、国民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、国民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(消費者庁、農林水産省、経済産業省、関係省庁) ・国は、米穀、小麦等の供給不足が生じ、又は、生じるおそれがあるときは、備蓄している物資の活用を検討する。(農水省、関係省庁) ・国、都道府県、市町村は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、それぞれその行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。(消費者庁、農林水産省、経済産業省、関係省庁)</p>		<p>ての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。</p> <p style="text-align: right;">《府民文化部・商工労働部・環境農林水産部》</p> <p>本府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置</p> <p>府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。</p> <p>①業務の継続等 ・指定地方公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。 ・府、市町村は、国が行う各登録事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員の罹患状況確認等に協力する。 《危機管理室・健康医療部・関係部局》</p> <p>②ガス並びに水の安定供給 国内発生早期の記載を参照(P.47)。 《危機管理室・健康医療部》</p> <p>③運送の確保 国内発生早期の記載を参照(P.47)。 《危機管理室》</p> <p>④サービス水準に係る府民への呼びかけ 府は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、府民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。 《府民文化部・関係部局》</p> <p>⑤緊急物資の運送等 国内発生早期の記載を参照(P.48)。 《危機管理室・健康医療部》</p> <p>⑥物資の売渡しの要請等 ・府は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、原則として、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しを要請し、同意を得ることを基本とする。 ・府は、緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による取用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。 ・府は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。 《危機管理室・健康医療部・関係部局》</p> <p>⑦生活関連物資等の価格の安定等 ・府、市町村は、府民生活及び府民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視する。必要に応じ、小売業等関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。 《府民文化部・商工労働部・環境農林水産部》</p> <p>・府、市町村は、生活関連物資等の需給、価格動向や実施した措置の内容について、府民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、府民からの相談・情報収集窓口の充実を図る。</p> <p>・府、市町村は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、それぞれその行動計画等で定めるところにより、適切な措置を講じる。 《府民文化部》</p>

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画(たたき台)
<p>⑧新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援 国は、市町村に対し、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。(厚生労働省)</p> <p>⑨犯罪の予防・取締り 国内発生早期の記載を参照。</p> <p>⑩埋葬・火葬の特例等 ・ 国は、都道府県を通じ、市町村に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう、要請する。(厚生労働省) ・ 国は、都道府県を通じ、市町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。(厚生労働省) ・ 国は、新型インフルエンザ等緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合、緊急の必要があると認めるときは、当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定める。(厚生労働省) ・ 都道府県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。</p> <p>⑪新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等 国は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別の措置に関する法律に基づく措置の必要性を検討し、必要な場合には、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特別措置のうち当該新型インフルエンザ等緊急事態に対し適用すべきものを指定する。(内閣官房、関係省庁)</p> <p>⑫新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資 ・ 政府関係金融機関等は、あらかじめ業務継続体制の整備等に努め、新型インフルエンザ等緊急事態において、償還期限又は据置期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合における利率の低減その他実情に応じ適切な措置を講ずるよう努める。 ・ 住宅金融支援機構等は、新型インフルエンザ等緊急事態において、被災者の自力による住宅の復旧等を支援するため、融資条件の緩和等を伴う資金の貸付け及び既存貸付者に対する救済措置を行うよう努める。 ・ 日本政策金融公庫等は、新型インフルエンザ等緊急事態において、影響を受ける中小企業及び農林漁業者等の経営の維持安定を支援するため、特別な融資を実施するなど実情に応じ適切な措置を講ずるよう努める。 ・ 日本政策金融公庫は、新型インフルエンザ等緊急事態において、株式会社日本政策金融公庫法第11条第2項の主務大臣による認定が行われたときは、同項で定める指定金融機関が、当該緊急事態による被害に対処するために必要な資金の貸付け、手形の割引等の危機対応業務を迅速かつ円滑に実施できるよう、危機対応円滑化業務を実施する。</p> <p>⑬金銭債務の支払猶予等 国は、新型インフルエンザ等緊急事態において、経済の秩序が混乱するおそれがある場合には、その対応策を速やかに検討する。</p> <p>⑭通貨及び緊急の安定 日本銀行は、新型インフルエンザ等緊急事態において、その業務計画で定めるところにより、我が国の中央銀行として、銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節を行うと</p>	<p>V 小康期</p> <p>感染がピークを過ぎ、新たな患者の発生が少数にとどまるようになった状態である。</p> <p>この段階での対策は、通常の状態への医療体制の回復と、これまでの対策の評価、次の感染拡大への備えを中心とする。</p>	<p>⑧要援護者への生活支援 ・ 府は市町村に対し、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。 <<危機管理室・福祉部>></p> <p>⑨犯罪の予防・取締り 府内発生早期の記載を参照(P. 48)。 <<府警本部>></p> <p>⑩埋葬・火葬の特例等 ・ 市町村は、火葬場の管理者に対し、可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。 ・ 市町村は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。 ・ 府は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。 ・ 府は、遺体の検案等の実施について必要な措置を講じる。 <<健康医療部・府警本部>></p> <p>⑪新型インフルエンザに関する中小企業向け融資 ・ 府は、新型インフルエンザの影響により売り上げが減少するなど、中小企業の経営に支障が生じた場合(国における業種指定が必要)、中小企業の資金繰り円滑化に資する融資を実施するなど、適切な措置を講ずるよう努める。</p> <p>(参考：政府系金融機関における措置) ・ 政府関係金融機関等は、あらかじめ業務継続体制の整備等に努め、償還期限又は据置期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合における利率の低減その他実情に応じ適切な措置を講ずるよう努める。 ・ 日本政策金融公庫等は、影響を受ける中小企業及び農林漁業者等の経営の維持安定を支援するため、特別な融資を実施するなど実情に応じ適切な措置を講ずるよう努める。 ・ 日本政策金融公庫は、株式会社日本政策金融公庫法第11条第2項の主務大臣による認定が行われたときは、同項で定める指定金融機関が、当該緊急事態による被害に対処するために必要な資金の貸付け、手形の割引等の危機対応業務を迅速かつ円滑に実施できるよう、危機対応円滑化業務を実施する。 <<商工労働部>></p>

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画(たたき台)
<p>もに、銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じ、信用秩序の維持に資するため必要な措置を講ずる。</p> <p>小康期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・大流行はいったん終息している状況。 <p>目的:</p> <p>1) 国民生活・国民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。</p> <p>対策の考え方:</p> <p>1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。</p> <p>2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について国民に情報提供する。</p> <p>3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。</p> <p>4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。</p> <p>(1)実施体制</p> <p>(1)-1 基本的対処方針の変更</p> <p>国は、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、縮小・中止する措置などに係る小康期の基本的対処方針を変更し、小康期に入ったこと及びその対処方針を公示する。(内閣官房、厚生労働省、全省庁)</p> <p>(1)-2 緊急事態解除宣言</p> <p>国は、緊急事態措置の必要がなくなった場合は、解除宣言を行い、国会に報告する。(内閣官房、厚生労働省、全省庁)</p> <p>「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合 ・ 患者数が減少し、医療提供の限界内におさまり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合 ・ 症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたつた場合 <p>などであり、国内外の流行状況、国民生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定する。</p> <p>(1)-3 対策の評価・見直し</p> <p>国は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、行動計画、ガイドライン等の見直しを行う。(内閣官房、厚生労働省、関係省庁)</p>	<p>①実施体制</p> <p>【新型インフルエンザの感染の見極め】</p> <p>対策協議会の開催</p> <p>患者の発生が減少し、低い水準にとどまる小康・終息期に入ったか否かを判断する。</p> <p>感染がいったん収まっても再び感染が拡大する「ゆり戻し」がないか、新たな新型インフルエンザの発生のおそれがないかなど、今後の見通しについての意見を集約する。</p> <p>対策本部会議の開催</p> <p>新型インフルエンザのための特別な対策を解除し、通常の体制に戻ることを選定する。</p> <p>全ての活動を平時に戻すための「終息宣言」、「安全宣言」など、対策本部長による宣言を検討する。</p> <p>一連の対策に関する検証、分析を行い、行動計画の改定に反映する体制を整備する。</p> <p>近畿府県市連携協議会の開催</p> <p>各府県市の経験を共有化するとともに、府県市間連携の評価、検証を行う。</p> <p>被害の回復や損失に対する補填を国に求めるとともに、経済等への影響を回復するための共同した取組みを進める。</p> <p>②サーベイランス・情報収集</p> <p>【情報収集】</p> <p>引き続き、国内外の新型インフルエンザに関する情報を収集する。</p>	<p>5. 小康期</p> <p>●状態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・ 大流行はいったん終息している状態。 <p>●対策の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府民生活・府民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。 <p>●対策の考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 ・ 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について府民に情報提供する。 ・ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 ・ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。 <p>(1)実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 府対策本部、市町村対策本部の廃止 <p>府は、政府対策本部が廃止された時、市町村は、緊急事態解除宣言が発出された時は、速やかに府対策本部又は市町村対策本部を廃止する。</p> <p style="text-align: right;">《危機管理室・健康医療部》</p>

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画(たたき台)
<p>(1)-4 政府対策本部の廃止 国は、新型インフルエンザ等に罹患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザに罹患した場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなった時、又は感染症法に基づき、国民の大部分が新型インフルエンザ等感染症に対する免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨を公表がされた時、若しくは感染症法に基づき、新感染症に対し、感染症法に定める措置を適用するために定める政令が廃止された時に、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部を廃止し国会に報告し公示する。</p> <p>(1)-5 都道府県対策本部、市町村対策本部の廃止 都道府県は、政府対策本部が廃止された時は、市町村は、緊急事態解除宣言がされた時は、速やかに都道府県対策本部又は市町村対策本部を廃止する。</p> <p>(2)サーベイランス・情報収集 (2)-1 国際的な情報収集 国は、海外での新型インフルエンザ等の発生状況、各国の対応について、国際機関・諸外国等を通じて必要な情報を収集する。(厚生労働省、外務省)</p> <p>(2)-2 サーベイランス ① 国は、通常のサーベイランスを継続する。(厚生労働省) ② 国は、再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。(厚生労働省、文部科学省)</p> <p>(3)情報提供・共有 (3)-1 情報提供 ① 国は、引き続き、国民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。(関係省庁) ② 国は、国民からコールセンター等に寄せられた問い合わせ、地方公共団体や関係機関等から寄せられた情報等をとりまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。(関係省庁)</p> <p>(3)-2 情報共有 国は、地方公共団体や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。(内閣官房、厚生労働省)</p> <p>(3)-3 コールセンター等の体制の縮小 国は、状況を見ながら、国のコールセンター等の体制を縮小するとともに、都道府県・市町村に対しコールセンター等の体制の縮小を要請する。(厚生労働省)</p>	<p>【サーベイランス】 感染が収まって、感染の「やり戻し」等に注意を払う必要があるため、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続するとともに、再流行の早期探知のため、引き続き、学校等における集団発生の把握を強化する。</p> <p>③情報提供・共有 【情報提供】 府民に対して、小康期に入ったことを情報提供するとともに、第二波、やり戻しに対する注意やその備えの必要性、適切な感染防止対策の継続について、引き続き、正確かつ迅速な情報提供を行う。</p> <p>【相談体制】 引き続き、府民からの問い合わせに対して相談体制を継続する。なお、府民からの相談件数、内容等を踏まえ、相談体制の見直しを行う。</p> <p>④予防・まん延防止 【感染拡大防止策】 府内の感染拡大防止策について、府内の感染状況や国内の状況等を踏まえ、縮小、見直しを行う。</p>	<p>(2)サーベイランス・情報収集 ①国際的な情報収集 府は、内外での新型インフルエンザ等の発生状況、各国の対応について、国や国際機関等を通じて必要な情報を収集する。 <<健康医療部>></p> <p>②サーベイランス 府及び保健所設置市は、通常のサーベイランスを継続するとともに、再流行を早期に探知するため、ウイルスサーベイランス及び学校サーベイランスを再び強化する。 <<府民文化部・福祉部・健康医療部・教育委員会>></p> <p>(3)情報提供・共有 ①情報提供 ・ 府は、引き続き、府民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。 ・ 府は、府民からコールセンター等に寄せられた問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられた情報等をとりまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。 <<危機管理室・健康医療部>></p> <p>②情報共有 ・ 府は、国のインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持する。 <<危機管理室・健康医療部>></p> <p>③コールセンター等の体制の縮小 ・ 府、市町村は、状況を見ながら、コールセンター等の体制を縮小する。</p>

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画(たたき台)
<p>(4) 予防・まん延防止</p> <p>(4)-1 水際対策 国は、海外での発生状況を踏まえつつ、渡航者等への情報提供・注意喚起の内容を順次見直す。(外務省、厚生労働省)</p> <p>(4)-2 予防接種 市町村は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。</p> <p>(4)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置 緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行うことが重要である。</p> <p>① 予防接種 市町村は、国及び都道府県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。</p> <p>(5) 医療</p> <p>(5)-1 医療体制 都道府県等は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。(厚生労働省)</p> <p>(5)-2 抗インフルエンザウイルス薬</p> <p>① 国は、国内外で得られた新型インフルエンザ等についての知見を整理し、適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を作成し、都道府県等及び医療機関に対し周知する。(厚生労働省)</p> <p>② 国及び都道府県は、流行の第二波に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。(厚生労働省)</p> <p>(5)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置 必要に応じ、国内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。</p> <p>(6) 国民生活及び国民経済の安定の確保</p> <p>(6)-1 国民・事業者への呼びかけ</p>	<p>⑤ 医療</p> <p>【医療体制】 府内の感染拡大防止策について、府内の感染状況や国内の状況等を踏まえ、通常の医療体制への見直しを行う。 なお、医療機関等に対しては、引き続き、院内感染防止対策の継続を要請する。</p> <p>【医療機関等への情報提供】 引き続き、医師会等医療関係団体と連携・調整を図り、新型インフルエンザに関する情報の共有を図り、医療現場に対して情報提供を行う。</p> <p>【資器材等の点検・補充】 抗インフルエンザウイルス薬について、府の備蓄分や府内の医薬品卸売業者等の市場流通における在庫状況の把握を行う。 PPE、迅速検査キットなどその他の資器材についても、在庫状況を把握し、次の感染拡大や新たな新型インフルエンザの発生に備えて、不足分の補充計画を立てる。</p> <p>⑥ ワクチン 府内で実施したパンデミックワクチン接種について、市町村、医療関係団体等から情報収集等、検証を行うとともに、国に対して、必要な改善内容等について要請する。</p> <p>⑦ 社会・経済機能の維持</p> <p>【業務の再開】 国の方針、府内の感染状況等を踏まえ、業務再開について周知する。</p> <p>【火葬・埋葬体制の確認】 府内の火葬・埋葬の状況について把握する。</p> <p>【事業者への支援】 中小企業等の事業者の経営の安定に必要なと考えられる場合に、政府関係金融機関等の特別な融資等の対策を実施するよう、国に対して要請する。</p>	<p style="text-align: right;">《危機管理室・健康医療部》</p> <p>(4) 予防・まん延防止</p> <p>・予防接種 市町村は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。</p> <p style="text-align: right;">《健康医療部》</p> <p>本府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置</p> <p>府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。</p> <p>・予防接種 市町村は、国及び都道府県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。 《健康医療部》</p> <p>(5) 医療</p> <p>・府及び保健所設置市は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。 ・府は、流行の第二波に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。</p> <p style="text-align: right;">《健康医療部》</p> <p>本府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置</p> <p>府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。</p> <p>必要に応じ、府内感染期に講じた措置を適宜縮小もしくは中止する。 《危機管理室・健康医療部》</p> <p>(6) 府民生活及び府民経済の安定の確保</p>

政府行動計画	現行 府行動計画	府行動計画(たたき台)
<p>国は、必要に応じ、引き続き、国民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。(消費者庁、農林水産省、経済産業省、関係省庁)</p> <p>(6)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <p>①業務の再開</p> <ul style="list-style-type: none"> 国は、全国の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。(厚生労働省、関係省庁) 国は、指定(地方)公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。(関係省庁) <p>②新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資</p> <p>国内感染期の記載を参照。</p> <p>③新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等</p> <ul style="list-style-type: none"> 国は、国内の状況等を踏まえ、国内感染期で講じた措置を継続し、また、合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止する。(内閣官房、関係省庁) 都道府県、市町村、指定(地方)公共機関は、国と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止する。(厚生労働省、関係省庁) 		<p>府行動計画(たたき台)</p> <p>①府民・事業者への呼びかけ</p> <p>府、市町村は、必要に応じ、引き続き、府民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。</p> <p style="text-align: right;">《府民文化部・商工労働部・環境農林水産部》</p> <p>本府が緊急事態宣言区域に指定されている場合の措置</p> <p>府域において、緊急事態宣言が発出されている場合は、上記の対策に加え、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の対策を講じる。</p> <p>①業務の再開</p> <ul style="list-style-type: none"> 府は、府内の事業者に対し、感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小もしくは、中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。 府は、指定地方公共機関に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。 《危機管理室・健康医療部》 <p>②新型インフルエンザに関する中小企業向け融資</p> <p>府内感染期の記載を参照(P. 57)。 《商工労働部》</p> <p>③緊急事態措置の縮小、もしくは中止等</p> <ul style="list-style-type: none"> 府、市町村、指定地方公共機関は、国と連携し、府内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、緊急事態措置を縮小もしくは中止する。 《危機管理室・健康医療部・関係部局》